

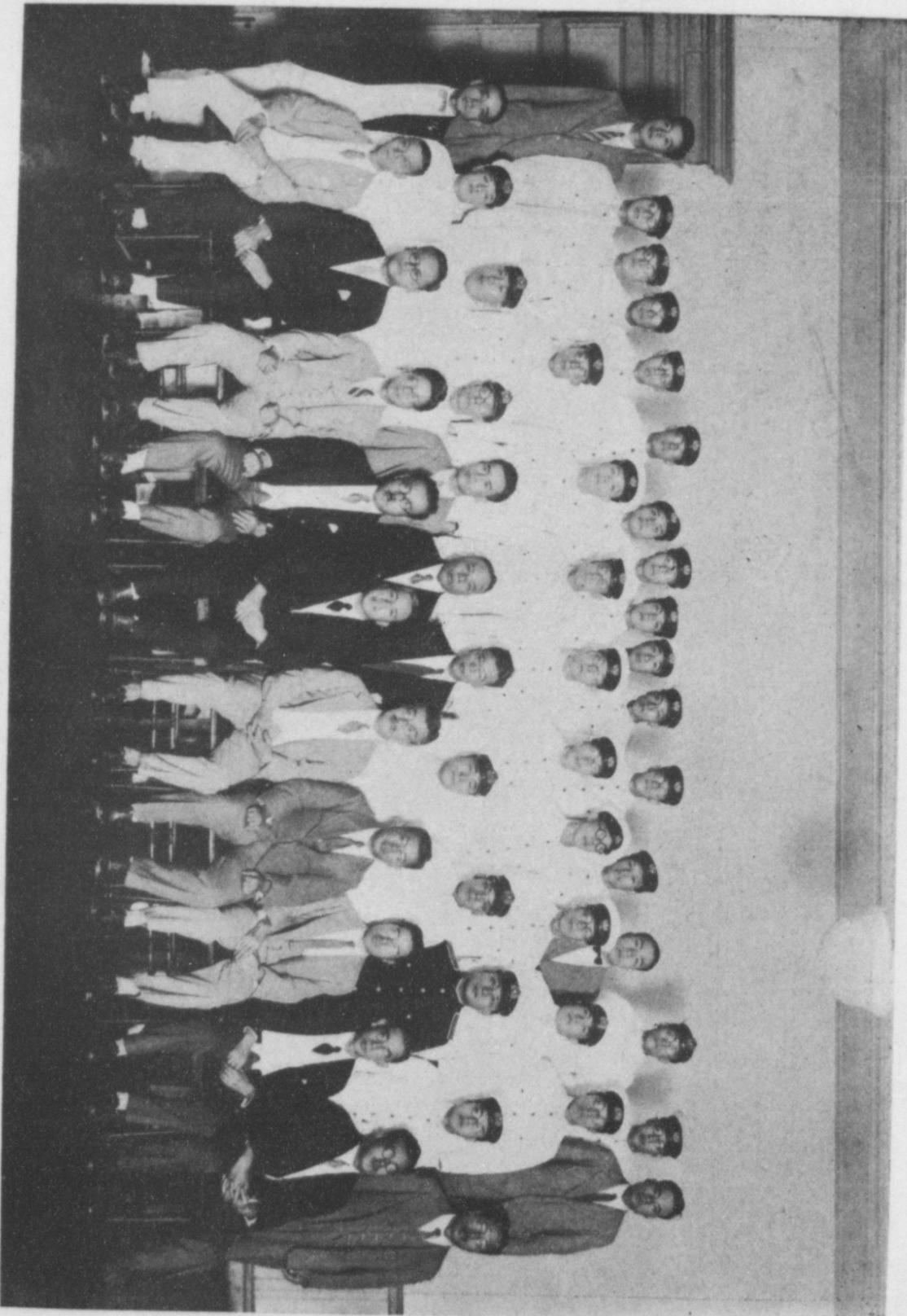
刑 政

昭和十七年二月二十六日第三號發售(毎月一回一日發行)
昭和十七年九月二十八日印刷
第四十五卷 第十號

號 十 第 號 月 十 卷五十四第

性 囚人の感受性と官吏の感受 (卷頭言)	正 木 亮 2
一般智能と行刑成績	青木誠四郎 4
刑務作業に關する諸 問題(承前)	尾後貫莊太郎 17
逃走の研究(下)	中尾文策 27
英國の刑務所(下)	アレキサンダー・ ペーターズン 42
海外時報	53
行刑小話	玖波文一郎 58
監獄むかし物語	杉野喜祐 65
拘禁生活者の潜在意識	吉田教靈 68
歐米刑務所視察	乙坂佳性 70
雜報——海外異聞錄——刑政俳壇—— 家庭の頁——讀者の頁——行刑統計—— 敘任辭令——	

財團 法人 刑務協會 發行



影撮念記式了修生習練別特回五第



(走網道柔 年少岡盛道剣) 影撮念記勝優會大道武所務刑回七第區一第



刑 政

卷五十四第
號十第

囚人の感受性と官吏の感受性

われわれは多かれ少かれいづれもが感受性を持つて居る。而して、その感受性は意志の力と理智の濃度によつて左右されるが、又同時に對者の力によつて左右される場合が多いのである。

所謂行刑の感化はこの感受性の應用に終始するものであることを知らねばならない。感受性は善に對する場合と惡に對する場合とに對等に働くが、その何れに働かしめるかは結局理智の力によらねばならぬのである。

行刑上教育問題が重要視されるのはこの理智の力を養ふが爲であることを知らねばならない。

行刑の感化は一には囚人相互間の感受性の闘争であり、囚人と役人間の感受性の闘争である。囚人間に於て例へば善玉と惡玉とが闘争を始めたとき感受性の強い善玉が感受性の弱い惡玉より惡の感染を受けることは何人も認める。役人と囚人との間に於て例へば感受性の強い役人が囚人の人格から反て惡感化を受けることのある場合をわれわれは絶對的に否定することは出来ぬのである。

行刑は感化力をその生命とする。しかし、その感化力が上述の如く悪く働くときは行刑は竟に破滅である。従來は只この點を囚人の形式的分類によつてのみ解決しようとしたが、今日はこの點を科學的に發見せんが爲めに特に心理學的知識が要望されるのである。

囚人間に於ける感受性の闘争は比較的容易に片づけることが出来る。しかし、われわれの最も怖れるところは囚人對役人の感受性の闘争である。試みに願ひよ、いつも囚人の間に介在するが故に役人の根性がひ

がみ易くなつて居るといはれるではないか。更に、文獻を繙いて見よ思想的犯罪者が役人を感化しようとした事例が幾多擧げられて居るではないか。

わたくしは惟ふ。今にして、刑務官吏が人格を修養し、知識を磨くにあらざれば行刑は役人と囚人との主客が顛倒するにあらざるかと。殊に、之れから始めねばならぬ思想犯人の處遇に付いて特にその必要を感じるのである。思想的犯人には比較的知識の豊富な者が多い。従つて彼等は役人の感受性を利用するにさして難事ではないのである。之に對し役人は如何に處すべきか。それは各自が確固たる信念をつくり不斷に知識を磨く外には途がないのである。

その意味に於て今後思想犯罪者に對して取らねばならぬ第一の對策は刑務官吏の教養でなくてはならぬが、その教養の方法はさし當り、之を二つの觀點に置かねばならぬ。その一は對者に感受せしめ得るだけの人格に作りあげること。この人格は権力や腕力を離れて徳の力で行刑を爲し遂げて行くといふ信念を作らすことに於て期待せられる。その二は學識の養成である。學識の養成は冷靜なる批判力と明徹な推理力とを作ることによつて期待せられる。現在のわが國家制度の基礎の上に成立して居る條理や慣習から割り出して對者に感受せしめ得る知力を養ふことに於てその點が成功するのである。

否、刑務官吏に對するかやうな教養はひとり思想犯人に對してのみ必要なものではなくて總ての收容者に對しても亦必要なものである。行刑の教育化はその點を離ることが出来ない。願くば、刑務官各位の此の點に關する自省を望むと共に更に一段の研鑽を庶幾するものである。

昭和七年九月十四日

正 木 亮

一般智能と行刑成績

—川越少年刑務所よりの行刑技術學への貢賦—

(行刑の技術學的考察〔二〕)

青木誠四郎

内 容

- 一、緒言
- 二、少年犯人の智能
- 三、知り得る行刑成績
- 四、智能と行刑の經歷(以上本號)
- 五、智能と刑務所に於ける行刑成績
 - A、智能と作業成績
 - B、智能と情意傾向
- 六、概 括

一、緒 言

一般智能——いはゆる智能——の理論的性質に就ては、今日尙種々な異説があつてこれが結

論に到達してゐるとは云はれない。併しその人間の實際生活に於ける意味に就ては、すでに多くの事實が知られ、また多くの關係が確かめられて來てゐるものがある。例へば智能と職業生活との間にいかなる關係が存するであらうかとか、智能と學習との間にいかなる關係が保たれてゐるだらうかとか、あるひは智能の個人による差異はいかなる状態にあるだらうかと云ふが如き問題についての究明がそれである。

かやうな人間生活の諸相と智能との密接な關係の示されるものあるとき犯罪の研究に關心する學徒がまた智能と犯罪との關係に注目して種々な研究をなすに至つたことはまことに當然な事と云はねばならぬ。然らばこれ等の研究は私達にいかなることを示したか。これ等の研究はいづれもかゝる犯罪に陥れる人々の智能の低さを示すに至つてゐるのである。これをわが國に見ても谷學士は、多摩少年院の收容者についてその智能の低きもの多きを觀察報告せられ、高瀬學士は成年受刑者について軍隊智能検査を施されて、その智能が軍隊集團に比して劣つてゐる事を結論された。^(註四)更に諸外國にこれを見れば、その調査報告はあげて數ふべくもない程多いのであるが、その結果はやはり同様に犯罪者の智能の低さを告げてゐるのである。^(註五)

勿論、犯罪と智能との關係はしかく單純なものではないのであるが、その間に何等かの關係があり、従つて犯罪の心理學的研究に對して智能を調査することが一つの光を投ずるものある事は考へられる。然しこれは私達行刑の事に携るものに幾何の方法的根據を與へるであらうか。勿論、犯罪者には智能低きものが多い事は明かになるだらう。又ある種の犯罪行為は智能低き

ものに於て見られるものである事もわかるだらう。が然らばそれ等の人々のいかなる点に注意して、いかにこれを教育するときはじめて行刑の効果をあげる事ができるかについて、是等は唆へてゐるであらうか。行刑學の權威は今日の行刑が科學的に行はるべきことを私達に教へてゐる。^(註七) 又人は行刑が眞の個性の認識に基づいて行はれなくてはならぬことを説いてゐる。^(註八) その場合に於て私達が受刑者の心身を考査してゆかうとして智能を査定するのは、上述の如き犯罪者の智能を決定するのみの仕事として終を告げてはなるまい。私達は、どこまでも、これを行刑の實際の上にかに關係せしむべきかを考へ、いはゞ行刑技術の上の一つの道を開くことを念願しなくてはならないのである。私は一般刑事人類學——智能の調査は實にその一つのみ、やかなる部分をなすものであるが——の一半の目途するところもこゝにあるのであらうと信ずる。

かくて私はこの稿に於て、智能の高さ、低さ、が、行刑の目的を遂行する上に、いかなる關係にたつかを觀察して、今後の同じ業績の一つの棄石たらうとするものである。尙私はこの行刑の成績と智能の高低との關係についての究明が、一面刑事政策的考慮の上にも一つの忠言をもたらずであらう事を信ずるものであることをもこゝに附言しておき度い。

(註一) 智能水準と職業生法との關係、失業と智能との關係についての諸種の調査の如きこれである。

(註二) 一般に智能低きものに於ては、學習はその進歩が遅い。拙著、學習の實驗的研究(二) 心理學研究第六卷第六輯、昭和七年十二月、はこの關係について多少明かにすると

ころがあつた。

(註三) 谷學士、少年犯罪者に關する精神病學的研究、神經學雜誌、第三十一卷、第一號、昭和四年九月、第一〇頁。

(註四) 高瀬學士、受刑者に對する智能検査の結果、心理學論文集(二)、昭和四年十二月、第二八三頁。

(註五) その例を最近のものに求むれば Ricker, C. S. A study of 300 inmates of a state farm. J. of Juvenile Research, 1932, No. 2, p. 108. の如きこれである。

(註六) かくて私達は、かゝる結果より犯罪生活と智職の低劣さとが密接な關係ありと考へなくてはならぬようにされてゐるのであるが、そこには尙一步深く考ふべきものがある。私はさきに少年犯人の智識について調査して(拙著、少年犯人の智識傾向心理學研究、五ノ二) この結果から智能検査の結果としての犯人の智能の低さについて疑をはさんだのであつたが、今假りにこれを低しとして見ても私達が少年犯人の生活史などを調査して見るとその間の關係はしかく單純なものでないことを思はしめるものがある。谷學士がその研究に於て智能異常以上に性格異常の問題に注意すべきを説かれてゐるのなどは、その關係の複雑性を語るものと見なくてはならないのである。(谷學士、右同著、同頁)

(註七) 正木學士はかつて「行刑の科學的轉回」(行刑時論、第一二〇頁)を説かれ、また最近に於ては、「最近に於ける世界の行刑思潮及其の現況」(刑政第四十五卷、第六號)に於て科學行刑の展開を説かれてゐる。これ等は私達をして今日の行刑が科學的行刑たるべきを認めしむるものと云つてよさ。

(註八) Arbore, P. Il trattamento dro' l'attico della criminalità. Scuola pos. 1931, 39, 129-151 に於て伊太利新刑法が、犯罪者の個性についての完全適確なる智識に基かないために、その効果は

局限されるだらうと論じてゐる。(Psychological Abstracts. Vol. VI. No. 1. 1932. P. 40. 2142)

二、少年犯人の智能

まづ私は、この研究の資料たる少年の智能がいかなる状態にあるかを見よう。上述の如くかゝる調査は従来とも多く行はれて来たのであつて、こゝに用ひようとしてゐる素材にしかく特異なるものが存するのではない。たゞわが國に行はれたものは、いづれも集團的検査の方法による結果であつて、智能検査本来の方法とも云ふべきビネの個別的方法を實施したものでなかつたのであるが、この點に於てこゝに用ひるものはやゝ一つの特異性があると云つてよい。即ちこゝに考察しようとする資料は私達の川越少年刑務所に於て昭和五年五月より新收容者に行ひ來つた個別的検査——鈴木、ビネー法——の結果によるものであつて、智能の査定に於ては、比較的正確なものによつてゐると云ふことができるのである。(註二)

私はこゝに昭和五年五月より全六年三月に至る八ヶ月間に査定した少年犯人のうち、竊盜犯人七四名を選び、そのうち多少とも言語使用の智能査定に於てハンディキャップを有してゐると見られる朝鮮生れの少年を除外した七〇名について、この資料を得て研究を遂げようとするものである。

少年達の入所當時の生活年齢は第一表の如く最年少十四歳七ヶ月、最年長一八歳四ヶ月、平均一七歳二七月であつて、その智能年齢は第二表の如く、最低七歳一〇ヶ月、最高一六歳であつて平均

均一一歳一一ヶ月にあたる。

第一表

生活年齢	人員
14-1.....15	3
15-1.....16	3
16-1.....17	19
17-1.....18	34
18-1.....19	12
平均	17-2.7

第二表

智能年齢	人員	割合(%)
--8. 歳	2	2.7
8-1.....9. 歳	4	5.7
9-1.....10	4	5.7
10-1.....11	3	4.3
11-1.....12	14	20.0
12-1.....13	30	42.8
13-1.....14	12	17.1
14-	1	1.4
計	70	100.0
平均	11.11	

これ等の結果を智能指數によつて示すと——生活年齢十六歳以上のものはビネーの約束に従つてこれを十六歳と見なして——第三表Aの如くであつて、七〇—七九までのものが最も多く、これに次いで八〇—八九のものが多いのであるが全體として著しく低いものを見るのであつて、これを個別的査定の一例としてパークシャーのインダストリアル、フアイム(農業感化院)の收容者と比較して見ると——第三表B——その低きに於て著しい相異の示されてゐるのを見るのである。もとより私達の結果は、殆んど全部が一六歳以上であるのに、この結果は全部が一六歳以下であるので比較は完全にはできないが、いづれとするも著しき低きに多いのを見るのである。(註三)

たゞこゝに智能の發達限界を十六歳と見る事については種々な疑問がある。まづ鈴木、ビネー法の構成は、十五、並に十六歳に於てはその検査の数が少く鈴木氏自身も正確な測定は十四歳

第三表

智能指數	A		B	
	人員	%	人員	%
-49	1	1.4	0	
50-59	6	8.6	1	1.1
60-69	8	11.4	7	7.1
70-79	36	51.4	27	27.5
80-89	18	25.7	25	25.6
90-99	0		25	25.6
100-109	1	1.4	11	11.1
110-119	0		1	1.1
120-129	0		1	1.1
計	70	100	98	100

(註四)

までとされてゐる事は、十五、六歳の査定の不十分を意味するもので、その年の査定の不合格は必ずしも智能の未發達を示さないことゝなるから、十六歳までの査定が通過しなければ、智能普通に達しないとすることは、些か早計と見なくてはならぬ。次に少年犯人は一般に學校の教育經歷が少いものとして特別な標準が必要である。

です。これ等の理由によつて、スローソンのなせる如く少年の智能の限界を十四歳におき、すべての智能年齢を十四歳の生活年齢をもつて除して智能指數を算出する事を妥當な事と考へる。私は今これによつて智能指數を算出して考察の資料とする事とする。——第四表——

これによつて見ると、所謂劣等智能者が半数以上を占め、そこに低能者と見らるべきもの一〇%が含まれてゐるのことが知られるのである。

以上は考察のための資料となる少年犯人の智能の状態

第四表

智能指數	人員	%
-70	7	10
71-80	8	11.4
81-90	37	52.8
91-100	17	24.3
100-	1	1.4
計	70	100

である。私はこゝでこれ等の智能の状態そのものを論じようとするのではない。これ等がたゞ比較的正確な資料である事と、その資料としていかなる智能の水準にあるものを含むかを示すことを以て足れりとするのである。

(註一) 集團的な智能検査は、種々な點で査定を不正確ならしめる。従つて集團的な検査の價値を定めるものは、個別検査の結果との一致不一致である。ただ個別検査は著しく時間を要するためにしかく簡單に行ひ難いのみならず、熟練せる専門家の手を経るを要するのである。

(註二) Slawson, J.: The delinquent boy. 1926. p. 36.

(註三) 豊多摩刑務所に於ける吉益學士の經驗によれば、少年法の適用をうける少年犯人の智能は、所謂準少年に比して著しく劣ると云ふ。(同氏談)

(註四) Yerkes, R. M. & Anderson, H. M.: The importance of social status as indicated by the results of the point scale method of measuring mental capacity. J. of Educational Psychol. 1915, No. 6 p. 143.
(註五) Slawson, J.: op cit. p. 36.

三、知り得る行刑成績

人が行刑の成績如何を窺はうとするならば、その釋放後に於ける社會生活に對する適應如何、即ち積極的にはその社會生活に於ける生活遂行の如何を、消極的には累犯に陥らざるや否やを見なくてはならないのである。併し乍らこゝに見るやうな釋放したものゝ成績を未だ知るに

至らない資料に於ては、これは不可能と云はなくてはなるまい。これは今後數年を経て、査定したものが釋放されて少くとも五ヶ年を経過した後の種々な状態を綜合して見てはじめて得ることである。^(註一)

併し乍ら、かゝる直接の成績によることのできない現在に於ても、必ずしも社會適應の如何について全く知り得ないのではなく、これを示唆する種々な資料はこれを得ることができるのである。

まづ社會適應の最低要求は、その消極的標徴と見るべき、再犯に陥らざる事にあるのであるが、私達はこの意味に於ける示唆の資料をも少年等について求める事ができるのである。即ち少年等の中には刑務所に收容さるゝ前にすでに起訴猶豫、保護處分等その本質に於て何等行刑と異らざる處分を一回乃至數回繰返してうけてゐるものがある。これ等はかゝる處分が少年等の改善に効果をあげる事のできなかつた事を語るもので、一種の行刑効果を示唆する資料として注意するに價するものがあるのである。

行刑の成績を示唆する意味に於ては、この種の受刑者の經歷は、最も注意すべき資料と云はねばならないのであるが、その資料として次に問題になるのは刑務所の中での成績である。墻塙のうちに見られる所謂行刑の成績が、果してどれだけ眞の行刑の成績と見做すことができるだらうかは、そこに大きい疑をさしはさまなくてはゐられないだらう。行刑の現組織は社會と絶縁して社會への複歸を目途してゐる。その教養の可能性には強い局限があると云はなくては

なるまゝ。^(註二) 併し、私達は現在の行刑としてはこの所謂行刑成績を改善の指標として努力してゐるのであるから、この種成績をもつて一つの行刑成績と見做し、これをもつて社會適應性の培養の状を示すものと見る事は、まことに容さるべきものと云はなくてはなるまい。

かやうな前提を置いて刑務所内に於ける行刑の成績として示されるものについて見て、特に社會への適應と關係して考へられるものの第一は、その形式的な適應條件と考へられる社會生活に適應し得る性格の形成如何であつて、いはゞ收容者の操行がそれである。而して第二にあげられるのはその實質的條件と見るべき作業能力の如何である。これ等はいづれも、今日の行刑に於て社會適應の能力を培ふ段階として力を注ぎ、その成績を眺めてゐるものとして重要なものである。

かくて、私達が行刑の成績として現在知り得るものは、以上の如き入所前の經歷、作業成績及操行即情意傾向の如何の三に止る。私は、次にこれ等が、少年等の智能といかに關係するかを見て行刑の實際方法についての示唆を得ることゝし度い。

(註一) 従つてこの報告は、一種の豫備的報告であつて、後報に於て、はじめて完成するものと見なくてはならない。

(註二) 訓練さるべき作業種別の缺乏、労働力の特殊なる使用状態、特殊なる生活形態などはこの局限を成す一つの因由である。まことに今日の刑務所に於て、盜竊や、浮浪や、浪費を直接に矯正することは、この特殊な生活形態の故に不可能と思はれる程著しく困難とされるのである。

四、智能と行刑の經歷

前述したやうに、少年等のうちには刑務所に收容される以前に行刑とその性質を全じふする種々なる改善のための處分を加へられて、その反社會性の矯正に努力せられ來つたものが多いのを見るのである。が、これ等はあるひは裁判所に於て起訴猶豫をうけて訓戒され家庭の保護をうけたもの、あるひは少年院、保護所に於てその感化施設の教育をうけたものであるが、今そのかやうな處分を反復せる回数をもその分明してゐるものについて調査して見ると、第五表の如く、

第五表

回数	人員	%
0	25	35.7
1	19	27.1
2	8	11.4
3	8	11.4
4以上	10	14.3
計	70	100

その三分の二は明かにかゝる改善の試みを失敗に歸せしめて刑務所に收容せられてゐるのを見るのである。勿論、かやうな結果に至つた事情は複雑であるには相異なるけれども、この種處分を無効に終らしめてゐる事はその改善の困難を示すものとして注意すべきものにある。殊にその經驗なきものあるひは一回のみかゝる經驗ありとするもの、數は、尙そこに改善の効果をあげ得るものと共に將來かゝる經驗を反復する可能性あるものとが含まるゝのを否むことができず、従つて何等積極的意味を有ち得ないが、三回或は四回と頻回かゝる經驗を重ねてゐるものは既往の改善手段が効を奏し得なかつた事を意味するものとして、もしこれが智能との間に何等かの關係が存するとせば、そこに改善不能についての一つの示唆の存するものがあると思はれる。

そこで今、これ等少年のこの種既經歷を智能に關係せしめて、各智能段階に於て、かゝる經驗を有するものがいくばく含まるゝかを見ると第六表の如くなる。

第六表

智能指數	—70		71—80		81—90		91—100 (100%を含む)	
	人員	%	人員	%	人員	%	人員	%
回数								
0	3	42.8	1	12.5	14	37.8	7	38.9
1	1	14.3	2	25.0	10	27.0	6	33.3
2	1	14.3	2	25.0	3	8.1	2	11.2
3	0		2	25.0	4	10.8	2	11.2
4	2	28.5	1	12.5	6	16.2	1	5.6
計	7	100	8	100	37	100	18	100

は然らず、智能の高低との間にある種の關係ある事上の如きものがあるのである。これ等は改善効果の可能性が智能高きものに多く、智能低きものに少いことを示唆するものありと云つてよいのである。思ふに智能の低いものにあつては一般に習慣の力強く、これに抵抗して生活することの困難なるものがあるがために、一度失行の重ねらるゝものある時は、これが習癖をなして

即ち智能の低いものに於ては三—四回の改善手段の頻回無効なりしものが比較的多く含まれてゐる。而して七〇以下のものは少數であるからこれを七一—八〇の群に合してその割合を見るとその關係は一層明瞭であつて、八〇以下三三・三%に對して八一—九〇に於ては二七%九〇—一〇〇に於ては一六・八%を示してゐるのである。もしかゝる既往經歷が智能と全く關係なきものであるならば、これ等頻回これを反復するやうな改善困難を示すものは、各智能段階に平均して存在しなければならぬ譯である。然るに事實

説諭、保護あるひは懲罰等の手段によつてこれを阻止するものゝ難き事情のあるため、かゝる経歴が重ねらるゝに至つたのであらう。これに反し智能の高いものにあつては改善手段の効を奏するもの多くしてためにかゝる少年として頻回の處分を経験せしものが少なくなつてゐるのであらう。私はこゝにフェルナルド等の行つた初犯者と累犯者との智能の比較に於て累犯者に低きものありとする研究結果を想起するのであつて、これ等は行刑の上にも、刑の適用の上にも種々注意すべきものを示してゐると云つてよいであらう。即行刑に於ては智能の低いものについて特別な考慮をするにあらずんば、他と一樣の方法をもつて、その社會復歸性を培ふことの困難なるを示すのであつて、かの精神耗弱者の收容刑務所の如きに於ては、その性質に適應して適切な施設を必要とする事を示唆すると、云つてよい。更にまた、刑の適用上よりいはず、智能高きものに對する刑の適用は低きものと同等であつてはなるまい。そこには智能高きものに於て起訴猶豫、執行猶豫等の處分が十分の効を奏すべき餘地を有つてゐると考へらるべきものがあるからである。^(註一)

(註一) Fernard, Hays, & Dawley, : A study of woman delinquent in New York state. p. 41f.

(註二) これ等は更にまた、感化院、矯正院、少年刑務所等に於て、對象とする少年の智能の相異を豫想せしめる。即ち感化院、矯正院には智能の比較的高いものゝ多い事が考へられるが刑務所に於ては、低きものあることが考へられる。さきに述べた、この考察の資料たる少年の智能の低いことは、かゝる保護機關に於て矯正され得たものに智能高きものが多いのに原因するのかも知れない。

刑務作業に關する諸問題 (承前)

尾後 貫 莊 太 郎

- 一 はしがき
- 二 作業方法の問題
- 三 労働の強制と労働の権利(以上前號)
- 四 労働に對する報酬の問題(本號)

受刑者の労働條件は民間労働者のその如く私法的契約によつて規整せらるるものではなく、國家の一方的意思によつて決定せらるるものである。此の事實から次の二つのことが云ひ得る。一つは受刑者の労働條件は雇傭に關する私法の規定によつて律せらるるのではなく公法によつて律せらるると云ふことである。それ故に、受刑者は通常裁判所に訴求する權利を有せず、従つて如何に特別な刑事法上の特權を與へられてゐるとしても、その法律上の地位は民間労働者のそれよりも劣つてゐるのである。次に、受刑者の労働條件は彼の意思に係はりなく取り極められると云ふことである。彼は労働時間、労働の量、労働の報酬の割合を決定するについ

て何等の發言權をも有して居らぬ。此れらの事柄は國家によつて取り極められ、従つて民間の産業に於けるが如く、勞働條件と勞働保護とを區別する必要はないのである。時間、量、報酬、災害に對する保護等の問題は同一の法律的根據の上に立つ所の劃一的方法によつて考慮せらるるのみである。

私は今茲には受刑者の勞働條件の中、先づ報酬の問題を論じてみたいと思ふ。受刑者の勞働に對する報酬の問題を考察するに當つて必ず表面に現はれるものは刑務所勞働の強制的性質と云ふことである。受刑者は多くの場合に於て勞働の義務を有する。しかしながら受刑者に對する勞働強制それ自體は無償勞働の強制を意味するものではない。勞働の義務は唯に受刑者にのみ限るものではないのである。「人は凡て働かねばならぬのである。さうしてそのやうに受刑者も亦はたらくべきである。同時にはたらかさるべきである。受刑者が勞働をなすの義務を有すると共に、國家は受刑者に對して勞働を供給する義務がある。」(*)のである。

(*) 牧野教授「教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰」(行刑論集第五九頁)。
受刑者の勞働に對して賃金を與ふることを否定する理由として、受刑者の賃金に對する請求權發生に必要な法律的根據——契約——の不存在を指摘する論者がある。しかしながら、契約に基かざる所の強制勞働の他の形式に於ても、賃金請求權の發生する場合のあることを想ひ起すことが出来るのである。又、ドイツの聯邦疾病保險法の如きは契約に依らざる雇傭の場合を明文を以て特に規定してゐるのである。それ故に、受刑者はその使用主(國家)との間に賃金に關する契約を有せざるが故に之を請求する權利なしとは主張し得ないことと考へられるので

ある。しかしわが國の監獄法はその第二十七條第一項に「作業ノ收入ハ總テ國庫ノ所得トス」と規定して作業收入の國家歸屬主義を採り、その第二項に「在監者ニシテ作業ニ就クモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ作業賞與金ヲ給スルコトヲ得」と規定して明かに賃金主義を排斥してゐるのである。

從來、賃金主義を支持する理由として學者の唱へつつある所のものは數多くあるのである。刑務作業の教化的作用から作業收益を云爲するならば、その歸結として賃金主義を強調しなければならぬことは云ふ迄もないことであらう。實際、受刑者の地位が自由なる市民のそれと異れば異なるほど、彼等をして有用なる社會の構成員たらしむる仕事は愈々困難さを増すのみである。若しも彼等が報酬に對する何等の請求權なくして勞働を強制されるならば、それは彼等を現存の私有財産制度から除外することになるのであるから、彼等に對して現存の社會組織の尊重すべきことを知らしむるについては、大なる困難さに逢着しなければならぬことになるのである。

グリーンフットは、此の問題に關する國際的研究を爲すに當つて次の如く云ふたのであつた。「受刑者の賃金問題を解決するについては、先づ彼等が規則正しい勞働の價値を體得しなければならぬ人間であると云ふことを忘れてはならぬ。受刑者に對して賃金の伴はざる勞働なるものの存在しない世界に於て何等の報酬もなくその義務を行ふべしとの犠牲を強要するのは少しも事由を辨へざる頑迷者流のみである」と(*)。

(*) Grünhut, "Gefangenarbeit" — Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 四版第二卷第六六三頁。

受刑者の労働に對する報酬が法律上保障せられないと云ふことは、その受刑者によつて生計を維持して居つた家族の立場から見れば尙一層不合理なるものである。受刑者が報酬を受けることがないならば、その家族は受刑者自身よりも尙多くの苦痛を課せられることになるであらう。何故ならば受刑者は監獄内に於て生活だけは保障されてゐるからである。犯罪そのものに關與する所のない家族たちに苦痛を課すると云ふことは、近代の行刑學上の思想とは背馳することである。此の點は既に多くの學者によつて指摘されてゐる(*)のであるが、かかる反社會的結果は受刑者をしてその在監中家族を扶養するに必要なものを稼得せしむることによつて、おのづから避け得らるることであるのである。

(*) 正木學士の『彼は自由刑を受くることによつて釋放後に前科者たるの不名譽を荷ふ。この不名譽が彼の就職をさまだけ、生存を不安に陥らしむることに付、茲に詳述するの必要があるであらうか。彼は自由を拘束され、向してその結果として労働上の利得を喪失し、且つ自由拘束の必然の結果として社會に残して來た幾多の財産上の利益を失ふに至るのである。換言すれば彼は自由刑を受くることに因つて、實質上、その財産の侵害を受けつつあるのである。而かも、それは法律上自由刑の本質として指示されたものではない。更に、囚人は自由刑に服するが爲にはその妻子眷族と別離の悲嘆にくれねばならぬが、さて一家の支柱たるべき彼を奪はれた家族どもは生活上にどんな影響を受くるか。或は生活に窮乏する場合も起り得よう。或は郷黨の擯斥を受くる場合も起り得よう。觀察し來れば、自由刑は本人以外にその家族に對してまでも不利益を及ぼしつつあるのである』(法律上より見たる自由刑

の本質——法學志林第三三卷第一〇號第四三頁以下)の一節は私に深い感銘を與へたことであつた。正木學士は更に語をついで云はれるのである。『法治國の自由刑はさやうな内容を持つべきものではない。假令それが副作用であるとしても、概念の異なる他の刑罰を一の刑罰の内容とすることは論理上妥當なものではない。否、それによつて刑罰の体系は紊れるに至るのである』と。

犯罪の被害者に對する賠償の問題も、受刑者に對して賃金制を定めることによつて解決の道を見出すことになるであらう。既に、一八九一年クリスチャニヤに開かれたる國際刑法協會は『囚人の所得は被害者に對する賠償のために利用せらるべきである』と決議してゐるのである(*)。

(*) Kugles-Brise, Prison Reform, p. 76.

其他、受刑者に對する賃金主義を支持する理由は更に幾つかを數へることが出来るであらう。刑務所内に於ける労働條件が民間産業に於けるそれと根本的に異なる限り、之れとの競業に對する非難の聲は絶ゆることはないであらうと云ふこともその一つである。國家は刑務所の生産物を民間産業のそれよりも低價格にて市場に出す地位にあると稱せらるる主要の理由は、國家はその競争相手よりも低率の賃金を支拂ふか若くは全然之を支拂はないと云ふ點にあるのである。私は刑務作業に對する産業界のかくの如き結果的非難は刑罰制度の運用を甚だしく不信用化するものなることを注意せねばならないと考へるのである。

次に、受刑者の労働に對する報酬の問題に關する各國の立法例について簡単な瞥見を試みることにしよう。

- (一) 受刑者の労働に對して全然報酬を與へざる國の中にイギリスを擧げることが出来る。イギリスに於ては長期受刑者に對して賞與金(Gratuity)を與ふる制度が存在して居つたが、それは一九二二年に廢止せられてしまつたのであつた。(*)
- (二) 受刑者の労働に對して報酬を與ふることを認めて居つても受刑者がそれに對して法律上の權利を有して居らぬ國がある。かかる制度は又之を次の如く分類することが出来る。
 - (イ) 第一は受刑者に對して給與を爲すべきや否やを法律が刑務所當局の裁量に委ねてゐる制度である。之れはスイスの諸州に於ける例である(***)。
 - (ロ) 第二は法律が作業賞與金の支拂を命ずるが同時に受刑者はそれに對して法律上の請求權を有せざる旨を規定してゐるものである。之れはドイツの制度である(****)。
 - (ハ) 受刑者は賃金の計算を求め法律上の權利を有しないが、法律は、一とたび計算高の記入のなされたるときにはその額は受刑者の財産であつて受刑者はそれに對する法律上の權利を有する旨を規定してゐるものである。之れはフランスの制度である。ドイツの一九二七年行刑法草案第八十四條第三項は此の制度の一種と見ることが出来るであらう。
 - (三) 受刑者に對して賃金請求權を法律上認めてゐる國は稀である。一九三一年七月一日より施行せらるるに至つたイタリアの新刑法は、その最も重要な例である。即ち此の法律の第四百十五條は受刑者は労働に對する賃金の支拂を給與せらるべき旨を規定してゐるのである。又その第二百十三條は保安處分に附せられたる者についても同様の規定を設けてゐるのである。

何故ならば、ドイツの法律に於けるが如く國家は給與の義務を有するが受刑者は之に對する法律上の請求權を有せずと云ふが如き規定ではないからである。最後に、私はサヴエト同盟の刑法に觸れておかねばならぬ。それはイタリアの新刑法よりも更に一步を進め、受刑者に對し當然受くべき金額を國家に對して訴求する權利をさへ認めてゐるのである。

(*) Cf. Statutory Rules and Orders, 1905, No. 75, p. 396, and 1922, No. 630, p. 896. 但し其れ以來二つの刑務所に於て試験的に賃金制が行はれてゐる。未決句留中にある者も亦例外である。

(**) Guggenheim: Zur Frage des Arbeitstrages im Straf- und Sicherungsvollzug, ss. 38 et seq.
 (***) Grundsätze der Landesregierungen für dem Vollzug von Freiheitsstrafen. 尙之については刑政研究資料第二輯獨逸行刑法規(正木亮氏譯)。

受刑者の労働に對する報酬の權利を多少なりとも保障してゐる國に於ても、その給與は多くの點に於て民間の労働者の賃金とは異なるものがあるのである。その最大の相異點は計算の方法である。受刑者の賃金は原則として彼の生産に基礎を置いてゐる。受刑者はその生産したる價値の或る幾割かを受けるにすぎない。此の割合は國によつて異つてゐるが、フランスの制度によれば受刑者の労働の價値の七十パーセントまで給與せられ得ることになつてゐる。しかしそれは善行動勉と云ふ特別な條件を具ふる者にのみ適用せられる割合であつて、受刑者にとつては恩惠的な例外を爲すものである。わが國に於ては、監獄法第二、三項に就業者の行狀、作業の成績及び作業の種類等を斟酌して一定の金額を賞與金として給與することを得る旨を定めてゐるが、之を實際について見るに、平均一人一日の賞與金は昭和元年度に於て八錢、同二年

度に於て九錢、同三年度に於て九錢三厘と云ふ數字を示してゐるのである(*)。特にことわるまでもなく刑務所労働に對する報酬の割合は民間労働に對するそれよりも遙に低いものなることを示してゐるのである。

(*)第三十回行刑統計年報(昭和三年)行刑統計要旨第七十頁

各國の例に徴するに、報酬の割合は各刑務所の當局によつて任意に決定せられてゐるようである。しかし、之に對しサヴェト同盟の刑法は例外を爲してゐる。何故ならば、その賃金の割合は労働監督局との契約によつて決定せられ、刑務所當局が恣意的に決定する弊を防止せんとしてゐるからである。同様の意圖は一九二九年六月七日のプロイセン累進行刑令中にも發見せられる。即ち、そこには中間刑務所に於て六ヶ月を經過したる受刑者は使用主が集合契約によつて定めたる割合の賃金を支拂ふことを承諾したる場合には刑務所外に於て就業することを許されることになつてゐるのである。しかしながら、その賃金は直接受刑者に支拂はれるのではなく、該規則によつてそれを處理する所の刑務所に支拂はれるのである。

事實上受刑者は民間の労働者と異り、原則として彼の欲するがままにその稼ぎ高の全部を處分することは出来ぬ。必ずそこには給與額の一部の使用方法を豫め決定する所の規則が多くあるものである。

茲に於て考究を要することは犯罪の被害者に對する賠償の問題である。イタリアの新刑法は此の點に關する規定を忘れては居らぬ。即ち、損害に對する賠償は先づ最初に受刑者の稼ぎ高の中から爲されねばならぬとしてゐるのである。ベルギー及びフィンランドの法律は受刑

者の稼ぎ高を此の目的のために使用することを得る旨を規定してゐるのである。

此の種の規定の外、法律は尙受刑者の稼ぎ高の一部を以て拘禁中の費用の辨償に充つべしと規定するものがある。例へばイタリア新刑法第四百四十五條は刑事訴追の費用を此の中より支辨すべしと規定してゐるのである(*)。

(*)之れらの事柄についてはわが監獄法施行規則第七十六條乃至第七十八條を參照すべきである。

受刑者の稼ぎ高は原則として彼が釋放後社會に復歸することを容易ならしめるための資金を構成するものである。此の思想は最初十七世紀の初めに於てアムステルダムの刑務所に行はれて居つたものであつた。さうして、それは其後ガンに於て採用せられ、その刑務所は一七七六年にハワードによつて模範的なりと稱賛されたものであつたのである。此の思想を採用する殆ど凡ての國々に於て、受刑者の稼ぎ高の一部は彼の家族の手に交付され得ることになつてゐる(*)。又オーストラリア(ヴィクトリア)に於ては受刑者は在監中その家族の全員を扶養する義務を負はされてゐるのである(**)。

(*)オーストリア、ベルギー、フィンランド、ドイツ、メキシコ、ノルウェー、スウェーデン等、(**) Gaols Act, 1928, section, 34.

最後に、受刑者をして社會生活に復歸する能力を獲得せしめんがためには、その日常の必需品を出來るだけ自己の力によつて補給し得る境遇におかねばならぬ。受刑者の稼ぎ高を以てその用に充てしむる方法は必ず考へられねばならぬことである(*)。しかしながら、かゝる特權は

刑期の大部分を経過したる受刑者にのみ與へらるべきことであらう。

(*) 正木學士は行刑法改正の基本問題(刑政第四四卷第八號)に於て次の如く論じてゐる。曰く三位一体論と自給自足主義とが調和するところにわれわれは現行監獄法の賞與金制度(第二十七條)を賃金制に改訂せねばならぬと思ふ、同時にその賃金の使用に付て受刑者の権限を擴張して所謂自辨品使用を是認せねばならぬと思ふのである。即ち前者によつて作業の趣味と能率を高め、後者によつてその人たるの存在が明かにされることになるのである。かくなだらかになつたときの作業から無責任な心持がわくわけはなく、その責任心の助長が釋方後に資する大きな資産であることを何人がよく否定し得よう」と。

しかも、刑務所に於て嚴格なる規律に服する者ほど、その釋放後に於て反動的に金錢の濫費癖に陥り易い事實あることを忘れてはならないと思ふのである。刑務所内に於ける受刑者の地位をより安易にするために、日常の必需品を自辨せしめると云ふことは、拘禁の憂鬱的結果の危険を緩和する點に於ても大きな効果をもたらすことであらうと考へらるるのである。

以上の如き社會的に有益なる方法の實行は、刑務所労働に對する賃金制を確立する場合に於てのみ可能となるのである。さうして賃金制が法律によつて保障され、それが民間の労働者に對する賃金の標準に近きものが認められるならば、以上の如き方法は益々その效用を發揮し、自由刑が法治國の自由刑としての面目を保ち得ることになるのである。今や、近世刑法學に理解を有する者にして賃金主義の法律的確認を争ふ者は一人もあるまいと信ずる。法治國の基礎を固める必要條件として、賃金主義の制定は法理上の必要にせまられてゐると謂はねばならぬのである。

逃走の研究

(下)

中尾文策

- 一 序言
- 二 その數
- 三 その人
- 四 動機
- 五 時期(以上前號)
- 六 場所
- 七 手段
- 八 後の犯罪
- 九 發見と逮捕
- 十 その處分

六

逃走の場所は單純に一定する事を得ぬ。例へば居房を脱し、次に工場に隠れ、次いで屋根を傳つて外塀に達するが如き場合である。然し私は便宜上、第一の脱出に成功した所を以て逃走の場所とした、場所の判明せるものを次に分類して見ると

裁判所	構内ヨリ			構外ヨリ			受刑者	被告人
	1、獨居房	2、雜居房	3、病舎	4、工場	5、其他	1、作業		
三	三二	六	七	五〇	六〇	八三	既遂 未遂	既遂 未遂
三	一	三	一	一一	五	七	二	三
四三	二八	三	三	一	四八	一	四	三
二二	四	三	一	一	五	一	三	一

構外逃走よりも構内からの逃走件数の方が多いが、これ構内の方が遙かに多数なる爲と、構外出業者は構内者一般に比し改善の程度が進んで居る事に依るものであらう。押送中の逃走が虞れられて居る様であるが、事實は最も安全な事を示して居る。裁判所よりの被告人の逃走に未遂の多いのは、逃走が、多くは、廊下等に於ける突然の目前疾驅の如き方法に於て行はれ、追跡逮捕が容易なる爲である。居房よりの脱出が獨居に多数なるは論を俟たない。

七

次に簡単に各種の手段を考察しよう。先づ、居房は如何なる手段に依つて脱出せられて居るものであるか、次に其の脱出場所をあげて見やう。

窓より	一四件	天井より	八
便所口より	一二	食器出入口より	三
出入口より	二二	床下より	九
壁より	五		

最も多いのは居房出入口からの二二件であつて、之は房扉を破壊せるもの、施錠不完全なるに乗じ之を押し開けたるもの、看守開扉せるに乗じ（多くは立會者なく單獨

工場に出業せざる者が運動入浴等に出房せる場合持込むのであつて、入房前の身体検査不十分なるに基因して居る。次は工場である。脱出場所と時間との關係を見る。

場所	時間		合計
	前八時前	自前八時 至后六時	
出入口	三件	八	一九
窓	一	一	二
便所	一	一	二
接續建物	一	三	四
屋根	一	一	二
		后六時後	
		八	八
		五	五
		一	一
		三	三
		一	一

出入口を経る者、最も多い。其の殆んど全部が扉の開放の儘か又は施錠不完全なるかに依つて居る。次に工場脱出に付き注目すべきは便所からの逃走の多い事であつて此處はともすれば戒護看守の視線を離れる事から、其處の格子を破壊したり便汲口を通過したりする事に依り脱出が行はれるのである。夜間作業中の脱出は之に依られる事が多い。居房工場等の建物をはじめとし構内各所には、或は施

にて脱出したるものに分ち得る。第一は最少、最後のものは案外の數に上つて居り、此點は注意を要する。壁の五件は多くは假監房にして脆弱なるに原因して居る。次に斯る破壊に何を用ひて居るか、又其の用具は如何にして居房内に入れられたるかを見ると、

特込場所 用具	検身場經由		検身場不經由	
	工場ヨリ	居房内ヨリ	外部ヨリ	外部ヨリ
釘			一六件	五
古鎌				二
鋸	二			二
鍬	二			二
鉋	一			六
其他				

釘が最も多く一六件であり全体の過半数であるが一として検身場を経由したるものなきは皮肉である。房内より釘を得るときは、或は柱に打込んであつたもの、食器作業器具等から取外すのである。外部よりの持込みとは

錠、區劃扉等の物的戒護が施されてある。逃走は何れも之等を征服して行はれるのであるが、其の手段としては如何なるものが選ばれるかを次に示すと

場所	施錠									
	開放	常トス	施錠							
居房	一	一	八	一	一	一	一	一	一	一
工場	一	一	三	七	四	一	一	一	一	一
其他ノ建物	三件	一〇	四	一〇	一	二	一	一	一	一
戒護	二	一三	二	一三	一	一	一	一	一	一
通用門	二	四	四	四	一	一	一	一	一	一
表門	五	一二	一	一二	一	一	一	一	一	一

格子切斷	一〇	一五	二	一	一	一
ハ塀又 網又	破 壊	抜 取 り	一	一	一	一
踰 越	一	一	四	四	一	一

注意す可きは表門よりの脱出が、大部分開放せられて居た爲である事であるが、之は開放その物に依るよりは事致に至る迄の戒護が不完全なのに基因するものである。さて以上の如き方法に依りて最初の脱出（戒護視線外に逸出）に成功せる者が、それより如何なる方法に依りて塀の外に出づるであらうか。之には決して多くの方法があり得ない筈である。受刑者被告人を合して、其の判明せる二二七件を左に示すと

外塀を踰越して 通用門を通抜け	一六二 二一	既 遂	未 遂	六
同 表門	三二			一
其 他	二			三

外塀の踰越が最も多く七四パーセントであるのは、戒護の目を遁れる逃走として、當然の事である。表門の三二件は油断の出来ない事であらう。尙前統計で表門の脱出が二〇件に成つてゐるのは、表門よりの脱出總數三二件中更に具体的に判明せるもの、數をあげたからである。其他とは、一時的に塀又は之に代る可きものが無かつた時の逃走である。

次には右に於て最多數なりし外塀の踰越が如何なる方法を以て行はれたかを見よう。但し其の具体的方法不明なるものが多く、判明せるは一三三件である。大きく分ちて二とする。一は踰越に道具を使用したもので七四件他は別に道具を使用せざりしものにして、之が五九件である。先づ道具使用の方は、

梯又ハ類似 ノモノ 板、木材	一 二 三	二 一 五	八 五 二	一 三 二	三 五 二	三 六 五
其 他	一 五	七	二	一	一	二
構内ニ放 置セラレ 取出シ	二	七	二	一	一	二
自 作	一	二	二	一	一	二
施錠ナ キ爲	一	一	一	一	一	二
合 計	二	四	四	二	四	二

右の中一又は二以上を使用するのであるが、手段巧妙にして容易に想像し得ざるものがある。其他とは種々雑多なものであつて浴槽の蓋、煙突の如きもの迄が使用せられ又帶と禪とも用ひられて居る。

- 塀を破壊して 四件
- 傍に臺となるものありし爲 八
- 塀に足掛りありしたため 一六
- 損壞箇所が足掛りとなり 二
- 他の建物又は柱を利用して 一八
- 特別のものなきに 一一

塀を足掛りも何もなく飛鳥の如く（現にかく報告せられて居る）飛越せる者の可成あるのは驚く可きである。逃走には共謀が相當にある様である。それを擧示すれば

二人共謀	三五	被告	一人	計	四六
三人	四		一		五
四人	二		一		三
五人	一		一		二

即ち二人の共謀が最も多く、共謀の大部分は之であると言つてもよい。三人以上の場合になると、三人揃つて成功する事を得ずして、一部が未遂に終る事がある。二人の場合には多くは共に成功して居る。共謀が受刑者に多く（被告人の三倍半）被告人に少い理由は、大体に於て後者には獨居拘禁の多い事、拘禁期間短き事により共謀の機會の少い事に依るものと考へられるが、そも／＼拘禁人員が後者に於て著しく少い事を想起しなければならぬ。尙逃走を構外のそれと構内のそれとに分つ時は、件數と人數との差（即ちそれだけは共謀ありしものと見なければならぬ）が、前者に比し後者に於て遙かに多い事實を發見する。思ふに構外では一般に優良者の多い事、他の受刑者の無形の監視を遁る、事困難なる事、又出業人員少數なる爲、共に依る視線の脱出が不可能な事が其の原因をなすものであらう。

次に、共謀逃走は年と共に減少しつゝある。即ち

大正八年	六件	大正九年	九
同 十年	二	同 十一年	四
同 十二年	四	同 十三年	二
同 十四年	六	同 十五年	三
同 二年	九	昭和元年	三
		同 三年	四

同 四年 一
同 六年 一
同 五年 三
三
となつて居り、昭和二年を絶頂として、今の所漸減の傾向にある。

計画的に企てられた逃走は、決行に至る迄の數日或は數月間を費して準備が重ねられて居り、監獄當局は之を知らないのであるが、其の計畫準備日數の分明せるものを舉示すれば次の如くである。

一日	八件	二日	三
三日	四	四日	二
五日	三	六日	一
七日	三	一ヶ月	四
二ヶ月	二		

戒具を付けたる儘逃走せる者(算用數字は未遂)

種類	年次	昭和六年	五年	四年	三年	二年	元十五年	元十四年	正十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	計
聯鎖ノ儘 二人共同		一	一	一	一	二	四	二	二	一	一	一	一	一	二
獨鎖		一	一	一	一	二	四	一	三	三	一	二	一	一	二〇
兩手手錠		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三
片手手錠		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五
捕繩		一	三	一	一	二	四	三	五	三	一	三	四	二	三一
合計		一	三	一	一	二	四	三	五	三	一	三	四	二	三一

當局に於て此の準備の進行を覺知し得ぬのは、主として身体検査、居房搜檢の不充分、作業器具其他備品の點檢の不徹底等に依るのである。一ヶ月以上にわたるもの六件に成つて居る。

構内逃走は別として、構外逃走には戒具の問題がある(監獄法第一九條第一項後段)。此の戒具が、逃走の防止に對し如何なる威力を有するかを見度い。唯私は被告人の出廷の場合の如き使用せられる戒具の場合には注目しなかつた。従つて次にあげる六八人は、戒具を附せられたる受刑者にして構外より逃走したるものに限るのである。六八人の中戒具の儘逃走せる者三一人戒具を脱して逃走せる者三七人である。

獨鎖の儘逃走せる者最も多く全体の六七パーセントである。手錠捕繩は作業中に使用しないから場合が少い。加ふるに一人で手錠と捕繩との二つを持った儘逃走せる戒具を脱して逃走せる者(算用數字は未遂)

種類	年次	昭和六年	五年	四年	三年	二年	元十五年	元十四年	正十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	計
聯鎖を二人 共同にて		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六
聯鎖を單獨 にて		一	一	二	一	一	二	一	二	三	二	二	三	三	二一
獨鎖		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六
手錠		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
捕繩		一	二	三	一	一	二	一	二	六	五	六	五	三	三七
合計		一	二	三	一	一	二	一	二	六	五	六	五	三	三七

者を各別に計算したから實際の人數は之より若干減少する。

一見奇異の感なきを得ないのは、獨鎖を外して逃走する者が少く、容易に相聯者に氣付易い聯鎖を、ひそかに單獨之を外して逃走する者の多い事である。これ、獨鎖は一時そのまゝ逃走し、然る後に外す事を得るので其儘の逃走者が多いのであり、聯鎖の者が逃走せんには相聯者と共謀して實行しなければならぬが、構外出業者の共謀は前述の如く至難である爲に、單獨で聯鎖を脱した

ものと解す可きである。

さて之に依つて判するに、受刑者の構外逃走人數は前述の如く九六人であり、其中戒具を附せられたる者の逃走は右の如く六八人、尙此六八人の外、二〇人は無戒具者である事を知り得たが、假に残る八人全部が無戒具者なりとすると、戒具を附せられたる者の逃走六八人、之なき者の逃走二八人と成る。即ち、構外逃走者の過半數

の者は逃走の虞れあるものとして戒具を附せられ乍ら、(然も聯鎖者の逃走が最少數であると言ふ皮肉を見落せない) 尙逃走する者に依て占められて居るのである。さすれば逃走を決意する者に對しては、人を動物化せしむる種々なる戒具が殆どその防禦に對して無力であると結論し得べく、(特に最も動物的なる聯鎖が最も多く逃走を出して居る) 従來僅かに逃走の物的防止と言ふ極めて消極的な一點に於てのみ、辛して *raison d'être* を許されて居た構外作業の戒具は、一層、教育刑の前に小さな存在と化して了はなければならぬであらう。もつとも議論の正確を期せんには、戒具を附せられたる構外出業者と附せられざるそれとの總數を知り、それとの比率に於て研究しなければならぬがそれは今不可能であり、尙その場合に於ても右の比率はさして實質的影響を受けないと信じる。要するに、逃走の大部分が附戒具者に依つて行はれると言ふ事實で充分である。最後に逃走者の衣服を調査しやう。逃走後忽ち彼等に切實な問題となるのは、一見萬人に異様の感を與へ、その逃走者たる事を明示する服裝であり、従つて彼等は何はとまれ、之を脱して適當の衣服を得、以て逃走の効果を持せんと努めるのが公式であり、食とか住とかの獲得は、その次に起る問題

である。裸体の儘の逃走者の如きは、例へば、塀の踰越を容易ならしめると言ふが如き事よりは、寧ろ右の事實を考へての消極的手段であるとも見るを得る。従つて、出来るならば監獄の中に於て既に服裝を變へんとする者があるものであり、脱出後は可及的速かに衣類を得んと努力をするのであつて、逃走直後の犯罪は其の殆ど全部が衣類の窃取である。

先づ逃走の當時、如何なる服裝をして居たかを判明せるものに付きあげて見やう。(受刑者のみ)

裸體ノ儘	變裝	社會人ヲ裝ヒ鬚髯等ニ依ル	劍道衣	看守服裝	同加工シテ	獄衣ノママ	構内ヨリ	構外ヨリ	合計
五	一	一五	二	六	一	一二	一	六一	一八二
七	二	一六	二	七	一				

獄衣の儘で逃走するのが多いのは當然であるが、流石に構内は構外よりも種々工夫をこらす餘裕がある爲、構外逃走者にして變裝し得たる者僅々三人なるに對し、構内逃走者にして然る者、實に二五人、即ち前者の八倍以上である。右の中、看守に變裝する事に成功せる者七人あり之等は何れも看守の制服外套等を窃取して行ふので不更衣の儘逮捕せられたる者

ある。構内より社會人を裝ほつて出づる者は、主として、作業製品、領置品、職員衣服等を窃取したる者である。尙鬚髯等に依る變裝は衣服の問題ではないが一種の變裝として併記しておいた。

次に、獄衣又は裸体で脱出した者の其後に於ける更衣の模様を見る。(受刑者のみ)

更衣者が、脱出後更衣する迄の時間

一時間	逮捕時間	
	内	出後
一六人	二時	二時
二〇	三時	三時
六	五時	五時
三	十時	十時
一一	一日	一日
四	二日	二日
四	三日	三日
一	四日	四日
七	不明	不明
七三	合計	合計

逃走後一時間にして既に窃取等の方法に依り、更衣せる者一六人であり、十時間の後には過半數は最早社會人

の服裝をして居り、極めて少數の者が二日三日の後に更衣するのである。不更衣の儘逮捕せられる者も其の六四

パーセントを占めむる大部分の者が一時間後に捕へられて居るのであり、追跡急であるか、又は人家のある場所の警戒嚴重なる理由のみに依り衣服窃取等の機会なかりしものと言ふ可く、然らざれば當然長くも一日以内には其の殆ど全部が更衣を完成して居るであらう。

八

極めて少數の例外的な場合を除いては、逃走者は必然的に犯罪す可き運命を負ふて居るものである。一步逃走の足を踏出すと同時に周囲悉く敵であり、彼は其の生存を續ける爲には、衣食住の全部を犯罪行爲に依つて得て行かなければならないのであり、此の點に於て、社會は逃走から大きな脅威を受けるのである。逃走後の犯罪關係に就ては報告甚だ詳かでないが拾ひ得た丈けのものを次に摘記して見やう。

逃走後の犯罪の有無

有	受刑者	被告人
七九人		
無	受刑者	被告人
五六		
	計	計
	一七	二五

勿論犯罪者は更に之以上の多數に及んで居る事であらう。被告人には自衣を着用して逃走した者もあり、加ふるに社會との隔絶未だ徹底して居ない爲受刑者に比して犯罪の必要度に薄い結果として、其の相對的犯罪數は受刑者のそれよりは低いであらう。然し右の無犯罪と言ふのも脱出後極めて短時間に逮捕せられた爲に未だ犯行の餘地が無かつた者であり、不逮捕なる場合の不祥事は勿論期待するに餘りあるものと言ひ得る。唯右の中につき受刑者一七人被告人一〇人は、或は人に雇はれ或は人を訪ね或は彷徨したのみで、相當時日を経過するも犯罪して居ない。

次に脱出成功後、第一の犯罪に至る迄の經過時間を見ると之も判明せるもの僅少であるが

一時間以内	二〇人	二時間以内	一二
三時間	一二	五時間	一〇
十時間	八	一日	一八
二日	五	三日	一

即ち一時間以内には既に此中の二〇人が犯罪をして居り、一日を経過すれば大部分は、第一回の社會侵害を完了して居る。然し之は到底彼等の生活の需要を充たすものではなく唯今後の犯罪生活の第一着手たるに過ぎないのであり、以後頻繁に犯行が重ねられる事となるのである。

るが、試みに其の犯數を擧示して見ると

一	犯	二五人	九	三四
二	犯	一一	三	二四
三	犯	一一	二	一三
四	犯	三	二	五
五	犯	一	三	四
六	犯	四	一	五
七	犯	三	一	四
八	犯	九	一	〇
九	犯	三	一	三
十	犯	一	一	一
十犯以上		六	一	六
	受刑者			計
	被告人			

一犯が最も多數なるは、第二犯罪に着手する前に逮捕せられる者が大部分だからである。然して此種の犯罪の特徴とも言ふ可きは、二犯三犯位迄の犯罪が極めて接近して行はれる事であつて、追跡を通れる必要上第一犯罪

のみを以てしては、單にさし當り衣服を更へ得る位の程度であり、食物、金錢の如きものの獲得は、更に後の犯行に俟たねばならぬからである。

最後に其の犯罪の種別は、

家宅侵入	七件	殺人	一
傷害	二	強姦	一
窃盜	一一八	強盜	一一
強盜傷人	一	強盜殺人	一
詐欺	九		

即ち七八パーセント迄は窃盜であつて、強盜の如きもの少いのは奇であるが、思ふに逃走當初の心理状態として戦々兢兢たるものがあり、共犯者でも無き限り、人に威力を示すが如き事は到底不可能の有様なるが如く現に、窃取に忍び入つた逃走者にして、婦女子の誰何に遇つて逃げ去る事例が多いのである。逃走直後（相當時間の經過後は別として）の犯罪に凶暴性のもの少い事は注目してよい點である。尙第一の犯罪が窃盜特に衣服のそれである事は當然であらう。

九

逃走は殆ど全部が逮捕せられて居る。今左に其の模様を見やう。それに先立ち、先づ逃走決行後、戒護當局に

於て其の事實を發見するに至る迄の時間を見るが、之は、報告書の記載を眞實とする場合に限り妥當するものである事を一言しておかう。

即時	三分	五分	十分	十五分	二十分	三十分	一時間	二時間	三時間	四時間	五時間	五時間以上	未遂	既遂
三七	六	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一二	二	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

五時間位後に發見して尙未遂に終らせて居るのは、逃

四十八時間内に於ける逮捕の方法は

自首に依るもの	二人
刑務所職員の手にて	一二七
警察官の手にて	七一
右兩者の協力	一九
其他の者	一一

自首は純粹には二人になつて居るけれ共、自首を決意した者はより多數であり、唯其の出頭の途上捕へられて了ふのである。自首の動機としては、通行人(其の中には釋放者もある)に訓戒せられた者、家族から諭された者、親族で合議したもの等あり、相當エピソードがある。其他の者に依る逮捕には、消防夫、青年團、私人、等があり、更に看守の妻女、受刑者等の應援のあつた場合もある。逃走には青年團、消防夫の出動する事が多く報告書に明記せられた丈でも二十件に近く、出動人員は三〇〇人以上二件、二〇〇人以上五件、一〇〇人以上五件が判明して居る。如何にも大事件である。尙監獄法に依つて、武器を使用した数は至つて少い、其の爲の死亡は一名、看守と渡り合つて殺されて居る。

逃走者が逮捕せられる時如何なる状態に在るかを、逃走後の経過時間との關聯に於て見やう。

走者が未だ構外に脱出せざりし間なるを以てである。發見の早き程未遂の多きは當然である。逃走後長時間發見せざる最も多き事例は、夜間に於ける居房の脱出であつて、翌朝の起床時に至る迄發見せられないのである。發見と同時に追跡逮捕となるが、逮捕時間はどれ位であらうか。

追跡即時	一〇一人	三十分内	三五
一時間内	一八	二時間	二四
三時間	一六	四時間	一〇
五時間	九	十時間	二七
廿四時間	六一	四十八時間	二三
三日	一九	四日	一一
五日	一六	十日	一三
二十日	一一	一月	七
二月	五	三月	六
一年	八	三年	三
六年	一		

我々にとり重要なものは、四十八時間以内の逮捕であるが、その數合計三二四人、此處は擧げた數の七八パーセントである。即時逮捕最も多く二四パーセントある。一月以上のは、正確に言へば逮捕では無い。多くは餘罪取調べ中に發覺したものであるからである。

親の許にて	一	内一日	一人	内五日	一	内一月	二	以上一月	一	合計	六
親族の許にて	二	一	一	二	一	一	一	一	一	六	
同友人知人	四	二	一	二	一	一	一	一	一	〇	
自宅にて	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五	
遊興中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	
犯罪中	二	一	一	一	一	一	一	一	一	二	
逃走徘徊	一〇	三	一	一	一	一	一	一	一	二六	
潜伏中	二	一	一	一	一	一	一	一	一	二六	
	一三	四八	二七	五	四	四	一	一	一	三九	

勿論逮捕せられた者は之以上更に多數であるが唯其の事情の詳細が不明なる爲に此處に擧ぐるを得ないのである更に右と年令との關係は

親の許にて	三	以下二十歳	二	以下三十歳	二	以下四十歳	二	以下五十歳	一	以上五十歳	一
親族	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
同友人知人	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
自宅にて	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
遊興中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
犯罪中	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
逃走徘徊	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
潜伏中	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
	六八	九八	四五	一八	一	一	一	一	一	一	

となつて居るが之に就ては、まだ普遍的な結論をあげるのに躊躇をする。

十

逃走は重大なる規律違反であるから、勿論之は原則として處罰を受ける。其の種類並びに程度を具体的に知り度いのであるが、之に關する報告は極めて少く、辛うじて左の數件を集め得たるに過ぎない。先づ懲罰は、(日本數字は歸還者、算用數字は未遂者)

重 屏 禁	一 日	三 日	五 日	七 日	十 五 日	一 月
輕 屏 禁	一 人	一	七	二	一	一
減 食	一	一	七	六	一	三
運 勤 停 止	一	三	一	一	一	一
閱 讀 禁 止	一	一	二	一	二	一
衣 服 隊 具 禁 止	一	一	一	一	一	一

作業賞與金減削 全部 六人
一部 二

更に進んではたとひ逃走の事實ある者と雖も、其の後に於て改善あるに於ては假釋放の手續を履む事にすら躊躇す可きものに非ずと考へる(5)。

- (1) アンドレ、マルテイ「フランス共産黨獄中記」木下牛次氏譯(昭和五年)第一〇四頁。但本書は學問的にはさして信用をおけないものであるから確ではない。
- (2) 一九二三年自由刑執行原則第八五條第二頁後段一九二七年草案第九三條第二頁後段。
- (3) 此點を反省せしむるものとして正木學士「刑事政策より見たる懲罰の將來」刑政第四卷第三號第九頁以下。
- (4) 此他、檢事が不起訴とせるもの受刑者の既遂七件未遂四件被告人の既遂一件未遂一件が判明して居る。
- (5) 私は、自分の調査せる限り、逃走者にして後、假釋放と成つた者を知らない。右の逃走者は必ずしも其全部が不良者ではないから、後に至つて假釋放の條件に適合する者も出來た筈である。尙逃走の止むなきに至らしめた事情の如何に依つては、その非行の處罰を急ぐ代りに、刑事訴訟法第五四六條の運用を考慮する餘地もあるであらう。

右の懲罰は一種類に止らず多くは併科せられて居る。其の併科數を左に示すと

- 不併科 一件
- 併科二 一〇
- 同 三 八
- 同 四 二

即ち少く共判明せる限りでは、殆んど併科懲罰であると言ひ得る。

フランスでは、逃走者は三十日重屏禁六十日輕屏禁を併科せられる様であり(1)、ドイツ草案では追跡逮捕に要する費用を逃走者の作業賞與金より控除し得る事になつて居る(2)、私は逃走なるものが監獄の規律を紊す事最大なるものであるとの形式的な理由、又は一般收容者警戒の唯一不可避の方法なるの理由のみからは、心ずしも常に、重き懲罰、否、懲罰を科する事それ自身すら、無批判に是認し得るものではないと思ふ(3)。此の點から言つて、勿論それは檢事局との了解の下に於てではあるが、逃走の告發を爲さざる事に決定せるもの、受刑者の既遂四件、未遂五件、被告人の未遂二件ありしは、告發の政策化として喜ぶ可きであり(4)、要するに處罰(懲罰)は特別豫防化し、従つて個別化す可く教育化す可きものである。

「ニューヨーク州では、シン・シンブリズンの二千四百七十五人の受刑者に、一人當り一日平均二十三仙余を費してゐるのである。受刑者に相當の糧食を給する問題は、所長の直面する極めて重要な問題の一つである。重大な暴動や紛擾の起つた場合は、其殆ん悉くといつて可い位、常に事件に先立つて糧食に對する不滿があつたのである。ブリズンにゐる人達は、普通の自由人よりも一層余計に自分達の胃の腑の事を考へてゐるものである。

シン・シン・ブリズン
ワーズン・ローズ

English Prisons
 Alexander Paterson
 H.M. Commissioner of Prisons

英國の刑務所 (下)

アレキサンダー・ペーターズン

(七) 作業

Prison Labour

凡ての受刑者は一週六日作業に就くことを要求せられてゐる。彼等は一日八時間集團して作業に就く。夜間學課に出席してゐるものゝ外は、夕食後二時間各自の居房に於て作業する定めである、審理中の刑事被告人は、作業を強制せらるゝことはないが、する氣があれば、作業が與へられ、一週五志を越へない程度で、報酬として現金で僅かの金額が給せらるゝのである。

極めて瑣末なる場合を除き、刑務所に於ける作業製品は政府の諸官省へ賣却されてゐる(官用主義—State Use

System)。逓信省 (General Post Office) で使用せられてゐる總ての郵便行囊 (mailbag) 及び郵便局で使用せらるゝ他の物品のかなりの大量は刑務所で製造せられてゐるのである。政府の凡ての官廳に物品を配給する土木省 (Office of Works) —王室所屬の宮殿遊苑並に特に他の官省の所管に屬せしめられざる公共の建物の管理を司る政府のデパートメントにして、其長官を First Commissioner of Works と曰ひキャビネット (内閣) の一員である) は、家具類と共にラツグ(床の敷物)及びマツト(靴拭ひ)の大量を刑務所より購入してゐる。受刑者の被服は機織裁縫一切刑務所でやつてゐるのである。シャツ、毛布、タワル等も同様プリズンで作られる。プリ

ズン・ファーム (プリズンとしての農場) は五ヶ處ありて、尙ほ、各プリズンには販賣の目的で蔬菜採培をやる相當の土地が附屬してゐるので、收容者の用に供せらるる野菜には事欠がないのである。かなり多くの受刑者が刑務所の建物の修繕並に職員の官舎の建築のために使用されてゐる。全部受刑者の作業で出來た刑務所も一二に止まらないのである。

受刑者の大部分は、大抵、週とか月とかの短かい刑期を言渡されるので、熟練した職業を與へることは到低不可能である。従つて、已むを得ず、彼等は行囊縫ひとか棕櫚の纖維の選り別けとかの極めて簡単な繰返してやる仕事をあてがはれてゐるのである。しかし、刑期の長い受刑者及びボースタル式施設 (前號参照) に收容せられてゐる青少年は、木工並びに金工の工場で教へ込まれるのであつて、かなりな程度に上達するのである。けれども、勞働組合では刑務所に於ける技能の訓練を普通民間の徒弟制度と同一のものとして認めないので、釋放の際に色々の面倒が起るのである。

わが英國の刑務所に於ける作業制度の背後に在る原則は出來得る限り受刑者がプリズンへ收容される以前にやつてゐたもので、しかも、釋放後に眞面目な生計を立て

るたつきとなりそうな作業を宛てがうべきである、といふに存するのであつて、若し、かゝる作業を宛てがふことの不可能であつた場合には、たとへ熟練は得られないにしても、少くも出精勤勉の習慣を養はせるために、ともかくにも、受刑者を一日の勞働時間中十分に何かしらの作業に出精せしめてをくようにする、といふのが、我が刑務所に於ける作業の趣旨なのである。

普通、受刑者は其の爲す仕事に向つては何等の報酬 (payment) をも受けないのである。受刑者は出精して作業に努むることを命せられてゐるのであつて、若しさうしなければ微罰を受けるのである。しかし、最近に到つて、二ヶ處の刑務所で、受刑者の各グループ (組) の生産高に従つて賃金 (wage) を支給するといふシステムを試みるに至つたのである。このシステムによると、一人の受刑者の受取る平均賃金は、一週約一志で、これは、受刑者が勝手に煙草や副食物に費消することを許可されてゐるのである。この政策はまだほんの試験期に在るのであるが、已にも早くこの組織中に組入れられた受刑者各自の生産高を二倍に達せしめたのであつて、所内の規律にも甚だ好ましい効果を及ぼしてゐるのである。

(八) 教育

Education in Prisons

十九世紀に在つては、刑務所に於ける教育といふものは、概してイリテレート(文盲)の受刑者に読み書きを教へることに限られてゐたのである。然し、現代になつては、イリテレートな受刑者の数は非常に減じて來たので刑務所で與へらるる教育の形式は全く一變したるのである。若い受刑者を收容してゐるプリズンでは、一週三回夜間二時づゝ近隣の都市から本職の教師が來て、英語及び英文學、地理歴史、數學其他の一般教材について教授するのであつて、教師の報酬は時間外勞働に對する率で支拂はれるのである。

しかし、成年受刑者に關しては、過去七八年來、全くこれとは異つたシステムの夜のクラス(學課)を開始したのである。各週、外部から篤志の人達がやつて來て、釣とか狩獵の如き色々のホッビー(趣味道樂)及び各種のハンディクラフト(手藝)の如きものから、英文學、劇の朗讀、倫理學、經濟學に至るまで、極めて多種多様の題目を捉へて講義するのである。此等の教師の数は凡てのプリズンを通して四百の多きに達してゐる。

ーン(chaplain—教悔師)として任命せられ、別に、ロマン・キヤソリック教の僧(Priest)一人も職員中に列してゐるが、但し、普通一部勤務である。新教(true church)の牧師(minister)も同じくプリズンを訪ひ新教各宗派に屬する信徒たち受刑者のために宗教上のサービス(勤行)を行ふことを命ぜられてゐるのである。しかしまた、此等の受刑者のための直接の宗教上の奉仕慰藉を別にして、プリズン・ライブラリー(看讀文庫)は、健全にして鼓舞激勵の力に富んでゐる書籍を具へてゐるので、看讀の際自ら彼等をして身のプリズンに在るを忘れしめ、傾みに胸宇の開闊なるを覚えしむるのである。受刑者にとつては、此れは極めて大切な事である。音樂の演奏とレクチュア(講演)とは毎週催される。或る二三のプリズンでは、受刑者は會合して、一般の興味を惹くべき問題について討論することを許されてゐる。更らに一層多くの持権を與へられてゐる受刑者の階級には、戸内に在つては娛樂室に於ける室内遊戯、戶外ではフットボールの如き一部の娛樂が許されてゐるのである。凡て此等の機關とは全く別に、深切で常識のある信頼するに足る公民として、プリズン・コムミツシヨナーに

此等の教師は何等の報酬をも受けずにプリズンへ來てくれるのである。規律についても、教師自ら克く守つて課業中は一人もプリズン・オフィサーは其席にゐないものである。受刑者はノートブックを携帯することを許され且、教本も與へらるゝのである。受刑者の中には、外部の試験を受けるため研究して、普通の學生と等しく立派に卒業證書や學位免狀を取るものがある。ボースタル・インステイテュウシヨンでは、青年達は夜間プリズンを出て、市立の工藝學校の學課に出席することを許可されてゐる。

この篤志教師(voluntary teachers)のやつてくれた仕事は、居房に於ける受刑者の研究を鼓舞する効果を有つてゐて、自然と、受刑者の眼界を廣め、徒らに既往を悲しんで自ら憐れむの念を去り、彼等をして健全にして清朗な人生觀を抱かしむるに至るのである。

(九) 刑務所内に於ける社會化

Socializing Agencies within the Prison

各プリズンには、英國國教會(Church of England-Anglican Church)の僧(clergyman)一人がチャプレンとして指定せられた六百以上の男女の訪問員(visitors)の一團があつて、少くも一週一回夜間又は土曜日の午後受刑者の作業に就いてゐない時を撰んで、プリズンへ訪ねて來るのである。各訪問員が十人乃至十二人の受刑者に附くのであつて、各受刑者を別々に其居房に訪ふのである。訪問員は外部からの朋友として來るので、宗教上及び政治上の問題について語ることは禁ぜられてゐるが其他のあらゆる題目について親しく受刑者と談を交へるのである。

此等の訪問の目的は、受刑者をして自分の今の境遇にくよくよさせないようになつて、彼が後に残して來た人々の中にも、今も尚ほ彼の事を忘れずに、興味を以て彼の身の上を考へてゐるものゝあることを示すためである。これは、受刑者をソシアライズ(社會化)し、共同生活の敵としてではなくむしろ友として再び社會に歸つて行かうとする心持を起こさせるために、與つて大いに力があるのである。

一年の間毎週かゝらず一人の受刑者を訪ねてゐた訪問員が、其受刑者の將來について非常に興味を有つようになつて、釋放の際物質上彼れを扶助してやらうといふ氣になつたといふ實際はこれまで屢々あつたのである。

各プリズンには必ず一箇の受刑者援助協會 (Prisoners' Aid Society) が附屬してゐて、收容中並びに釋放後受刑者の世話をするのであるが、訪問員はこの協會と力をあわせて受刑者のために盡すのである、時として、プリズン・ヴィジターが自分に負はされてゐる信頼を悪用して不謹慎な所爲を、つたといふ場合もないではなかつたが、かゝる失錯は甚だ小さなもので、彼等がこの數年の間に骨身を惜まらず盡した大きな努力に比べれば、全く何でもないのである。

(十) 調査

Research Work

わが英國では、言渡される刑期が平均して甚だ短く、爲に受刑者について詳細の判断を下し又本人の家庭の環境に關して精到な調査を爲すことが不可能といつても可いので、プリズンはリサーチ(調査)の産田として大して有用なものとは言へないのである。若し調査と稱すべき何物かが試みられたとすれば、それはたゞ長い刑期を有つてゐる少數の受刑者の場合に限られてゐるのである。かれこれ二十年前に、イングランドのワイト嶋のパーク

ハースト・プリズン (Convict Prison at Parkhurst, Isle of Wight, England) の醫務主任 (Senior Medical Officer) をやつてゐたゴリング博士 (Dr. Gorring) 同僚の助けを得て、幾千といふ受刑者に精密な診査を行つたのである。この仕事の結果は彼の著「英國の受刑者」(The English Convict) なる一書に收められてゐるが、博士は、當時のプリズンに行はれた診査に現はれた英國のクリミナルを有るがまゝに描き出してゐるのであるしかし、不幸にして、受刑者によつて爲された陳述の控へをとつてをくことが不可能であり、彼等の幼年時代の經歷を調査することもできなかつたのである。

目下、我等は、審理中又はホースタル・インスケウションへの移送を待つ間、ロンドンの少年刑務所 (Boys' Prison in London) に收容されてゐる十六歳以上二十歳に至るまでの犯人の詳細な調査を行つて、研究に一步を進めてゐるのである。其の調査の行り方といふのは先づ最初に、熟練した婦人視察員 (woman visitor) が犯人の家庭を訪問し、本人の出生當時からの歴史を詳細に記述したりポート(報告書)を作るのである。

ボーイの生活の背景をなす事實を陳述した箇のリポートは醫務主任の手元に差出されるのであつて、このリポ

ートを參考して、青年の心理上並びに身體上の診査が行はれるのである。このリポートには、青年の家庭の事情、學校生活、及び卒業後の就職状態に關して取調べられ得るあらゆる事實は、一切洩らさず統計表に作製せられてゐるのである。後になつてから、此表に、行刑施設に於ける本人の訓練期間及び釋放後の行狀に關する事實が記入せらるゝのである。

この方法によつて、青年犯人の五千ケースが研究せられ、統計表のカードに完成せられた時に至つて、始めて調査家が青年犯罪の原因に關して科學的な意見を立て得る基礎となる貴重な材料が出來上ることになるのであつて、犯人のあらゆるタイプに適當した正しいトリートメント(處遇)についての手引きとなるべき何等かの或る方案の發見も此時に至らなければ期待し得られないのである。

(十一) 受刑者の分類

Classification of Prisoners

分類 (Classification) の第一の緊切な理由は、汚染悪化を防止せんがためである。プリズンに於ける受刑者の改善のために、我々が、たとへ小なりといへとも、何事

をか爲さうとするならば、それを考慮する以前に、先づ彼等が拘禁されてゐる間に實際悪化しないように、プリズンがしかく整へられてゐるといふことを確かめてゐなければならぬのである、と我々は自ら堅く信じてゐるのである。晝間にせよ、夜間にせよ、とにかく集合生活を許してゐる以上、有害な感化を受ける虞のあることは覺悟してゐなければならぬのである。といつて、我々がこの危険を避けるために、獨居拘禁に頼るとなると、其處には、たとへより以上でないにしても、少くも雜居と同じだけの自己毀損といふ危険が存してゐるのである。慎獨の工夫とはよく言はれたもので、人間といふものは自分の周圍を包んでゐる邪惡なものによつて損はれるように、自分の心の中に潜んでゐる邪惡なものによつても等しく損はれるものである。是に至つて、唯一の解決の方法は、受刑者の接觸より生ずる相互の悪化墮落の危険を出來得る限り少なくして集團生活のできるように、受刑者を分類するより外に道はないのである。是れはクラシフィケーションの消極的な方面である。

これまで久しい間、一旦釋放された受刑者の再びプリズンへ歸つて來るのを防ぐには、相反した二つの方法があると考へられてゐたのである。一つはデテレンス

(deterrence—威嚇)の方法で、何人も二度と再び歸へつて来ようとは思はなくなるほどに、プリズンといふ處を不快極りなきものとするといふやり方で、他の一つは、リホームेशन(Reformation—改善)と呼ばれるのもで、拘禁されてゐる間に、曲がつた弱い根性をまっ直な強いものにしてやらうといふ方法である。現在では、此等の二つの方法は相互に補足的の關係にあるもので、トリートメント(處遇)の其宜しきを得たものはデテレント(威嚇的)にして同時にリホームテイプ(矯化的)なものであると考へられてゐるのである。

クリミナルには多くのタイプがあるのであるからこのクリミナルの各クラスの要求にかなつたトリートメントを適用してこそ始めて纔かに有効に累犯(Recidivism)を防止することができるのである。是に於てか、あらゆるタイプ、あらゆるグループにそれ相當の處遇の方法の適用されるように受刑者をクラシファイ(分類)するといふことが、根本的に必要になるのである。

總じて、十八世紀及び十九世紀の間には、受刑者の分類といふことは全くなかつたのである。ハワードが視察した當時のチェール(牢獄)では、安全な、戒護といふことが明かに唯一の目的であつたのである。で、凡ての

受刑者が同じクラスに置かれて、男も女も、子供も老人も、債務不履行者も重罪犯人も、前科あるものもないものも、何の爲すこともなく、監視するものすらなく、一緒くたに同じ一つのチェールに獸の如く群居してゐなければならなかつたといふのは、實によくこの見解に一致してゐたのである。其時以來、イングランドでは、分類の必要を認めて、次の諸項を以て分類の基準として來たのである。

(十二) 分類の基準

Phases of classification

- (a) 性別 (sex)。女子が男子受刑者に使用せられてゐる建物とは全く別な建物に收容せられなければならないこと、及び、兩性の間には決して交通の許すべからざることは今では本質的な分類の基準として認められてゐる。
- (b) 前科の有無 (convicted and unconvicted)。已に幾百年來の久しい間、人の犯罪の有無を裁く英國流の司法の觀念には、有罪なることの證據立てられるまでは無罪だといふ假定条件が含まれてゐるのである。わが刑政執行上、公判の確定を待つてゐるものを已に有罪

を宣告されたものから分つて別々に拘禁するのは、この原則を實行に移したもので、當にさうであるべきであるが、しかしながら、このクラシファイケーションの根本の理由の一つは、前にも述べた汚染悪化を防ぐためなのである。且つはまた、公判の確定を待つてゐる被拘禁者(刑事被告人)はたとへ、彼等がコンヴィクト(有罪を宣告)せらるゝまでは、箇の特定の犯罪には無罪であると假定しても、其中には已に以前に幾度かコンヴィクトせられたものは随分多いのであるから、是に於てか、更に一歩進めて、公判確定を待つてゐるものを二つのクラス、即ち、以前に已にプリズンに入つたことのあるものと、それから、始めて來たものとの二つのクラスに分類するのが、正しいトリートメントとして殊に望ましいのである。

(c) 閱歴 (antecedents)。初犯者 (first offender) を常習犯者 (habitual offender) から引離すことの望ましいのは言ふまでもないのである。初犯者のための施設と累犯者のそれとを別々にするために印度政廳 (Government of India) の採用したシステムの正當なるは我々の認むる所で、之に摸したのがロンドンの西郊ウォームウッド・スクラッシュ (Wormwood Scrubs, dist. of

London) のプリズンで、初犯者のために用ひられてゐる。イングランドの他の地方に於ても、たとへ同じプリズンに收容されてゐても、初犯者は累犯者と雜居することとは許されないのである。

(d) 年齢 (age)。これと同じく、性格のまだ固まらない青年が、傾向習慣の已に定まつて、犯罪とかんぐくに慣れつこになつてしまつた年輩のものと相伍することを許されるならば、若い者はすぐに年上のものを見習らつて其考へを鵜呑みにしてしまふのである。是に於て、年上のクリミナルの感化を受けず、年齢に適當した訓練を施すために、青年受刑者のトリートメントのために特殊の施設が建設されたのである。たとへ、同じプリズンに收容される場合でも、年長の受刑者と雜居することは許されてゐないのである。

右は十代も終りに近い青年に對する處遇方法であるのだが、猶又、二十歳から二十五歳までの比較上若いと言へるクリミナルに對する遙かに困難なしかも等しく棄てゝをけない焦眉の問題が残つてゐるのである。英國では現在、此の年齢に屬するグループを「スペシャル・クラス」(特別階級)として、できる場合には、獨別の施設を設けて訓練を施してゐるのである。

(十三) 複分類

Subclassification

自分は分類の基準となるものを数へ上げて来たが、しかし、これは際限のない仕事なのである。経験が積まれ且つ、實行上の考究が許す場合には、更らに進んで分類をやる必要が起つて来るのである。例へば、二十一歳以下のもを二十一歳以上のものから分離するのは本来善い事なのだが、しかし、一旦この分類が終るやいなや、直ぐに、二十一歳以下のものも、解剖してみると、或るものは子供の時分から窃盜を働いてゐたのに、之に反して、他のものは初めて犯罪を行つたといふ風に、非常に異つた部類に分れてゐることを發見するのである。この國のボースタル式施設は、青年と大人とを分つシステムの範例を示してゐるものであるが、ボースタル式訓練を科せられたラッド(若者)の間にも甚しい差異が見出されるのであつて、これが爲めに、現在利用し得べき五ヶ處のプリズンが青年犯人の五つの異つたカテゴリーに割り當てられてゐるのである。

刑政の發達すると共に、何人といへども受刑者として

の拘禁期間中如何なる害をも蒙つてはならないもので、といふよりも更らに適切に言へば、各人の要求に善くあてはまつた特殊の訓練に服することによりて、最大限の利益を受けるべきである、といふ主張は益々盛んになつて、受刑者の分類が層一層精密になつて行くのは避くべからざる自然の勢であらう。

(十四) 拘禁の効果

Effects of Imprisonment

どんな受刑者でも二人同じであるといふことはないものであるから、或る程度までトリートメントの劃一の風に泥づむ傾きあるのは免がれないのである。で、従つて、^{インプリズンメント} 拘禁の効果が各受刑者の場合に夫れ々々少しづゝ異つて来るのである。初犯者の場合では、拘禁生活の經驗は一つの特異な感動となつて胸を打つのであるが、前科者には、見慣れた風景で、日々の生活は全く手に入れた日課にすぎないであつて、自由の喪失も、不快な環境も何のショックをも感せしめないものである。

いかなる場合でも、常に、拘禁といふ刑罰が有害な効果を及ぼす大きき危険の存することは免がれないのであ

る。迎代に至つて世界の國の々大部分は制度としての獨居^{ソリタリー・コンファインメント} 拘禁の實施を廢したが、夜間にせよ、晝間にせよ、受刑者が雜居するようになると、直ぐに、コンタミネーション(汚染)の危険が生して来るのである。で受刑者が極めて慎重に分類せられなければ、悪いやつが一層悪いやつと數ヶ月數ヶ年一諸に暮すことになつて、已に普通の人間生活のスタンダードを踏み外づしてゐるのであるから、プリズンに於ける悪い仲間の更らに輪をかけて劣等なスタンダードへ轉落していくのは實に易々たることなのである。そればかりでなく、更らにまた、男ばかりの人爲的な無理な生活は尙ほ更ら彼をして普通生活に不向な變態的なものとしてしまふといふ重大な危険があるのである。

イングランドでは、我々は、犯罪を行つた一人の人間を一箇の囚人としてしまふ危険に立つてゐるのである。

一人の人間の自由を剝奪してしまへば、即ち一箇のプリズナーとしてしまへば、自發撰擇の能力を奪ふことになつて、其者の活力を弱め、性格の發達を妨げがちなものである。プリズンへ入つて来る前には、彼は、朝起きて自分で衣物を着て、自分で勝手に食事をし、自分の思ふ通りに仕事を處理するに慣れてゐた一人前の責任を

負つてゐる人間であつたものが、拘禁の第一日から、彼は、日々の生活のプログラムの微細の點まで一々監督を受け見張りされてゐなければならぬのである、この事は、人をインステイテュウシヨナライズ(制度化)し、克己心に乏しからしめて、組織された一つのシステムの奴僕たらしむる傾きが十分あるのである。

しかし、劃一的な拘禁制度の他の一面には、有利な効果を有つてゐる場合も少なくないのである。特に、初犯者の場合にそうである。この場合、彼の行爲は法律に對する最初の違犯であつても、それが長い年月のだらしない節制の次けた習慣の結果に出てたといふことは、随分有り得ることである。こういう人間は、初めてプリズンの中で、今の境涯をかこつと共に、それは只だ一旦の行爲の結果ではなく、幾年かの間漸次に墮落していつた身の果てであることをつくつく考へて、己れを制するようにもなるのである。朝は早く起き、夜は夙く寝ね、定まつた時間一生懸命に働くといふ節制のきびしい生活を強いられてゐるので、この規則正しい生活と習慣の經驗は自由の喪失から受けるショックと共に、有益な効果を及ぼすのである。で、プリズンを出てからも、彼はしみじみと教へられたことを覺るばかりでなく、自制勤勉の

習慣をつゞけて行くことをさして苦には思はなくなるのである。

猶又、拘禁は、特に初犯者の場合に、強い威嚇的の効果を有つてゐるもので、彼等がプリズン・ウォールスの中で學び得た所のものとは別に、若し自分達に残されてゐる就職の機會によつて人間らしくもな生活を営むでいくことができれば、せつかく出て来た彼のいやなプリズンへ引き戻すような行爲は決して二度と再びやるまいといふ堅い決意で、彼等はプリズンを出て行くのである。プリズンに對する嫌厭の情は弱い性格の人間には誘惑に低抗するしんばり棒となるものである。

習慣を規則正しくし、自製の力を強める拘禁の効果と共に、チャプレン(教誨師)や他の職員並びに外から来た官吏でないヴィヂッター(訪問員)の受刑者の上に及ぼす親しい個人的な感化の力も擧げなければならぬのである。有徳の人に接し親しむといふことは、他の受刑者から来る汚染の害毒に對する解消劑である。自分を理解し激勵し、弛るむ決心をひきしめてくれる一人の友を欲しがつてゐた多くの人は、有給無給のプリズン・ワーカー(行刑事業家)の中にかゝる友を見出し得たにちがいないのである。

プリズンを出て幾年か経つた後で、プリズンに在つた前きの汚辱の日を顧る時には、彼は、「自分はプリズンにゐたのである。しかも、お前はあたしの處へ来てくれた」(“I was in Prison and ye came unto me”)と曰つた耶蘇の語の中に含まれた意味で、自分の改悟の事實を容易に説明し得るのである。(了)

Annals of the American Academy of Political and Social Science, September, 1931.

海外時報

オーストリアに於ける

受刑者の災害保險

ドイツ刑務職員組合の機關雜誌「ブレッター・フェル・ゲフエングニスクンデ」(行刑智識) (Blätter für Gefängniskunde) (vol. 62, no. 2, 1931) に掲げられたパウ・コムベルト博士の一文によるを、オーストリアの司法省では、最近、災害に對する受刑者の保險に關して新しい省令を發布したのである。一八九四年の法律に従へば、請負制 (Contract system) の下で私の使用主のために働く受刑者には、其作業が普通民間の工業に於て國家の法律によつて保險を付することを要求せられてゐる種類のものでは保險を付けないければならぬのである。這回新しい規定によると、この法律の適用せられない場合でも、刑務所の所長は作業監督人と商議したる後使用主に保險を付することを要求し得るのである。

此場合に、使用主が商議の決定を認諾することを拒めば司法大臣は控訴裁判所 (Court of appeal) の役をつとめて決定を與へるのである。尙ほ、請負契約は、災害保險に關して少くとも下に掲ぐる三つの最小限の條件から成る場合に限り、締結せられ又は繼續せられ得るのである。其の條件とは

- (a) 使用主は請負人として己れの使用する受刑者を保險に付せなければならぬ。
- (b) この保險の保險額の決定の基礎となるものは、刑務所々在の地方に於ける同種の普通工業に於て支拂ふ平均日給でなければならぬ。
- (c) 保險料は請負人一手にこれを支拂はなければならぬ。

以上の三つある。國家は受刑者の利益を保護しなければならないのである。

向後、營繕其他の刑務所の維持に關する仕事に従する受刑者には保險はつけないのである。但し、司法大臣は災害の起つた場合には、保險されてゐた場合に受刑者の

受取り得べき金額以内で、災害の結果是非共支拂はなければならぬ賠償をいか程でも國庫から當該受刑者に支拂ふ特權を持つてゐるのである。災害の起つた時には、刑務所長は直ちに醫務主任 (prison physician) と議して、賠償の額を見積るに必要なる事實を決定し、司法大臣に報告しなければならぬのである。

Journal of Criminology, May-June, 1932

犯罪記録の交換

今度、英、佛、伯、伊、並びに玖馬五國の政府の犯罪鑑識課 (criminal identification bureau) とは、合衆國司法省捜査課 (Bureau of Investigation U. s. Dept. of Justice) と共に、犯人に關する調査報告の國際的交換を爲すことに同意を表した由、去る三月二十八日付のメモランダムで、右の合衆國司法省捜査課の長たるエドガー・フーバーによつて公にされたのである。

この交換は、今迄のように特殊の事件に限つて調査材料を交換するのではなく、爾後、右の六國政府は、各自、其國の檢察官の手に捕へらるゝ他の國々の國籍所有者に

關するあらゆる調査報告を交換しようといふのである。合衆國政府の當局官吏は犯罪の調査に關するこの新しい國際的交換手續を重要な捜査上の一進歩なりとして歓迎してゐる。

Journal of Criminology, July-August, 1932.

刑務職員の監督

最近ニューヨーク州の「刑務所ノ管理並に建築ニ關スル調査委員」(Commission to Investigate Prison Administration and Construction of the State of New York) の報告の結果として、州ステートの行刑局 (State Department of Correction) に「刑務職員監督官」(Director of Personnel) と稱せらるべき新しき官職が設けられたのである。この官はガード (看守) の練習所の學課について責任を負ひ、事に當りて敏活變に處して沈着ならしむるため、職員に軍事教練を授け、職員の服裝の正規を乱さず清潔を失はざるよう監視するの職務を有つてゐるのであつて、大體に於て、ステートの凡ての行刑施設を通じて看守並に上級職員の團體精神を維持し鼓舞

するの重い任務を負ふてゐるのである。

尙ほ、このコムミツションは其任期は此年の四月一日で終了したのであるが、三月三十日付でステート州の知事ガッソフアイナーの署名を得た州の議會の決議案で、更らに一九三三年の三月一日まで繼續せらるゝこととなつたのである。この新しい法律では、コムミツションのこれまでの任務に加ふるに、更らに、ステートに於けるプロベーション・システム (刑の執行猶豫による監視制度で、日本の觀察) の熱心なる研究調査をなし、この制度の一層有効なる實施方法のプラン (案) を立てることを命じてゐるのである。これがために、一萬五千ダラの豫算がコムミツションの經費として可決されてゐる。

Ditto

ナショナル・プロベーション・

アツソシエーション

アメリカのこの協會は、今年で創立滿二十五年になるので、最近其祝賀會を催した。この協會は、一九〇七年六月ミネソタ州のミネアポリス市で十四人の會員によつ

て創立せられたもので、數年の間は極めて漠然としたのん氣な個人同士の會合で一年に一回會議を開いて、プロベーション (日本の觀察制度) の諸問題について議論を開はしてゐたものであるが、一九二一年に至りて、其基礎もしつかりして來て、本部をニューヨーク市に設けて會員組織を國民的にし、有名なクリミナリストのチャールス・エル・シュート氏を總務主事とすることができたのである。氏は今も現に此職に在る、爾來、創立者によつて立てられた事業のプログラムは大部分は實現されたのである。協會は、プロベーションなる一つのソーシャルワーク (社會事業) の標準點を定め、プロベーションに關する諸の調査報告を蒐集整理するため一箇のオフィスを設け、プロベーションに關する諸立法の改良を促し、プロベーション・オフィサーの活動を擴張敏活ならしむる等、二十五年間のサービスは立派な一つのレコードを作つたのである。

Ditto

第二回國際社會事業大會

第二回國際社會事業大會 (The Second International

Consequence of Social Work) は、去る七月十日より同月十四日までドイツのフランクフルト(アム・マイン)で開催せられた。今度の會議の一般主題は、「家族と社會事業」(“Social Work and the Family”)とS.S.の會で、會議は六箇の委員會に分れて、それ／＼右の主題の主たる分科について討議する筈である。總會は少くも二回開かれることになつてゐる。會議の詳細については追つて此欄で紹介することゝならう。

Ditto

第五十九回アメリカ社會事業年次大會

今年の大會 (The fifty-ninth National Conference of Social Work) は、去る五月十五日より同月二十一日までペンシルバニア州フィラデルフィアで開催せられたが、時局の重大なるためからか非常な盛會で、アメリカの各地より集まつた有志の士は四千を越へ、大會の歴史に於て二番目の大きな會議だといはれてゐる。今次の會議の主題は、「失業の社會的結果と其對策」(“The Social

Consequences and Treatment of Unemployment”)と第一日の總會^{ゼナラル・セッション}で今次の會議のプレジデントたるシ・エム・ブツクマン氏は、議長就任の挨拶を兼ね、右の主題を掲げて、時局の重大なるを説き、尤大な失業のためには自由に手足を伸ばさしめる方策を講ぜられんことを大統領並びに議會に求め、「今日の如き危機に際しては、遲疑する所なくあらゆる公私の匡救手段と資金とを結合せしめるのが必要で、私的匡救機關だけでは今日の危急の状態に策應するには足らないのである。大規模に國民的あらゆる社會的手段と社會事業家とを總動員するのが焦眉の急である。」と述べてゐる。

かくして、公式に會議は開かれて、この國民大會と聯合してゐる四十に余る社會事業團體は市の各處で會合を催したのである。大會の會議は市のコンヴェンション・ホールで開かれた。ピーノロヂストにとつて、恐らく、最も興味のある大會の部會は、なんといつても第二部の「犯人と矯正」部會 (Division II, Delinquents and Correction) であらう。委員長はシカゴの少年保護協會 (Juvenile Protective Association) の常務理事なるデヒツシー・エフ・ピンホード女史で、犯罪一般、行刑、

警察、ヂェール(拘置場)、少年犯罪、社會事業と犯罪防止等其他の部門に亘つて盛んに討論が行はれ、最終日の五月二十一日には、合衆國政府の司法省行刑局長 (Federal Commissioner of Prisons, Dept. of Justice) たるサンホード・ベーツ (Samford Bates) が司會して、受刑者の「科學的處遇」(“Scientific Treatment”)なる主題で討論がありニューヨーク市の社會事業學校 (New York School of Social Work, New York City) のクリミノロジーの教授たるチオーヂ・カーチウエー氏は「科學的處遇」なる論文を朗讀したのである。

この度の大會は、そのプログラムですら六十ページ以上の小冊子となつてゐる位で、プログラムに名を擧げられてゐる演説者の數は三百に達してゐるのである。數あるアドレツスの中で、最も會衆の心を動かしたものは、五月十七日夜の會議席上、オハヨー州クリーブランド市の猶太教の「テムブル」教會のアツバ・ヒレ・シルバ教師の「社會事業の危機」(“The Crisis in Social Work”)なる題下に試みたもので、社會的秩序の精神的崩潰を慨いたものである。氏は説いて曰く
「新しい文明が建設せられなければならないのである。寺院の塔やドームやミナレットが宗教ではないように、ラジオや、飛行機や、人間の群がる大都市は文明で

はないのである。文明の本質は、自由にして安全な、而して同時に、創造的な社會生活である。文明の眞否を判断すべき標準は、富でもない、都市の大きさでもない、スピードでもない、發明でもない、人間の人格の上に置かれた價値の如何である。労働と才能とに與へる報酬の如何である。その社會の有つてゐる智能的、精神的並びに美的興味の性質如何である。而して、其上に、人間生活をして更らに楽しく頼もしくする社會的要素の中に含まれた刺激の力の如何に在る。此等の標準で測つてみると、我等の現代の文明は只だ單に原始人の有つてゐた野蠻性のウルトラ・モダンな表現に過ぎないのである。」
とにかくも、今次の大會は極めて眞面目なコンフェレンスであつた。今次の大會ほど眞箇の意味で討論の盛んな會議はなかつたといはれてゐる。英國から來たロンドン大學の經濟學部の教授デヴィソン氏がコンヴェンション・ホールに於ける討論の「上一下の潮の中に浸つて、活字の細い紀念のプログラムに一瞥をくれて、「貴下方が我が英國の社會事業家よりも如何に遙かに澤山の討論すべき題目を有つてゐるかといふことを彼等に示すために、このプログラムを大切に持つて歸ります」と傍にゐた「サーベア」誌の記者に語つたのは、決して怪しむには當らなかつたのである。
來年の大會はミシガン州のデトロイト市で開催されることに可決された。

Survey, June, 1932

行刑小話

玖波文一郎

あばしり紀行

一

發動機船はともづなで五艘の材木運搬の傳馬船を曳きつつ迂餘曲折の網走川を下つて居る。發動機船の甲板にはS、O、H君等と僕一行が陣取り、傳馬にはそれぞれ青服の諸君が部署に付いて居る。

流れは極めてゆるやかだし、右岸には蒲が、左岸には雜木の茂りの中に高いたもの木が一本目立つて生えて居た。

そこを過ぎると兩岸がせまつて鐵道線路に並行して下る。流れはゆる

やかだが、兩岸のせまり方が往年の僕のドナウ下りを追想せしめて止まない。そこに、酒屋の廣告が立つて居る。いかにも藝術的な廣告だが、しかし青服諸君に咽佛を鳴らさせる虞はないか。

竟に出たのがあばしり湖である。周廻十一里。遙か右岸の禿岸の上が二見ヶ岡、川口から眞正面が越歳への上陸地である。

「これで時々荒れることがありますよ」

「しかし、そんな心配なしけ、はありませんか」

S氏はしきりに湖面の危険を説くし、僕と同伴のN君はそれを信じようとはしない。

「君、みづうみといふ奴は中々こわいんだよ。だいち、岩見重太郎の重藏は琵琶湖の難船で一時溺死したことがあるぢやないか」

「へえ」

「へえ、ぢやないよ。君は少し講談を讀まなきやいけなないよ。この天幕山か三眺山から吹き下して見給へ、この静かな水面が荒れ出すことは想像出来るね」

「さうですよ。冬になると、この湖面がすっかり凍るので馬橋で渡るのですが、吹雪にでも會ふと大變です」

「ぢや、越歳は必然的に泊込をやらなきやなりませんね」

「さうです。だから、越歳泊込の

看守は二年を限度として越歳勤務を命ずるんです」

「そついは大變だ。それぢや、越歳行きを命ぜられた奴は悲鳴を擧げるでせう」

「どうしまして、越歳行きを希望する者は非常に多いんです」

「だつて、官舎はないんでせう。さうすると妻子と分れてなきやあ

ならないぢやありませんか」

「そりやそうです。しかし、越歳勤務は一日一回の手當を貰へるので多い者はそれを合せると一月百圓からになりますからね」

「なるほど、そりあ希望者があるでせう。だが、なんだか、妻子と分れて布哇にでも出稼に行くやうだな」

「だけど、一月に一回位は非番を利用して家に歸つて居るようです

よ」

「そいつはいつも新婚気分でもいいかも知れないなハハ」

船は一時間半の後にせまい運河に這入つた。青服君が水竿をつかつて傳馬の列をととのへて居る。彼方にはステツセル馬車が待ち受けて居るようだ。

八月の中だといふのに幹ばらみの短い稲が微風にゆられて居る。幾百町歩の稲田の中をぬけて行く僕たちは舊ロシヤの地主が見廻りでもして居るやうだが、極北のこの自然の中ではさして恥かしくもない。

二

「これから越歳領です」

そこには大きな丸太が二本門の代りに立てられて居るのだ。そこには門衛も居なければ、名札もない。た

だ五百町歩の越歳領の境界を表示するのみである。もちろん監獄に必要な周壁なぞ作りようもない。

遙か數町の彼方で白服の看守が擧手の禮を捧げて居る。見るとそのあたりは點々として青服の人たちが草をとつて居るではないか。役人と囚人が仲よささうに田圃の中に居る。僕が囚人だつたらいつでも逃げ出せるのに、役人は囚人が逃げるものではないことを信じて居るらしい。囚人はいつたい何を考へながら草を取つて居るのだらう。

「役人がピストルを持つて居ませんね」

「あばしり、はもう長い間ピストルを持たせませんのです。こんなところはやつぱりそれを持たない方が結果がいいようです」

「そりやあ僕もその方がいいと思

ひますね。ピストルなんか中るものぢやありませんし、またこんなところでピストルを持つたつてあの森の中に逃げ込めばなんにもなりませんね」

「わたしもまだ着任勿ですが、ピストルは持たせないことにして居ります」

「その方がいいですね。僕の所謂人的戒護に限るですよ」

「それはそうと、此處では事故が起りましたか」

「いいえ、この數年一件も起つたことがありません。尤も成績のいい者丈を集めて居るので、事実上中間刑務所見たいなものです。みんな善良ですよ」

正門から約十五町にして泊込所に着く。そこには一棟の舍房と農小屋が二三棟立つて居る。舍房の正面は

鬱蒼たる森林が保存されて居る。たもや楓にからまつて山葡萄の葉がダーク・スカレットの色をはへて居る。この暗赤色の奇麗な葡萄の實る頃熊の出沒が始まるのださうだ。

職員宿泊室の窓ぎわに蝮の中に蝮が一匹捕へられて居た。

「これはどうしたんですか」

「この邊には蝮が澤山居りますので」

「そいつは危険だな」

「囚人の中には中々つかむことのうまいのが居ましてね」

「いつかもわたしが廻つて居ますと、下の方を向いて變な様子をしてるのが居ますので、そつといつて見ると蝮を捕へて皮を剥いて食つてるぢやありませんか。それに他の奴はふところをふくらせて居るので看守がそれは何んだと訊ね

ると、へい之ですといつて出すのを見ると青大將を五六匹入れてるぢやありませんか」

「ぢやあ、蝮や蛇は彼等の恩讐の友敵といふところですねハ、ハ、」

では、御晝のお仕度をとのことだ。舍房一隅の教誨室で心づくしのあばしりの珍味が運ばれビールがそへられた。

「ビールはいけませんよ。刑務所で酒は僕たちにも禁物だ。囚人が可愛さうだ」

僕はこの好意を謝す。しかし、僕の眞の心持ちは越歳で出来た馬蹄薯や葱や牛蒡の煮めめで飽まんして見たかつたのである。

食後、裏山に登る。まだ、焼き立ての根株の間に大豆や高粱や大根が植付けられて居る。遙か彼方の山頂まで耕されて居る。昔あるアメリカ

人が「耕して以て山頂に到る以て貧なるを知る」といつて日本を侮辱したさうだが、わが越歳の諸君はかやうにして前人未踏のこの原野を開拓しつつあるのである。思へば北海道の今日の文化は五十年來の之等諸君の努力に負ふこと幾何であらうか。

三

次の日は早朝からステツセル馬車で二見ヶ岡に行く。あばしり本所から二見ヶ岡まで一里二十九町。湖畔をそよ風に吹かれながら、煙草をくゆらし乍らゆく僕たちは今監獄の敷地を歩いて居るといふ氣持ちもなく純然たる紀行者の心境を抱くのみである。

その道が國道であると同時に監獄の道路でもあるので民衆の往來にぶつつかり、所々で囚人の僅かな一團

に會ふ。馬上ゆたかに見廻つて居る看守が見えると此處が監獄の中であることを意識してあわてて煙草のすひがらを捨る僕の愚かさを自ら笑ふ。

三眺山二十九町といふ達筆な石標がある。たしかに往年筆を弄んでわが行刑界を風靡させた、否むしろ厄介がられた廣陵樹庵大谷君の遺墨である。

「何しろ、白いところがあると直ぐ書き度いんですから皆が困つたらしいですよ」

「さうでせうね、こんな里程標にまで書くんぢやよつぽど書きたかつたんですね」

「看守官舎で大谷さんの遺墨を持たないものは一人もないでせう。その頃一日中墨をすらされた男が未だ勤めて居ますが、よつぽど變

つて居たらしいですぜ」

「何んでも、宿屋の茶代に一筆やつたつてぢやありませんか」

「さうでせう。あなたのお宿の松井屋の看枚も大谷さんのですよ」

「とにかく、小學に這入り立ての子供の心理状態なんです。僕も小學一年の時に字が書きたくつて白いところがあると皆んな書いたものです。ところが、或る時兄貴が中學校の入學願書を書く爲め親父の判の押してある白紙を親父から貰つたんですがいつの間にかそれがなくなつたんです。さあ家中大騒動してさがした結果どうです僕がそれに汽車の時刻表を書いて壁に張つて居たんです。實印のある白紙を子供に窃まれるなんて兄が悪いといふので兄貴が大變叱られてましたが、それから兄貴は

僕のところ紙を見せなくなつて了ひましたが、さうなると僕は益々書き度くなつて白壁に書いて親父にえらく叱られたものでしたが、大谷さんのもまあそんなものですね」

「ハ、ハ、ハ、しかし大谷さんの山陽を習はれたさうですよ」

「さういはれると確かに似てますね。たしかにうまいがかう澤山あつちや慾しくありませんね」

こんな話をしながら山に登る。例の山葡萄が青い實を房々として居る。あけびや、熊の好くコクア、白樺が雑然と繁つて居る。足下に延び出して居るげんのせうこをH君がむしつて薬草の説明を始める。

三眺山。廣陵居士の筆になる紀念塔が脚下に網走湖を、右手に能取湖を後方にオホツク海を眺下して居

る。その爲に三眺山と名付けたのか。林間、紅するものは葡萄、黒く延び繁つて居るのはドロ松。

天下の絶景をわがあばしり、刑務所はその敷地に持つて居るのである。網走湖畔五十餘町歩の畑が整然として燕麥を色付けんとして居る。その中を一騎走らせて居るのは戒護官吏が傳令するところか。漫歩にあきた馬のいたづらか。

四

馬車は舊道を二見ヶ岡さして走る。このあたり水田の稻が幹ばらんで居る。彼方の農小屋あたりから一人の役人と數人の囚人が敬意を拂つて居る。

「先日の逃走はこの林に飛び込んだのです」

「これぢやなかなか捕りませんね」

「でも非常召集をやつてこの林を兎がりのやうに上つたのですが、かくれてその網を逃れて役人の行き過ぎたあと反對に逃げ出したんですね」

「それが戒護の最も逆用されるところなんです。一體戒護官吏は後に向くことを知らないでせう。前ばかり見る役目だからこんなときは囚人に逆用されますよハ、ハ、ハ」

こんな話をしていると向ふに二騎叢の中に馬首をこちらに向けて居る。

支所長のK君と教誨師のH君だ。

K君の開墾の理想を聞きつつ、能取湖を右に眺めつつ僕たちは竟に二見ヶ岡に着く。櫻並木をくぐり支所に入る。農耕屯所としては中々とのつたものだ。往年僕がハンガリヤを訪れ、ハルタの大農園刑務所に宿つて自慢されたミクラ支所なぞより

遙かにととのつて居る。ただ、こんな僻地に勤める人々にどうして慰安の途を講じてやればよいのか、それが残された一つの問題なのだ。

「三、四年前にあすこに熊が outcome してね」

本所長のS氏が四町許り先きの森のあたりを指さす。

「とつたのですか」

「なんでも、高粱を喰べに出たのですが、恰度柵に自發銃が備へてあつたので、それにやられたらしいんですが、看守も一發やつたんださうです」

「ぢやあ、権限争議といふところですねえ」

「看守の方では自分がやつたんだといつてますが、自發銃も發して居たんですから功名はきわどいところなんですよ」

「皮はどうしたんです」

「何しろ秋の熊は毛がぬけますんでね、役には立ちませんが、それでも熊の胃は誰、皮は誰とそれぞれ分けたさうです。何しろ大きな奴だつたさうですからね」

「とにかく熊が出るなんてすごいところですね」

それから、熊の話が色々出る。北海道の演習林を跋涉して學生時代を過して來たH君は熊の話は得意なものだ。

「僕の學生の頃ですね。すごい奴が出て百姓の子供をやつたんです。母親は驚いて子供を捨てて家の中に逃げ込んだのですが、どう

です、今度はその熊が戸をこわして家の中に這入つて家の者までやつつけたのです。ところがその附近に熊取の自慢なお爺さんがその

熊を退治しようといひ出したので家の者が鐵砲を隠したのですが、偶然古い一挺を見付けたのでそれを持つて飛出したきり歸つて來ない。さあ騒動は家から家へと傳つて大熊狩りを始めて、やつと一人の犠牲者と交換に仕止めたさうですが、その附近にさきのお爺さんは奇麗な白骨と化して居たといふんです。その熊の肉を貰つて喰べたといふ僕の友人の話ですが、昨日お爺さんを喰べた計りだと思ふと氣味が悪くて咽に通らなかつたさうです」

なんでもこの一帯にまだ五頭は居るだらうといふ話だ。そんな山奥にわれらの一味は行刑にいそしんで居るのである。

五

僕の知つてゐる範圍では農園監獄はこの國のでも世界的に有名だ。アメリカのグレイ・メドウにしろ、ハンガリーのハルタにしろ、フィリッピンのイワヒグにしろみんな有名だが、わがこのあばしりは世界を動かして居ない。それはあばしりの罪ではなくて日本に行刑のプロパガンダが居なかつたからだ。世界流に言へば三千六百エーカー、日本流に言へば千八百町歩のこの大森林、大原野を持ち風光明眉な大監獄が明治二十三年五月三日から存在して居るのにそれが批評家の目に止まらなかつたわけだ。

ぜ世界が知らなかつたか。それは日本の宣傳が足りなかつたのである。宣傳の足りなかつたことはひいて中味が顧みられなかつた結果に外ならないのである。

その領地の廣さと、囚人の勤勉と地味の肥沃とを以てすれば、あばしりは世界一の農園監獄の隨一の候補であることを僕は保障する。ハルタ監獄でさへ自給自足の經濟を保ち得るのにどうしてわがあばしりが自給自足出来ぬ筈があらう。

その作業經營にはH君の計劃的才能が着々として姿をあらはして居る。

彼等の身體の保障は進々偉才のO君とS君とによつて益々安んぜられて居る。

今日のあばしりは流刑時代のあばしりとは譯がちがふ。

四百の囚人諸君！平和な、潑刺たる農園を作ること最善の努力を拂ふことを僕は祈る。

阿寒岳の頂上に雲がかかつて居る。しかし、今日はめづらしい晴天である。例の酒の廣告にさやうならと挨拶されて僕たち一行はびほろを過ぎ野毛牛とわかれて旭川に向ふ。

—昭和七年八月二十五日夜旭川ホテルにて—

監獄むかし物語

杉野喜祐

◇博徒の横行と處分規則

前回には博徒の監獄侵入のことを書いたが、今回は夫れに因んで賭博のことを書いて見たいと思ふ。

古いことであるが明治十五年から實施になつた刑法では賭博罪は現行犯に限り罰せられ非現行犯は一切罰せられず而かも其刑は重禁錮一月に罰金五圓又は、二月に拾圓と紋切形の様であつた。

故に博徒と名の付く様な奴等は殆んど檢擧せらるゝことなく其檢擧せらるゝものは慰み半分の小博突のみであつたから彼博徒等は至る所で横

暴を極め所謂四隣を横行して良民を苦しめ安寧秩序を害すること甚しきに至つたので時の政府は之を防遏するため明治十七年に賭博犯處分規則なるものを發布して一時行政處分に委ねられたのであつた。

此處分は素より一時的のものであつたが、其罰は頗る重く一月以上十年以下で過料も之に準じたのであつた。

僕は其頃新潟縣の警部で新潟警察署に勤務し各分署（其頃新潟縣は大警部を管轄し十ヶ分署あり）で檢擧し送致して來るものを三人の警部で引受處分するのであつたが、非現行犯を芋蔓的に取

調常習者と見れば家宅搜索を爲し博具を發見すれば之を斂擧する等來るは來るは毎日一人で拾人貳拾人の處分を爲さないことはなかつた位で、常習者は殆んど狩り盡し其親分共は七年又は十年の長い罰に處せられたため彼博徒も一時は鳴を鎮め慰み博突をする者等はふるい上つたのである。

所が一方監獄では俄かに在監人が増加し工場は狹隘を告げ監房の廊下を工場に使用し殊に當時は受負業はなく官司業として、薬工即ち草鞋作りを爲さしめたが其賣先は北海道で冬季は運航が止まり、爲めに倉庫は溢れ餘義なく縣廳に交渉して舊營所の建物を借り收藏したが其數百萬以上に達したことがあり、僕が監獄へ轉任后其處分に關係したことであつた。

斯の如くして彼博徒も一時は狩り盡されたが年所を経るに従ひ自然満期となり、又は假出獄となつて娑婆に出れば多くの乾分等に迎へられて元の柵あみ所謂濱の眞砂で迎も盡くするものではない、益々其遣り方は巧みになり親分共は容々に檢舉せらるゝものではない、其檢舉せらるゝは下たつ端の乾分共のみである。

然るに世人は彼は博突打であると批評する割合に彼等を嫌忌せないものである、若し其近所の博突打が檢舉せらるれば間違を起し氣の毒であるとして慰問し、其釋放の日は打揃つて出迎に行く等爲めに監獄の門前市をなすは何地も同様である。

村の如きは、博突を打たないものは氏神様とお寺の佛様だと稱し敢て之を悪しき行爲とは思つて居なかつた位であつた。

彼博徒等は常に曰くだ、博突が悪ければ競馬は大賭博であると空囁くのである。

僕等淺薄なる考へよりすれば、國家は斯る効果多からざる否彼等を増長せしむることに多額の國費を投ずるよりは寧ろ競馬の如く公許し多大の課税をしたら案外國家の歳入を増し赤字を埋むる一策ではあるまいか、刑法改正等の場合には一考案せらるゝ問題ではないか呵々。

僕の友人で名古屋の檢事正で退職した福録芳隆君は賭博に關する研究をして博戲類纂を著した人であるが、全君の説に依ると賭博は元善事即ち寺の建立等に用ひられた

ものである故に、賭博に用ゆる産を盆産と稱し盆の聖靈さんに用ひた齋堂取寺錢などと總て寺に因んだ名稱を用ひて居ると、其眞偽は保證の限りではないが一理窟ある面白き説である。

次は法を潜らんとせし横着もの

◇不具者を眞似る横着者

明治十五年新刑法の實施前即ち新律綱領や政定律令の時代には不具者は贖罪金で釋されたことがあつたときのことである、故に横着な奴は不具者の眞似をして釋されんことを企て又實際釋されたものもあつたことである。

僕が監獄へ轉任した頃(全十八年)新潟の監獄に兩脚を曲げて所謂の蛙股の様な一種異様な歩き方をする小

山某と稱する囚人が居たのである、或る日呼んで調べて見ると。

彼曰く舊法時代には不具者は金を出せば釋されたので、現に吾々の仲間には不具者の眞似をして釋されたものがあるから自分も一つ變りの眞似をして釋されんものとの悪心を起し譬にサン俵を着けて、雨の日も雪の日も監房と工場の往復をしたこと三年最早遠からず釋されるものと期待して居た所新法の實施で其法は廢止せられ三年間の苦心は全く水泡になつて最早變りの必要もないから立たんとするも急に立つことが出來ず、漸くならして不自由ながら此有様である、悪い考へは決して起すものではないと後悔するも及ばずと述懐したのである。

人間の手足も樹木と同様で、永く矯

めて置くと妙な癖の付くものである。

其時僕は彼に對し折角完全な身體を持ちながら不自由な變りの眞似までして、法を潜らんとする苦心を良き方に向けて居たなら、身體も精神も兩ながら全きを得て今頃は恩典を受くることになつたかも知れぬと論じたら彼は涕泣したのであつた。

要するに法は正しき哀れなるものを救はんために設けられたものであるに斯る横着ものを出すとは眞に困つたものであると痛切に感じると同事に斯る横着心を起さしむるには執行上に缺陷はなかりしかと深く思ひを斯に及ぼしたのである。

最近のニューヨーク州議會では、謀殺犯に科せらるる死刑に代るに終身刑を以てせんとする法律案を可決することと拒んだ。しかし、此問題については、追つて、州民のレフエレンダム(一般投票)を行ふことに決したのである。

拘禁生活者の潜在意識

吉田 教 靈

古來夢は五臟六腑の疲れのために肉体的刺戟によつて生ずるもので、決して精神作用は與らないものだとする。けれども一面に一体夢なるものは重大な精神作用が潜在して居り、それが假裝して表れるものであると言つて居る學者もある。即ち無意識的に働いて居る潜在思想の一部又は全部が假裝して夢に現れるのだといふのである。

而して吾々の潜在思想は吾々の夢以外の精神生活とも直接關聯して居るが、夢は外界の刺戟によつて生ずる事多く、且其の内容は嘗て經驗せる事柄と關係を有してゐる。又其の夢の眞因となるものは必ず無意識的の願望であつて、表面に現はれるものは唯單に夢を生ぜしむる誘因たるに過ぎない。故に夢の分析によつて本人の無意識的に働いて居る潜在思想を

洞察する事が出来得るといふのである。理論學説はさて置き、兎に角吾々は豫想以外の所謂全く根據の無い夢を見ることもあるが、其の多くは嘗て自ら經驗し又は見聞せるものに關聯してゐるものか或は現在常に意識しつゝあることを夢によつて本人の潜在意識を考察することも敢て無益ではなからう。

二

私は折々の個人教誨を利用し當所九百七十七人の受刑者に就て在所中最も多く見るといふ夢の調査をして見た。今それを分類して統計に現はして見ると次の通りである。

- (A) 出所せる夢
 - イ 自家に歸つた夢 三四七人
 - ロ 家族と話合つて居る……一〇〇人
 - ハ 親に意見せられて居る……五四

(B)

- イ 父母が來訪せり……………三四人
- ロ 兄弟が來訪せり……………三三
- ハ 妻が來訪せり……………八
- ニ 子供が來訪せり……………一八
- ホ 亡父母が來訪……………四五
- ヘ 亡兄弟が來訪……………四
- ト 亡妻が來訪せり……………五
- チ 家族に關する夢 四〇人
- イ 親が死亡せる夢……………一三人
- ロ 兄弟が死亡せる夢……………二

(C)

- イ 社會に出た夢 九六人
- ロ 社會で働いて居る……………四二人
- ハ 社會で遊んで居る……………三一
- ニ 再び犯罪して居る……………一五
- ホ 親戚の許にて働き居る……………六
- ヘ 被害者方に謝罪に行く……………二
- ト 家族が刑務所に來訪せる夢 一四七人

- (ハ) 親が病氣になりし夢……………九
- (ニ) 子供が學校又は外にて他人に苛められてゐる夢……………一六

(D) 其他の夢 一六二人

- イ 自己の幼少時代の事……………三五人
- ロ 刑務所内に關すること……………一五
- ハ 被害者に襲はれた……………八
- ニ 神佛に關する夢……………五
- ホ 空中を駆け廻りし夢……………四
- ヘ 雜夢……………九五
- (E) 夢を見たることなし 一八五人

右の統計によつて觀れば總員九七七人の中四四三人即ち其の約半数は何れも刑務所から出所した夢を見て居り、而も其の内約八割は皆自己の家庭に歸つてゐる。

又家族が刑務所に訪れて來た夢を見てゐるものが約一割五分を占めてゐる。そして其の三分の一はすでに死亡して此世に現存せざる亡父母兄弟等が再三訪れたといふのである。尙我家庭に歸つた夢の中にも既に死亡した家族と遭つてゐる者が其四分の一もある。又在所中家族の者

が死亡した夢、自分の子供が學校や其他で他人からいぢめられてゐる夢など見てゐる者も少くない。

右の表中何れにも屬せざる雜夢が約一割、殆ど夢を見ないといふものが二割弱あるけれども、之は主として全收容者中二割五分を占めて居るところの全く家庭無きもの、告白である。

當所收容者中家庭からわざわざ面會に來るものは極めて近距離の者のみで、全体から見れば餘り多くはないが夢では一割五分を占めてゐる。又毎月常に家庭と通信して居る者も現在約四割位に過ぎぬけれども、夢の方で家族に關するものが五割五分にも及んでゐる。

三

凡そ收容者の多くは我家庭を忘れ専ら利己的享樂主義に走つた結果犯罪に陥つたもので眞に我家庭を想ふての犯罪は殆ど絶無と言つても可い程であるが、さて入所して見ると犯罪犯數の如何を問はず今更の如く自己の淺聞しさを痛感し悔恨

の情に燃ゆると同時に我が家庭に對する愛着の念が湧いて來るのである。故に彼等の夢の上から見ても、右の統計の示す如く、彼等の多くは常に想ひを遠く家郷に馳せ、或は既に逝去せる父母妻子等を追想する等、其家庭は常に本人等の胸中を往來してゐる事が窺はれるのである。尙出所した夢のうち社會に復歸せるもの約一割あるが、其中でも何か仕事に就いて働いてゐるのが最も多い。

四

以上の諸點から考察しても全收容者中八割の累犯を占めて居る當所の受刑者ではあるがまだ良心もあり人間味もある所謂血もあり涙もある人達である。故に我等刑務官たるものに不斷直接し居る指導者は、たとへ兇惡不良の者であつても受刑者に對しては徒に眞正面から規則責めに訓戒するといふよりも、家庭愛の婿手から情に訴へて彼等を説服する方が教化上遂に有効であると信ずる。

歐米刑務所視察

乙坂佳性氏談

本文は前市ヶ谷刑務所教誨師乙坂佳性氏の歐米刑務所視察談の主要筆記である。もし間違ひがあらばすべて筆記者の責任である。

(一)

私は一ヶ年余り、西洋各國の刑務所を廻つて来たが、視る眼が十分でないのに到底満足な結果は得られない。御依頼に應じ、たゞ見聞したまゝを、そこはかとなく断片的に御話するだけである。誤謬不足の點も多々あらうと思ふが、それ等は何れ改めて訂正なり、言ひ足すなりさしていただくこととする。

私が歸朝して眞先きに眼についたことは日本婦人の洋装が、びつたりと身について来たことである。以前には、日本婦

人が洋装をすると、身体は不格好だし、脚はデブく、だし、逆も見られたものではない、といふのが一般の通り相場であつた。事實、たしかにさうであつた。それが今度歸つて来て、銀座あたりを歩いて見ると、どうして、そのびつたりと身についてスマートなこと、本場の西洋へ持ち出しても少しも遜色はない。日本婦人の体格は、洋装にはふさはしくないといふ從來の説は間違つてゐたのである。日本婦人に洋装が似合はなかつたのは、体格の問題ではなくして、裁縫の問題であつたのである。否体格そのものにも、多少の變化はあらう。

これは比喩であるが、刑務所のこともやはりそれに類するものがある。今日、日本の刑務所は、外觀なり設備なり組織

なり、又進んでは受刑者の處遇といった内容的の方面でも、外國から採り入れたものが非常に多い。といふよりも、殆んど外國そのまゝである。恰も今日の若い婦人が、競つて洋装に走ると似てゐる。本省の方々が、或は親しく外國へ出かけられ、或は書籍、雜誌等を汎く涉獵されて、常に外國の新しい行刑傾向に注目され、又輸入さるゝその努力は實に尊敬に値ひする。私は歸朝後、新に出來た豊多摩刑務所を見て吃驚した、(あゝ立派だ!)と思はずも口走つたのである。外觀上の立派さに於ては、豊多摩の如き東洋一、否世界一の折紙をつけてもよからうと思ふ。とかやうな言葉が端的に口に出る程、私は、外國に於て、少くも外觀的にあつといふ程な刑務所を見ることが出來なかつたのである。外國へ行けば嘸すばらしい刑務所ばかり見せつけられるであらうとの私の當初の期待は、すつかり外れてしまつたのである。

日本婦人の洋装が、日本人の体格に合

ふやうに裁たれて、びつたり身について来たと同様に、外國の行刑制度も、漸次日本風俗なり社會組織なりに合致して来て、少くも外觀に於ては本場の外國をすら凌がうとしてゐるのは、誠に喜ぶべきこと、いはねばならぬ。

しかし乍らそれは、主として外觀的、若くは大づかみにいつての話であつて、内容をうかがひ、細かい點に入ると、まだ、外國から學ばねばならぬものが相當に多い、といふことを感ずるのである。中でも收容者處遇の問題の如きは先進國だけに、さすが成程とうなづかせらるるものが多々ある。

それ等は、日本の刑務所でも大に参考とし、且つ採用してわが國の行刑事務に更に新生命を拓く的機會を作るべきではないかと思ふのである。

(二)

以下話は、頗る断片的であるが、先づ行刑建築の方面から始めやう。素人が刑

務所といへば、先づ眼に映るのが外觀である。第一印象は、多くは外觀によつて決まるのである。刑務所の一巡禮者として私も、先づ外觀に對しては相當眼をつけたのである。しかし事實は前述の如く多少豫想を裏切られたの感がある。

各國を廻つて見て、刑務所の建築様式として一番數多いのは、放射式建築である。大部分がそれであるといつていい。白耳義のルバン刑務所並に英國のセントルピル刑務所の如きがその代表的なものである。この建築様式は、戒護に便利であるところから、それを眼目において作られたものであるが、一面採光の點に缺點がある。それで外國特に歐洲に於てはこの様式はもはやすたり氣味になつてゐる。歐洲に於て、少くも新しい刑務所を作らうといふ場合には、この様式によることは恐らくなからう。

元來刑務所と一口にいつても、幾通りも種類がある。例へば、一種の留置場にすぎぬやうなものもあれば、又勞役所と

見るべきものもある。その他、リフオメリトリー(感化院)と見做すべきもの、ヘニテンシアリー(懲治所)といふべきもの、ハッス・オヴ・デテンション(未決所)といふべきもの及び、一般にブリズン(刑務所)といつてゐるものなどがあつて、何れもそれ／＼その存在の意義を異にしそれ／＼の使命を有つてゐるのである。又刑務所とは中にも、或は男女の性別で區別され、或は少年、青年、老年と年齢別によつて區別され、又初犯と累犯で區別される、といった工合に、それからそれ／＼といくらでも枝葉が岐れて行くのである。建築様式もそれに従つて、多少ちがつて來るのであるが、こゝにはその代表的なものについて語り、以て行刑建築の一般概念を得ることにしやうと思ふ。

先づ英國の例をいふと、英國で、第一に擧ぐべき一種特別な行刑制度はボースタル・システムである。第二には、プレヴェンチヴ・デテンション(豫防拘禁)である。而して第三は、以上兩者の中間

位にするもので、それにはロー・カル・プリズン（短期刑務所）とコムヴェイト・プリズン（重罪刑務所）の區別がある。英國の刑務所は、大休右の三通りに大別することが出来、設備並に處遇方法等に於て、各自それ／＼に異つてゐるのである。第一のボースタル・システムといふのは一種の少年感化院であつて、一九〇二年にケント縣のボースタルといふ所に始めて設けたのが始まりで、十六歳から二十一歳までの少年犯罪者を收容して、教化陶冶につとめてゐるのである。現在ではこの制度が一層擴張されて、最初のボースタルのを合せて、都合四ヶ所にその收容所が設けられてゐる。即ち第一はフェルトムに在るもので、こゝには性格に多少異状あるもの、みを特に選んで收容してゐる。第二はボースタルのもので性格は正常であるが、犯罪が正常でないものを收容してゐる。而してフェルトムにやつても、ボースタルに送つても、追つつかぬといふやうな至極タチの悪い少年犯罪者は、これを第三のロンドンの西

郊にあるリムウッド・ストラップスの刑務所に送つて、特別の處遇を與へてゐる。このリムウッド・ストラップスだけは別であるが、フェルトムでも、ボースタルでも、收容者に對する處遇は頗るオープンなもので、出入ともに自由である。建物は一種のコツテージ・システムであつて、一軒建の寮舎、一日形に幾つも立並んでゐる。一房々々に鍵こそつてゐるが、出入は全く本人の自由である。右の外、英國では、更にノッチンガムに新しい少年のためのボースタル・プリズンを設けて、多數の少年犯罪者を收容してゐる。しかもその建築といふのが塀もなければ、鍵もないといふ飛離れて開放的なものであるだけに、この種の收容所としては、今日珍らしいもの、一つであらう。

(三)

つべらぼうとした建物が、中庭を挟んで方形に幾棟か建てられ、正面が教誨堂になつてゐる。ハンブルグの新しい様式のもの、すべて外塀がないのが原則である。ブランドンブルグの刑務所は、多少違ふが、やはり、幾多の棟に分れてゐる。放射式のもの、今日ドイツでは殆んど見られないやうである。

瑞西のピツツビ 刑務所は又一風變つてゐる。ベルンから一時間半程の距離に突立つてゐる。しかもその敷地の廣いとは實に驚くべきばかりである。停車場から三十分ばかり歩いて行くと、並木にさしかかる。それをくゞり抜けると、向ふに五六軒の建物が並んでゐる。それがすなはち訪ぬる刑務所である。近づいて見ると、塀はないが遠圍みに粗い柵がゆつてある、この刑務所の特徴としては、逆もすばらしい農園を有つてゐることである。刑期五年以下の囚人を收容してゐるのであるが、現在は四百人ばかりゐて、

みな農牧に従事してゐる。尤も、五六棟の建物から出来てゐるその刑務所の入口のところ、塀を繞らした一圍ひの空地があつて、一方が刑務所へ向つて切れてゐるが、その中には馬鈴薯の小屋が立つてゐるばかりで、外には何一つない。妙なことには、こゝで、その一圍ひの空地を「あれは何か」と訊くと、「プリズン」と答へる。次ぎにその前に在る幾棟かの建物（實はそれがプリズンであるのだが）をさして、「ではそれは何か」と訊くと、「プリズンではない」と答へることである。聞けば、當所の計畫では、その一圍ひの塀の中に囚人を收容するつもりであつたのを、囚人がイヤがるので、別にその前に、幾棟かの收容所を作つたのだといふ。しかもその「プリズンではない」といふ五六棟の刑務所の周圍は八方開けつ放しの四通八達、ひろ／＼とした野道を、所長が毎日、自動車を驅つて愉快さうに巡廻してゐるのを見るのである。人口四百萬の瑞西に、かやうな無塀の大農園刑務所があるなんて、一つの驚

異であらう。歸りには、道案内者が一人ついて、停車場まで見送つてくれた。受刑者中での成績の良いものが、さういふ仕事をするのである。

その他、ドイツの感化院等でも塀はない。わが國でも將來中間刑務所——成績の良いものばかりを收容する刑務所には、もはや塀は不要ではあるまいかと思ふのである。

(四)

米國でも目下、歐洲とは別の理由からではあるが刑務所無塀運動の最中である。否、最も尖端を行つたものは、一九三〇年に出来たニューヨークの婦人刑務所及びシカゴの市立刑務所の如く、米國流に、空へ／＼と伸びゆく宏壯な摩天監獄である。この摩天監獄の特徴は、裁判所と刑務所とが一つ建築物の中に在ることである。即ち、ビルディングの下部が刑事裁判所になつてをり、上部が刑務所になつてゐて、エレベーターで被告を送り迎へるのである。刑務所には未決若

くは短期の囚人を收容するのである。かくすれば審理が早く片附く。それでゐて逃走などは滅多にないさうである。ロスアンゼルス刑務所では、上部に千五百人を收容してゐるが、逃走の憂などは全くないらしい。しかもその建物は、市廳高等法院等と相伍して、外觀もよく、街の体裁を少しも傷けてゐないのである。かやうに少くも米國は、刑務所を地上に置くはすでに過去に屬し、今日では空へ置く傾向にある。地上から離して高層建築の上部に持つて行くのである。

もう一つ、米國刑務所の特徴は（感化院）少年刑務所と婦人刑務所とに於て見られる。兩者とも郊外の、丘つゞきか何かの、いかにも見晴らしのいい場所に、ぼつ／＼と、幾棟かの寮舎に分つて建てられてゐる。コツテージ・システムである。ロスアンゼルス附近にあるホイツチャー・感化院の如きがそれである。建物としては相當手を盡したものであり、教化的價値からいふと多少疑問であるが、いかにも設備が行届いてゐて、氣持がい

、一軒毎にちゃんとした獨立家屋としての設備を有つてゐて、そこに少年なり婦人なりを三四十人づゝ收容し、刑務所といふよりも、むしろ一つのホームとしての取扱ひを行つてゐる。日本にもこの例はある。

所で米國といふ國は、一方にかやうなモダンな刑務所を有つてゐるかと思ふと一方ハドソン河畔にあるシン／＼刑務所のやうな、とても舊式な、非文明的な刑務所を有つてゐるのである。恐らく地上に、これほど人を侮辱した刑務所はあるまいと思ふ。チャップリンも、この刑務所を訪れて悲憤の涙にくれたといふし、フレイデン教授も、その殘忍なことに驚いたといふが、私も實にこの刑務所を訪れて見て、びつくりしたのである。つまり世界で一番きれいな刑務所を有つてゐるのも米國であれば、又一番不潔な刑務所を有つてゐるのも米國であるといふことになる。前述のホイツチャー少年感化院の如きは、八歳から十歳までの少年を收容してゐるのであるが、居室の清潔で

立派なこと、地上に於けるこの種のもの、中では、恐らく最上のものであらう。

(五)

今日、建築様式としての最も新式で、將來の建築のモデルとするべきものは、並列式かさもなくば、豊多摩刑務所の如き様式であらう。英國にはこの種新式のものはない。米國には、前述の摩天樓式のものもあつても、新式にして従つて特別新味を出すやうなものは見當らない。そこから教育的な効果を生み出すことは、或は望めないかもしれない。感心なのは獨逸である。獨逸刑務所の特色は、舍房の建方に相當苦心を拂つてゐることである。舍房に限らず、工場でも、出来るだけ居心地よくしやうといふのが獨逸行刑當局の方針であるらしい。それは一つは、獨逸の新しい行刑方針に従つて、囚人に階級的處遇を與へんがためでもある。しかし獨逸は、目下金がないので困つてゐる。舍房は、從來は一人

一房主義であつたが、近頃では一人二房といふのが、新しい考といふことになつてゐる。即ち一房は公的のもので、一房は私的のものである。そして私室に對しては監守も監督も出来ないことになつてゐる。獨逸では現在すでに作りつゝあるがまだ實行はしない。一人二房にすると、例へば、千人收容出来るところを五百人しか收容出来ることになるから、その點の苦心はあらう。

(六)

歐米の行刑當局が目下頭を悩ましてゐるのは、接見室の構造をいかにしやうかといふことである。これが國によつて區々である。接見に際し戒護者をつけない多くは金網を通して家人と話をし、顔は鏡に映るやうに出来てゐる、又ガラス張りに通話口があけてあるやうなものもある。フランスは、電話のボックスをいくつもつけ合したやうな構造で、しかも全体に對して僅に一人の戒護者がついてゐるのみ、殆んど干渉しない。ガラス窓をへだてて談話を交すのである。米國では仕切りに金網が張つてあり、顔と顔との間に三寸位の間隔があつて、金網に顔を押しつけて通話をするやうに出来てゐる。所がシン／＼刑務所の接見所(未決監の)は一寸かはつてゐて、これは普通の應接所と大差はない。兩側を仕切られた接見所内には、テーブルが置いてあり囚人を中心に數人の家族が寄添つて自由に話が出来るのである。これは見た眼にもまことに好ましい光景である。米國では又、所によつて板仕切りをへだて、話をするやうなものもある。

つてゐる。

(七)

次には囚人處遇の問題である。

英國は、前述の如くに、第一の少年のポータル刑務所は十六歳から二十一歳までの少年を收容してゐるが、第二のプレグエンチーヴ・デテンション(豫防拘禁)は累犯者のためのもので、従つて相當のした、かものがやつて来る。刑期は五年乃至十年であるが、囚人に對しては、三年半を標準として六ヶ月毎に一々テストにかけて、社會へ送り出すための準備をしてゐる。豫防拘禁では刑務所の傍に小さいホームがあつて、そこで社會へ出る前のテストが試みられる。しかしこゝを出る時分の囚人は、相當年齢も進んで、平均五十二歳にもなつてゐるから、ホームのテストなどはむしろ不必要かもしれない。英國では、いかなる犯罪者といへども必ず改善出来るものである、との觀點からかゝる制度をとつてゐるのである

がしかし事實は、あまり好ましい成績を見てゐないとのことである。教化といふことは實に困難なる事業である。右の少年刑務所と前科者に對する豫防拘禁との二つは、英國行刑の特色をなすものである。元來英國では、囚人を長く刑務所内に留めておかないといふのが行刑方針となつてゐる。統計を見ると、英國には重罪が至つて少ない。刑が軽いのである。その代り、一寸とした罪ですぐ刑務所へ入れる。もちろん期間は極く短い。一週間二週間などいふのがある。泥酔者などはすぐ刑務所へ投り込まれる。殊に女の泥酔者がよく投り込まれる。酒に酔ふもの、數は無論男の方が多いが刑務所へ入れられる率からいふとむしろ女の方が多く男の四一パーセントに對して、女は六七パーセントといふ高率を示してゐる。

前述の如く、英國では刑が軽く、従つて重罪人が少ない。一九二九年の統計で見ると、終身刑はたった一人、刑期五年以上が七十五人、三年以上が四十二人、三年以下が三百二十五人といふことにな

つてゐる。その結果として英國では、一九一六年以來、澤山の刑務所を閉鎖してゐる。刑期を短くして、囚人を出來得るだけ早く社會へ送り出さうといふのが、英國の刑事政策の根本方針であるらしい。

(八)

獨逸の行刑思潮に於て、明星ともいふべきものは、一九二九年の夏から全獨逸に於て實行せられてゐるところの累進處遇である。累進處遇は、一級、二級、三級の三階級に分れてゐて、最初はすべて一級に入れる。そして大體六ヶ月も経つと、二級へ進める。そして更にやうを見て、成績の良いのを三級へ進めるのである。階級に従つて處遇上の手心がらひ、だん／＼味ひが出て来る。例へば、歸休制度である。それは二級へ進むと、願ひによつて、一週間程家へ歸して貰ふことが出来るのである。三級となると更に、所内の一割に自營作業場を有つて、

自分の自由意志によつて作業に従事することが許される。伯林から七十里程へだつたマツトヴス刑務所の如きが即ちそれである。こゝには現在二十人ばかり收容されてゐるが、その中の何人かは自營作業場を有ち、特志家の家庭と契約を結んで自由に仕事に出かけたりするが、全くの無戒護である。これは、刑務所内の生活と社會生活との間に、ともすればミゾの出來たがるのを防がんがためである。かやうに級が進むにつれて特點も加はるが、反面には又、義務も加はるのである。そして三級のテストがすむと、そこでいよ／＼解放されるわけだが、要するにこの累進制は、囚人の社會復活を助成する目的に出でたもので、社會に出てからの職業問題とか、家庭上の悩みとかを解決するに役立つものである。チエツコ・スロヴァキアや白耳義等でも、累進處遇を實行してゐるが、一番模範的なのは獨逸であらう。

即ち米國は最も假釋放に對して力をつくしてゐるのである。しかし米國では刑期が長いために、とかく違反者が多く一五パーセントは違反者であるといふ。刑務所内の處遇は、米國は、やはり階級的ではあるが、獨逸とは反對にだん／＼に特點を落して行くのである。即ちA組、B組、C組と分れてゐて、初犯者はみなA組に入れる。こゝでは、新聞雜誌の右讀、通信、接見、娯樂、散步、買物等に幾多の特権が與へられる。A組で違反者となるとB組に送られるが、こゝでは特権は半減されてしまふ。例へばA組で一週間に一度許された通信が、一ヶ月一回に減らされてしまふ如きがそれである。それが更にC組となると、特権は殆んどなくなる。唯宗教上のサービスが許さるのみである。獨逸の累進處遇に對して米國のは累降處遇とも稱すべきものであらう。

(九)

最後に、教化の問題はどうであらう。

何といつても英國で一番羨ましいのは無給で自發的に刑務所に働きかけて教化のことに従事する特志家が山程あることである。これは相當效果的なものである。その他、刑務所内の備品、圖書、映畫等、個人の寄附によるものが非常に多い。政府から支給されるものよりも多い位である。又ロンドンのホールウェー刑務所の庭園などは、園藝協會からの「どうか庭を作らせてくれ」との申込みによつて、作られたものである。かやうに外部からの後援者の多いのは、英國刑務所の一特色である。

米國でも、大學の講座を刑務所まで擴張して、講義録などを無代で配付してゐる。その他、各方面から無給且つ慈善的な協力が數多く期待されてゐる。例へば婦人仲間には訪問協會といふやうなものが組織されてゐて、主として女囚に面會に行く。囚人が刑務所に入ると同時に、何かと保護をはじめて、時々家庭との連絡などを計つてやる。訪問者は、一週間

に一回位の割合で訪問し、いろ／＼談話を交し、教化につとむるのであるが、唯宗教上の談話をなすことだけは許されない。米國では、刑務所内に在つても、教誨師等は、囚人の保護といふことに最も力を入れてゐるが、この外部からの協力は一層その効果を大ならしむるものがある。日本も相當保護制度を有つてゐるが、英米の如き社會的補助機關がないので、家庭との連絡を圖ることなどがとかく十分に行き届かず、恰も圓の周邊と周邊との接觸點が一點に止るが如く、行刑と保護との接觸點が甚だ狭い範圍に限られてゐるのは残念である。日本のは言はゞ刑務所長が所内でやつてゐるだけで、社會へ働きかけることもなく、社會から働きかけられることもないから、その點に遺憾がある。日本も獨逸や米國でやつてゐる保護司のやうなものを設ける必要があるかと思ふ、或は將來は、外國に倣つて監獄委員會といつたものをおくことにもならう。元來裁判と行刑と保護とは

これを圓に譬ふれば、この三つの圓は、面を合してびたりと重り合ふものでなければならぬ。圓の周邊が、僅か一點に於て接觸するが如き日本の現状は、早晩改善せらるべきものであらう。そして行刑についても、囚人を分類してこれに階級的處遇を與ふるも、それを一貫した方針を失はない、といふ獨逸の累進制度に學ぶべき多くのものがあらうと思ふ。日本も恐らくこれを實現するの日が近からうと思ふ。

(一〇)

最後に、刑事參考館のことにつき、一言附言いたしたいと思ふ。獨逸の未決刑務所等に行つて見ると、大てい刑事參考館といふやうなものがあつて、小はスプーンから大はギョツチンに至るまでの一切の犯罪器具、刑具などを始めとして、犯罪のモデル、犯罪統計、犯罪圖表、犯罪寫眞等が、古今に亘つて、數多く陳列されてゐる。それ等は訪問者、研究者

に對して、脚からの便益を與ふるものである。日本でも市谷刑務所には、それ等の参考品が相當保存されてゐるが、これはコヨリ一本、ヒモ一すじといへども取捨つることなしに、やはり刑事参考館といふやうなものを設けて、永遠に保存するやうにすべきだと思ふ。行刑史などを編む場合には、非常によい資料となるのである。ローマへ行くと、實に立派な刑事参考館がある。刑務所及警察關係のあらゆる兇器、刑具等がござられてゐる。過去と現在との犯罪並に行刑の比較研究が一日でなされるやうに出来てゐるし、又應報刑と教育刑との相違を實物について理解することも出来るのである。つまり犯罪及び行刑に關する古今の歴史を、一瞬の中に納め得るわけである。

日本も、何れ將來は、この種の刑事参考館を有つことになるであらうが、同時に紙屑一つでも、時としてそれが、過去の行刑を語る好資料となることを思ふて大切に保存することに心がくべきである。そしてやがては明るく朗かな時代が来て、人々はそれを見て、行刑の進歩に會心の笑を洩すことにもなるであらう。

自力他力の辯

何でも我慢で押し通して目的地に達するのを普通に自力と解してゐる。古來の成功者が、男兒志を立て、郷關を出づ、學もし成らざれば死すとも還へらずと云つたやうに、發憤から出發したのもあり。他人に辱しめられて、雪辱の一念からやりぬいたのもあり。慷慨國を憂ひて身家を忘れ唾手一番挺身したのもある。これらいかにも我慢の發動の様に見えるが、その成功を輪ち得た眞の道程は已でに我慢の成否の打算を離れて、純修業三昧になつてゐる。自分では、何糞ツ、やつつけねばと思ひ立つたつもりでも、その道程は「我れが」「己れが」を超越したる寂靜境、三昧地を歩んでゐるのである。我慢ばかりなら、どの道が早からうとか、樂だらうとか、必途中で迷つてウロ／＼してしまふ筈だ。さらば自力の眞意は無我であり、成否の關心を没したる精進である。

自力は自己の不始末を他人に尻拭ひ

させること、自分が働かずにく／＼と他人の辛苦の成果を横領することのやうに思はれてゐる。それならば他力とは意氣地なしの悪づ、う／＼しいといふだけのことだ。

宇宙間には大眞實の存在があり、それが普通に發動し、無礙に作用すると見る。それは科學を超越するから信仰の境地である。

我慢の個執が得手に考へ、無理な注文をつけるから、この世界は不實虛假、愛憎違順の舞臺となる一面だけしか見得ないのであるが、われ／＼が或る動機によりて、經驗以上の信仰に歸入するとき、われ／＼は大眞實の妙動靈用中に攝取されたる自覺を得て、永遠不動底の安住を得る。その時われわれは自我に縛せらるゝ生存を慙愧し、一生を擧げて眞實清淨の世界を瞻仰し、嘆美せず已まぬ傾倒の念に生きる。そのためには國家に社會に家庭に粉骨碎身の努力を期する。われ／＼はそれを報謝行と名づけてゐる。他力とはさういふことである。(富井生)

第五次特別練習生卒業式

第五次特別練習生卒業式は、九月九日午後三時より、刑務協會樓上に於て舉行、鹽野練習所長を始め大原保護課長、正木、岡、東の各司法書記官、芥川衛生官、佐藤市ヶ谷、岡部巢鴨、吉田小菅の三刑務所長、森口典獄補並に伊藤刑務協會主事、大原同主事、等參列の上、鹽野所長より甲種及乙種の兩練習生に對して卒業證書を授與し、更らに巢鴨刑務所杉藤豊治、小菅刑務所中村次郎、横濱刑務所田中克巳の三氏に對して賞狀及賞品を授與し、終つて同所長より左の訓示があつた。

今日、第五次特別練習生の卒業式を舉行することを得ますのは、諸君と共に私の大に喜びとするところであります。本年は特に炎暑がはげしかつたにも拘らず

その炎暑のさ中二ヶ月間を、一人の健康を害するものもなく一人の落伍者をも出さずに、何れも全力をあげて、修學、研究をつゞけられ、しかも打揃つて殆んど甲乙なき見事な成績を以て卒業されたことは、更に一段の喜びでなければなりません。

甲種練習生の諸君は、すでにこれまでに實務に經驗のある人々であるから勿論のこと、今回初めて刑務界に志された乙種練習生の諸君も、今回の講習に依つて行刑の使命、組織、並に機能といつたやうなことを始めとして、行刑に關する法令、訓令及び通牒の類に至るまで、仔細に研究、修得を重ねられたわけで、今後はそれを實地に適用施行すること、なるのであります。法律の智識その他に於てすでに十分素養のある諸君が、更に行刑に關する二ヶ月の講習を了つて、然る後

實務にたづさはることであるから、諸君の前途はまことに洋々たるもので、將來何れは我刑務界を背負つて立つ、中心的人才たるべきであらうことを、私共は確信して疑はないのであります。又諸君としても、私共のこの期待を裏切らざるやう、飽くまでもその自負心とそれに伴ふ責任感とを以て、しつかりした成績を舉ぐることに努力せらるゝやう、特に希望いたす次第であります。

諸君がもし、諸君は前途有望であるといふ私の言葉をはき違つて、それで慢心を起し、氣が弛み、その結果、職務を怠るやうなことがあつては、いかに出發點が多望なるが如く見えても到底私共の期待するやうな立派な結果は望めないのではありません。ですから諸君は、折角刑務界に初一步を踏み入れた目的を念ひ、又炎暑をいとはず、この二ヶ月間刻苦勉勵した勞苦を思ひ、どうかその信念と精力を提げて、今後行刑の實際問題に當面し、一日も早く實務に通曉し、將來押しも押

されもせぬ長官たるべき素地を作ること
に努力せられんことを御願ひいたしま
す。

今更申すまでもなく、行刑の目的は主
として教化にあるのでありますから、刑
務官として一番大切なことは、各自の人
格といふこととあります。そして人格は
最も多く、各自日常の素行、行状にあら
はる、のでありまして、従つてその點に
最も注意を要するのであります。例へば
みだりに酒に酔つたりして、自墮落な行
爲が多くなれば、自然一般職員からも輕
んぜられ又疎んぜらるゝことになつて、
それがやがて自己の運命に陰影をかざす
の因ともなる、といふばかりでなく、第
一健康上にも影響して、その方からも、
折角の前途を棄なしにしてしまふ、とい
ふことは世間には間々あることで、その
點まだ年若き諸君としては、大に慎むべ
きことであらうと思ふのであります。
我刑務界に於ても、その爲前途有爲の
人が志を得ずして不遇の地位に落ち、し

かも同僚の榮進を見ては、益々自暴自棄
となる、といつたやうな人も、しばしば
あつたのであります。當局も已むなくそ
れ等の人には辭職してもらふことになつ
てゐるのであります。

諸君は又、今後は一劃の官舎地帯に住
居し、言はゞ上下職員及びその家族の環
視裡に朝夕を送ることとなるのでありま
すから、その點からも特に平素の行状に
注意する必要があるのであります。しか
も職員間の評判は、直に在監者の上に反
映して、在監者からも輕侮の眼をむけら
るゝやうになると、刑務官としての職務
を行ふ上に、種々の差障りを生じて來る
のであります。それ故、刑務官たる者は
たとへ仕事の上では勤勉であつても、人
格上、若くは平素の行爲の上に缺陷があ
つては、到底完全なる成績を擧ぐること
は出來ない、といふことをよく御記憶願
ひたいのであります。これが他の銀行と
か會社とかの勤務ならば、私の交際上に
少々不行跡のことがあつても、それが職

務に影響する程度に重大なものでない限
り、先づは大目に見て貰へるのであるが
ひとり我刑務官ばかりは、囚人教化とい
ふ職務の事前、その點の責任が加重され
てゐるのであります。諸君もどうぞ、そ
の邊の消息をよく理解されて、職務の勉
勵といふことは無論のこととして、そ
れにつけても、人格の練磨と向上といふ
ことに充分心がけられんことを御願ひい
たす次第であります。
右に對し、中尾文策氏は、卒業生一同
を代表して左の答辭を述べた。

答 辭

本日玆ニ二ヶ月ノ講習ヲ終ヘ生等ノ爲
ニ終了式ヲ舉行セラレ今又所長閣下ノ懇
篤ナル御訓示ヲ賜ハリ感佩ニ禁ヘサル所
ナリ
本講習ノ前後ト比較シテ自ラ顧ル時
二ヶ月間ニ與ヘラレタル智的並ニ人格的
賜物ハ莫大ニシテ今更ソノ二ヶ月ノ短ニ
失シタルヲ惜シムト共ニ進ンデ更ニ多キ
ト深キトヲ求ムルノ努力ニ足ラザリシヲ

悔ニ

實ニ行刑ハ人生問題ノ最モ深刻ナル一面
ニ直接スルモノニシテ出デ、將ニ其ノ任
ニ就カントスル生等ノ前途力甚タ遠キニ
加ヘテ自ラ持テル物ノ如何ニ小ナリヤヲ
痛感スルモノナリ本講習ニ依リテ得タル
所ノモノヲ基礎トナシ今後緊張ヲ持續シ
テ更ニ智識ト技能ト人格トノ修練ニ一層
努力ヲ拂ヒツ、行刑ノ理想ヲ遂行セン事
ヲ期ス聊カ蕪辭ヲ逃ヘテ答辭トナス
昭和七年九月九日
特別練習生總代
中尾 文策

右終つて、一同講堂に於て記念撮影を
なし、午後三時四十分解散した。尙今回
の卒業生は左の諸氏である。

甲種

刑務所名	職名	氏名
行刑局	司法屬	中尾文策
ク	ク	瀧澤勝司
小田原少年	看守長	内山隆治
千葉	ク	鈴木英三郎

市ヶ谷

刑務所名	職名	氏名
姫路	通譯兼 看守長	都 福常
〇集 鴨	看守長	杉藤豊治
横 濱	看守長	楠本順作
小 菅	ク	武子喜久治
集 鴨	ク	檜原由之
大 阪	ク	武田正平
豊多摩	ク	小川太郎
〇小 菅	教務囑託	中村次郎
集 鴨	ク	野村瀧雄
〇横 濱	ク	田中克巳
市ヶ谷	看守	田中壽夫
ク	ク	原 長榮
ク	ク	倉橋美紀

乙種

刑務所名	職名	氏名
市ヶ谷	看守	緒方政徳
ク	ク	野原達二
ク	ク	大井 久
ク	ク	豊岡英次
ク	ク	寺光 忠
千葉	ク	赤塚 孝

〇印成績優等者

濱田顯吉
鈴木秀次郎
濱田 稔
川口忠一
高橋 清
宮内精介
杉田勝久
備 榮彦
阿部 保
下村修三
公文 彪

第一區第七回刑務所武道會概況

昭和七年九月四日盛岡市武徳殿に於て第一區第七回刑務所武道會を開催す。過ぐる數日來降雨打續き此の日亦早晩低雲去來霖雨靡々たりしが開會時刻迫るに隨ひ漸く霽れて本日の盛會を祝福する如く新秋清澄の氣場の内外に充ち出場選士の心氣爽かに銳意戦前既に胸臆祕かに心勝を期するもの如く意氣衝天の慨あり、定刻午前八時に至るや泉盛岡支部長開會を宣し前回優勝の劍道函館、柔道札幌兩刑務所の優勝旗返還式を舉行し次で劍道審判員島軒十次郎、佐々木福藏兩氏の大日本帝國劍道型に始まり愈劍道柔道同時に演武を開始せり。

斯くして午前十一時三十分早くも柔道對抗試合終りて優勝の榮冠は網走刑務所の贏ち得る處となり二等札幌刑務所三等宮城刑務所と決定す、一方劍道は恰も五回戦を終りたる處なりしが一時晝食休憩を宣し選士及來賓等は所定の場所にて

食を喫したり、午後零時三十分再會、引續き對戰爭罰數時間遂に劍道優勝の月桂冠は盛岡少年刑務所の獲得する處となり二等北海少年刑務所三等網走刑務所と決定す。尙劍道高點試合の結果は一等盛岡原啓造、二等同齊藤喜代治、三等網走橋本清丸、柔道一等網走小林金一、二等同堀清八、三等宮城佐々木秀夫に夫々決定せり時正に午後三時三十分之れを以て全部の試合を終了せるを以て泉盛岡支部長より優勝旗表彰狀賞品を授與し閉會の辭と共に盛會裡に本武道會を閉會せり。

網走刑務所二見ヶ岡支所入佛式

網走刑務所二見ヶ岡支所に於けり入佛慶讃法要は豫定の如く去る八月廿七日を以て嚴修せられたり。當日の來會者は網走區裁判所檢事を初めとし網走警察署長網走町長、北見國大谷派視察小川師、驛

走町各宗僧侶代表秋永師、網走慈惠院長當所幹部等參拾有餘名にて大谷派本願寺社會課長高濱哲雄師導師として各僧侶側導師となり式は開始され勤行の後左記式辭祝辭の外網走區裁判所今檢事の祝詞を口述せられ、次いで高濱哲雄師は「眞實の生活」なる教誨あり、殊に佛前には大谷派本願寺、網走町永專寺、網走慈惠院よりの供物が供へられ非常なる莊嚴裡に嚴修せられたり。此日天朗かに氣清く輕風異薰を送りて莊嚴の氣堂に滿つ、百餘の收容者仰いで佛陀の慈光に浴し俯して聖世の德澤に感泣し、滿場肅然加ふるに導師が淳々たる訓誨彼等の改誨を促すあり、無恥の徒と雖も座ろ佛心の萌せしむ。のあるべく教化上至大の效果ありしを認む。

- 因に式次左の如し
- 式次
 - 一、受刑者入場
 - 一、來賓並に職員入場
 - 一、導師並に衆僧入場
 - 一、開式の辭 支所長

- 一、導師並に衆僧登壇
- 一、總禮 總員合掌禮拜
- 一、導師燒香 表白文捧讀
- 一、勤行(伽陀、小經一卷、三重念佛和讚、回向文)
- 一、總禮 總員合掌禮拜
- 一、導師並に衆僧降壇
- 一、式辭 支所長
- 一、祝辭 支所長
- 一、燒香、所長、支所長、來賓總代、職員總代、收容者總代
- 一、教誨 高濱哲雄師
- 一、閉式の辭 支所長

以上

沖繩刑務所製作品即賣會狀況

本年八月六日より向三日間、當所構外演武場に於て、當所製作品即賣會開催せしに時恰かも暴風雨の直後にして、縣下一般不逞被害を蒙り剩へ財界不況は逐月

深刻化せる折柄にも不拘初日午前八時より入場者殺到し、就中午前十時頃に至り會場立錐の餘地なく重なる高價家具類は殆んど全部賣却済となり、其他漆器類も非常に人氣を博し、同日午後六時迄での賣上高金千二百四圓四十四錢を算し頗る盛況を呈し、引續き第二、第三日も前日

昭和七年度刑務官練習所入所試験

本年度刑務官練習所の入所試験は左記の問題に就て行はれた。即ち

- (一) 普通科(一問選擇)
- (イ) 現代ニ於ケル青年ノ覺悟(文体隨意)
- (ロ) 凱旋シタル同僚ニ與フ(一文)
- (二) 實務科(一問選擇)
- (イ) 刑務作業ノ目的ヲ説明シ作業經營上官用主義ニ據ルノ必要アル所

の如く市内及郡部よりの入場者殺到し賣上高金千八百二十九錢を突破し、此三日間の總賣上高金二千二百八十六圓九十三錢に達して出品總價格の七割五分強の歩合を示し、且又注文引受高合計金三千七百五拾餘圓に達し好成績を挙げ無事閉會せり。

以テ解説スベシ

- (ロ) 不定期刑ヲ説明シ行刑處遇上不

而して、本年度受験者數は總數三百七十八名に上つたが、その内合格の榮冠をかち得た者は一割にも足らぬ三十六名であつた。見事金的を射とめて、愈々十月一日よりこの「世界行刑史上最も光榮ある」練習所に入所せらるゝ事となつた。

右三十六名の看守諸氏の喜びはさこそと思はれるが、又不幸にして失敗せられた諸氏には充分自己の失敗の跡を三省せられてゐること、思ふ。そして、更に捲土重来倍舊の努力を以て来るべき日の爲に奮勵せられてゐること、思ふが、御参考までに、本年度試験に對する試験官の御感想をお洩ししよう。

(一) 時間を適當に按配すべきこと

問題は例年の如く普通科と實務科とに分れてゐるが、右二間につき三時間以内となつてゐるのである。従て受験者は兩者につき適當に時間の按配をなすことが絶対に必要である。如何に實務科の方の問題がかね／＼研鑽を積んだもので、見事に出来やうとも、その爲に過分の時間を費しすぎ、普通科の方の問題に對してはごくお粗末な答案を走書せねばならぬやうでは、結局平均點として甚だ低いものしか取れぬ。かうした失敗者が少くなかつたといふことであるが、くれ／＼戒心すべき處であらう。

(二) 普通科の方が出来が悪い

次に概評としては實務科の方がよく出来普通科の方が悪かつたといふことである。これは實務科の方は「監獄法概論」を一冊よく讀んでおけば大体相當に出来るに對し、普通科の方は常識問題で、平素の心掛けを必要とするからで、この點に於て受験者諸氏に欠ける處があるのではないか。充分なる御反省を促す所以である。

(三) 問題の核心をつかめ

更に詳しく云ふならば、凡そ試験に於て問題の核心をつかむことの緊要なるは勿論であるが、例へば普通科の方の凱旋シタル同僚ニ與フ(候文)といふ問題の場合を考へて見よう。これは明かに同僚の刑務官に與ふる手紙である。同じ刑務所に朝夕勤務を共にせる同僚が召集されて戦地に向つた。その同僚が今武勳を収めて凱旋して来た——といふこの場合に、その同僚が第一に知りた事は何であらうか。云はずもがな、それは自己の留守中收容者はどんな風にしてゐたらうかといふ事ではなければならぬ。

い。しからば、この手紙の中心としてはどうしても收容者も亦非常事の意氣に燃えたこと、軍需品の作業に日夜全身全霊を打込んで働いたことなどを擧げて、友の苦闘を迎ふるに銃後の收容者の心狀を物語る處になければならぬ譯である。不幸にして受験者の中にはこの點についての關心の足りなかつた人が多かつたといふことである。

繰返して云ふが、刑務官として必要なものは決して實務の知識ばかりではない。充分にして健全なる常識を有することが、また缺くべからざる資格として要請せらるゝのである。實務科の方の受験に對しては、諸氏はもはや適當なる参考書を得るに不自由しないであらう。願くば、更に思ひを平素の常識の涵養に致しどんな問題が出ても充分内容のある答案が書けるやうにありたいものである。それには又不斷に作文の練習をすることが必要であらうし、本誌「讀者の頁欄」がそのために利用せらるゝことも一法であらう。



海外異聞録

◇犯罪小説刊行禁止をシカゴ市會で決議

犯罪が反映して犯罪小説を生んだのか、將又犯罪小説が誘因となつて犯罪を生じたのか、これは兎に角として犯罪件数の最も多い米國に、この犯罪小説の異常なる發達を見ても犯罪の都を以て目されてゐるシカゴ市が、この種犯罪小説の發行を禁じようと運動をはじめたので全米から多大の興味を以て見られてゐる。即ち最近シカゴ市の市會に、この犯罪小説専門の雑誌の刊行と禁ずる法令を切望する決議がなされたのだ。この決議

は一切この種の發行物を禁じ市會立法委員會にこれが法令の作成方を懇請せるもので、左の如く述べてゐるのである。

「この種犯罪小説専門の雑誌を繙くに、最初の第一頁より最後に至るまで、悉く殺人罪の示唆を驚くべき多量に、且つ無限に提供してゐる。探偵小説ギヤング物語等、毎週々々何百萬部と發行される。これ等の犯罪小説は精神的に缺陷ある者をして犯罪手段などを考究せしめる様になり、これ等精神耗弱者は機會あり次第、これ等の犯罪を實行する様になつた事例は、今日まで枚擧に遠なく、これ等犯罪

小説の悪影響たる實に吾人をして慄然たらしむるものがある」。

◇強盜の夜間通行を禁止

不景氣のために竊盜や強盜が殖え、刑務所も満員で、この上その方面に費す金がなるとあつて、シドニー市のシエリダン判事が案出した強盜防止法——それは夜間十一時以後犯罪者に市街の通行を禁止するといふメイ(迷)案だ。即ち「暗いところを歩いてるとウツカリ悪心を起しやすい、近頃は刑務所も満員だから、夜間外出しないといふ誓約で大概は釋放してやる」と判事は仰しやつてゐるさうだが、これで犯罪が防止されば、たしかに名案だ。

◇閩秀作家喜んで留置所入り

「喜んで地獄へ」を上梓して評判になつた英國生れの人氣閩秀作家メリー・カメロン

夫人ドロシー・フレツチャアのペンネームで知られてゐる彼女であるが、最近他人の自動車に自分の自動車を衝突させ、知らぬ顔で通過したことが警察の知るところとなり、五十ドルの科料もしくは三日間の拘留を申渡された。ところがそこは小説家だけに留置所の經驗も面白いとばかり、五十ドルの代りに喜んで留置所へ引かれて行つたので大評判。

◇鼠のあとを追つて自殺した囚人

ブラーグの近くボシーの監獄に、この世の希望の總てを一匹の鼠にかけて生きてゐた囚人があつた、彼は自分の監房の穴にすんでゐたその鼠を唯一の親友として、日々のパンもそれと分け合つて食べてゐた。鼠はもうすつかり彼になつき、彼の良い遊び友達になつてゐたが、最近その鼠はどこかで猫いらすでも噛つた

らしく、死んでしまった。これを見た彼は早速その後を追って仕事用の少刀で自殺を遂げた、とはウソのやうな實話である。

盗は警官で夜は強盗

七年間二重生活を立派に正々堂々と押し通したが、天網恢々疎にして漏さずで、遂に御用になり新聞紙上に異彩を放つた怪物がロンドンに現れた。この怪物、其名はジョンマルチ・レーカンと稱し、畫だけは堂々たる警官で夜間は強盗であつたのだ。彼は七年間の間誰にも少しの嫌疑を受けず、立派に朗かに暮してゐた。この點實に巧妙で且つ大膽であつた。彼は職務に就ては頗る忠實勤勉で、又實際役に立ち、上官の覺へもよかつたが、彼の捕縛されたのは全く偶然であつた。彼が夜稼ぎの爲に武器を携へ變装して北方鐵道の驛に現れた時實に偶然に檢擧された。彼の

白狀する所によれば、銀行商店などに侵入して金庫を破壊し、或は富豪の住宅に入つて強竊盜を働いた事數十度、巨万の富を積んだが、一回も人殺はせなかつたそうだ。彼は悪黨の眞骨頂を發揮し、悪運盡きたりと觀るや少しも躊躇する所なく、すらすらと罪狀を告白し、遂に十年の懲役に處せられた。

口髭の賠償金四百磅

ロードアイランドのブローグイデンスのフランセス・マストロスチフアノなる老人、四十七年間愛育の口髭を誤て床屋で剃り落され、損害賠償四百磅の訴訟を提起した。老人の申立は頭髮の刈込みと顔剃りだけを命じたのに、床屋はひげまで剃り落してしまつたのは不都合であり、このひげは額の裝飾と保護のため四十七年の長年月丹念に育て上げたものであるから、勘辨ならぬといふのである。

詩人の詐欺師

スエーデンのマツチ王リロイゲルは國際的大詐欺師であつたやうに、純眞な魂の持主であるべきはずの詩人が巧妙な大詐欺師である實例がイタリーにある。彼の名はルイヂ・ペリオと云つて七十歳の老詩人だが、今まで牢獄にゐた年月を通算すると三十餘年その間十二三冊の詩集を出してゐるのだから變つてゐる、しかも彼ペリオは立派な詩人として世間から認められてゐるのである。しかしその詩以上には巧いのは詐欺で、彼の詩がますます精練されるやうに彼の詐術が年齢と共にいよゝゝその老巧さを加へるのであるが、彼が法廷で陳述するところによると他人様から詐取した金の大部分を詩集出版費に使用したといふのだからこれはまた振つてゐる。更に愉快なことは彼が刑期充ちて釋放される際は、きまつて一

卷の詩集を携帯して娑婆に現はれることである。

二百二十年の刑期

米國ロスアンゼルススのハンズ君若い娘に暴行を働いたカドで九十年の體刑を申渡され服役中のところ、今度更に友人關係から別の犯罪がバレてその刑期が百三十年に償すること、斯うなると合計二百二十年の刑期で同君もウツカリ死なれない。

日曜だけ入牢せよ

これも米國ロスアンゼルススのこと、ヒラードといふ三十二歳の男、酔つ拂つて自動車を操縦したカドで拘引され、十日間の入牢を申渡されたが、これでは残つた妻子が食へぬと判事に泣き言を入れ、結果、考へた判事殿も、それは仕事の休みの日曜日だけ、十日間入牢せよといふ粹な判決。これもアメリカ風景の一つだ。

選句所感

雄心君の「紅葉」の句、紅葉の美しさを眞正面から云はず、暮色の中に色を没したところを視つてゐるのも、着想がよい。紅葉の美はもう誰でも知りすぎる程知つてゐる。だから普通の着想では感銘を與へることはむづかしい。着想の新しさを視ふ必要がどうしても起る。そこで、例によつて此の句を解すと、溪深くなるに従つて紅葉の色は鮮かなので、一日の行樂としてその探勝に出かけた。そして行く々々溪の紅葉を飽かず眺め且つ嘆賞しつゝ遊んだ。そのうちもう日脚も傾いたので歸途に着くことにした。秋の日は暮るゝに早い。ことに谿の林などは遠くには夕日がありながらも暮れて行く。歸りの道は自然と足も急ぐことになるが、それでも此の邊は溪流のさまよく紅葉も特に美しかつたなど、思ひ出される所では、惜しむ心で眼を止める。しかしながらもう暮色が濃くなつて、燃えるやうな紅葉をまた見ることは出来ない、たゞ一様に黒くなつて見えるばかりだ。下の水も

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意
切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天	紅葉暮れて水のみ白き溪間かな	京城	雄心
地	竹垣に蟻螂怒る野分かな	水戸	麗月
秀逸	陽に濡れて干潟に低き蜻蛉かな	甲府	夕雨
秀逸	米を磨ぐ舟子の上や雁渡る	横手	孤兒
秀逸	秋晴やカツ飛ばしたるホームラン	小田原	一峯
佳作	たえ／＼の笥の音や夜の秋	市谷	光庵
佳作	堂裏に夕日あまねし花木榿	福岡	光庵
佳作	蕎麥の花白々冷えぬ後の月	大曲	刀羅象
佳作	湖を迂る帆遠し渡り鳥	豊多摩	寒江
佳作	野分止んで傾く月となりけり	新潟	寒月

叙任辭令

看守長兼屬 豐多摩) 司法屬 山本作藏(行刑局)
 全 (小菅) 全 宇田象二(全)
 札幌兼北海少年 作業技師 原三郎(名古屋)
 柳町支所兼務 保健技師 橋本三太郎(青森)
 任典獄六等七級(滋賀) 典獄補 末光柴平(滋賀)
 任典獄補福井 支所長 上田清三郎(中京區)
 支所長七等七級 看守長 大垣平治
 任保健技師(前橋) 全 溝見正男
 全 (高松) (八月卅一日)
 中京區支所長 看守長 島崎健(北區支)
 (九月一日)
 瀧松支所長 典獄補 奥村輝(豐多摩)
 免本職小菅轉勤 支所長 宮田長之助(濱松支)
 看守長 看守長 古田圓正(小菅)
 巢鴨轉勤 全

(九月二日)
 叙高等官五等 全 所長典獄 前田政之輔(新潟)
 全 須藤善一郎(甲府)
 (八月卅一日)
 北區支所轉勤 看守長 柴田雄治(大阪)
 (九月三日)
 願免 全 石野良之助(橫濱)
 任看守長(姫路少年) 教務囑託 田中克己(橫濱)
 全 (小田原少年) 全 中村次郎(小菅)
 全 (橫濱) 全 野村瀧雄(巢鴨)
 九月六日
 大阪轉勤 看守長 都福常(姫路少年)
 免本官專任看守長 通譯兼 看守長 杉藤豐治(豐多摩)
 巢鴨轉勤 看守長 內山隆治(小田原)
 免本職小田原 支所長 辻多七(上田支)
 任看守長上田支所長 看守 齊藤清(市谷)
 橋通支轉勤 看守長 松野岩吉(巢鴨)
 巢鴨轉勤 全 渡邊直(橋通支)
 (九月十三日)
 願免 支所長 看守長 南松太郎(津山)

津山支所長 看守長 北村騎一郎(岡山)
 岡山轉勤 全 堤鐵藏(小菅)
 任看守長(小菅) 看守 安藤定美(岡山)
 死亡 看守長 關直衛(宮城)
 (九月十四日)
 免本職宮城轉勤 支所長 看守長 佐藤久次郎(郡山支)
 郡山支所長兼福島支 看守長 柏原平助(新潟)
 新潟轉勤 全 家石熊太郎(德島)
 任看守長(德島) 看守 糸井輝一(京都)
 古川支所長兼宮城 支所長 看守長 高橋作三
 白河支所長 支所長 看守長 南條正己(古川支)
 (九月廿日)



栄養から見た 秋の果實

栗が一ばん豊富

烈しい夏の暑さに、みぢめにもいためつけられた食慾が清爽な秋氣に促されて日一日と回復して来ると、野の幸、山の幸がひとり味を増す。天高肥馬の候、肥るは馬に限らず人もまた三ヶ月近くの支出超過で、いはゆる夏やせとなつた身體中の栄養分を補ふため、盛んに消化系統を活躍させる。慈愛深い自然はこのた

めにくさく美味珍味を用意してくれてゐる。総りの秋であり、食味の秋である。秋はこゝにこの恵まれた賜物中에서도殊に恵まれてゐる秋の果實について少し書いてみよう。
梨 八十四%までが水分で、固形分の大部は糖分殊に葡萄糖及び果糖である。枸橼酸等有機酸の少量がああ、清涼味をもたらす。まあ

砂糖水に少々他の成分が加はつたといふところで、これだけでは大した栄養價は認められぬ。だが元來果物の使命は別にあるから大して咎むるに當るまい。ウイタミンではAが微量にBが少量、Cはないらしい脚氣患者食ふべしである。本草綱目には熱嗽渴を止め火傷に用ふれば痛を止め爛れず云々と澤山に効能を並べてある。
無花果 グロテスクな格好い時候となつた。これも八割までは水分であとの主なもの糖分—轉化糖—であるが、柿よりも蛋白質は多い。昔は實も葉も薬用として賞用されたものであるが今は専ら食用とされ、乾無花果や無花果珈琲を製造することもある。

々たる紫玉緑玉、白磁の皿に盛れば一入の趣がある。これもカロリーより香味を賞すべきものだが、ウイタミンはAこそ少なければ、B、C共に相當あるからこの點からは立派な栄養食品である。あの甘味は主として葡萄糖で、この糖の名もこれに負ふもの、爽かな酸味は酒石酸等の有機酸でこの酸の酒石なる字も葡萄酒に起因する。歴史的に見ても古い果實の一つで、その製品の乾葡萄や葡萄酒のことは書く方が野暮だらう。
柿 葡萄が幾分西歐の匂ひを帯ぶるに對し、柿こそは眞の國産、生粋の大和種族である。ジャパニーズ・パルシーモンと名乗つて歐米の園藝界を闊歩する快男子である。柿に蓋柿と甘柿の二種があることは知らぬ人がなくとも、澁い柿が如何して甘くなるか知つてゐる人は少なからう。今のところ可溶性のタン

の肌美はしい姿を現はさう。

花壇の造り方 この頃がシーズン

ニンの澁さが脱け、この澁さに覆はれた甘さが顔を出すと説明されてゐるが、何がそれをさうさせるか、研究の餘地が多い。柿の成分は主として水と砂糖で砂糖の大部分は轉化糖であること他の果物と同様である。ウイタミンB、Cがあるにはある。柿實は耳鼻の氣を通じ腹胃の不足を治し酒毒を解し云々と漢法で愛用してゐる。蒂が欬逆の妙藥たることも附け加へて置かう。

栗 追々夜も長くなる。夜の長のつれづれに語りながら皮を剥ぐ筐栗の味にも葉で難い趣がある。これは極めて澱粉質に富んだ食品で、デキストリン、葡萄糖等も多い蛋白質も多い方であらう。ウイタミンAが少量、Bは可なり豊富にある。

その他やがては奥州や朝鮮から新らしい苹果が、艶々した愛らしい顔を見せるであらうし、やがては蜜柑も黄金色

來年の春の花壇を飾るヒヤシンス、チューリップ、水仙等の球根、スキートビー、アスター、花菱草、カーネーション等の種はいづれもお彼岸を中心とした九月末から十月の候に地に下されます。春咲く花を樂しむ花壇のつくり方と根の植つけはどうすればよいか、次にちよつと

それは水はけ、通氣性が少く根が腐りやすいので、底ほど荒く、上ほど細いものを使ひます。篩は五厘目のと、一分目のと、三分目のとあれば結構です。三分目の中に残るのは大てい石ころ、瓶のかけら等ですから捨て、一分目の中に残つたのが一等好い土です。播種は先づ蜜柑箱に直徑六、七分の穴を三寸おきにあげ瓦のかけのをせてふさぎその上に三分目に残つた土を一寸くら

分目と三分目との間の土を一寸くらゐ、更にその上に五厘目の篩に残つた細い砂を半分混ぜ一寸ほどおき、その上に種を蒔きます。安い種は一筋に澤山蒔きますが

植土の選定 將來花を咲かせる土は植土に油粕を五分の一油粕の十分の一の過燐酸石灰を混ぜ、庭の隅に積んでおくと約二週間後に油粕が酸酵して熱が出る。その後には使はないと弱い植物の根は酸酵熱のために傷められることがあります。この土は主として鉢植に使ひます。

花壇は深く耕してよく素人は細い土ほどよいと思つて細いのをを用ひますが

一粒づつ、いはゆる天播にします。種の上から更に土をきせませんが、覆度は種の直径と同じくらゐ、スキートビーのやうな大粒なのは厚く、その他小粒ののには薄く被せします。板ぎれで上を叩いてならし、噴霧器で水をかけガラス板で掩ふて水分の蒸發を防ぐ一體に種は乾濕の交互に來るのを忌み、發芽力の弱いものはそのために發芽しなくなることがありますから、常に同じ状態に置いておくことが大切で、なほ播種前に苗床に十分灌水して、播種後には

濕氣を與へる程度にとめておかぬと折角蒔いた種を流してしまふ。日が當りすぎる時にはガラスの上から新聞紙で掩つて置く、すると早くて翌日、遅くとも十數日後に發芽します。發芽したら覆を少しづつずらせて徐々にとり去ることが必要です。

移植 移植苗は移植が大切で、蒔きつばなしのまま、春まで置くのは植物のためによくありません。即ち苗床と同様な箱をもう一つ用意して、同様に土を仕こみ本葉が三枚くらゐ出た時苗を一寸おきくらゐに規則正しく植ゐるのです。移植は根に一定の刺戟を與へ、腐敗を防ぐので移植の回数は多ければ多いほどよく、大切な苗は三回も四回も移植する。

しかし芥子とか、豆科植物とかは移植をきらふので（芥子は根が長く、移すとき切れるので豆科植物は根瘤がとれるのでそれ移植を忌む）

るのでそれ移植を忌むはじめから本床に播くがよろしい。

花の配列 丈の高いのは花壇の中央に、低いのは前方に植ゑるやうに花を選定します。たとへば、パナ（美女櫻）パンジーの如きは丈が低くて地を這ふので縁植ゑに、矢車菊、飛燕草等は比較的后方に植ゑ、アスター、カーネーション、花菱草は中間に植ゑる。

病氣に弱い女より男が多い

警視廳統計係の調査によると昭和六年中の管内（東京府）の死亡者は七歳以下の小兒を除き三萬五千九百七十一名で、病氣で死ぬのは女よりも男に多い事が分つた即ち病名男女別は次の通り

- ▼肺結核(男)五〇二四(女)三七九三
- ▼脳出血(男)四二七七(女)三一二〇
- ▼先天弱(男)二九九四(女)三二九八
- ▼事故死(男)一一一六(女)四六三
- ▼精神病(男)六五八(女)三六七
- ▼心臓疾患(男)五九六(女)四六二
- ▼腸チフス(男)四八六(女)三三四
- ▼脚氣(男)三四二(女)一五六
- ▼梅毒(男)一四九(女)五〇
- ▼アルコール中毒(男)三三(女)〇

老衰病に女の多いのは女の方が天壽を全うして死ぬ者が多いためであり、胃腸疾患の多いのは男よりも女の方が家庭内に閉ぢこもつてゐて、運動不足であるためでないかと見られてゐる。

小兒の便秘を粟で治す法

小兒の便秘は食物の關係と體質にも依りますが、母親の不注意から起ることが多いのです。若し小兒が便秘しましたら、嫌がる灌腸法を無理に強ひることは絶対禁物です。そこで一番體に障りなく安全で簡單で必ず効を現はす方法を御紹介致します。粟五匁を二合の水で煮ます。そして此の煮出した液を冷して、一日に、コップ二杯づつ、飲みます。この方を二、三日續けますと、苦痛なく樂に便が通じます。



断片

函館 夢 人

一、待遇改善のこと

最近警察官吏の待遇改善問題が眞剣に考へられ、遠からず實現するらしい事は誠に同慶に堪へない。轉じて刑務官吏の待遇問題はどんなものか、一部の人は刑務官吏の待遇改善の緊要なる事を叫んでゐる。しかし、それが眞剣に考慮されるまでに至らないのは遺憾である。時代の進化は行刑の進化となり、行刑の進化は刑務官吏の職責を重くする。だから刑務官吏の待遇問題は行刑の進化に随伴せねばならぬと思ふ。

曾つて私はこんな事を聞いた事がある。「看守が人間ならば蝶々と同じものうち」と。これは考へれば考へる程意味深長である。私は想ふに牢番時代の看守を諷刺したものであると思ふ。私はこれを二方面より考へて見たい。一般人は看守は朝早く夜遅く立通して而も薄給とは實に惨なものであるとの印象を深くしてゐる。だから看守は人間仲間ではないと云ふ事同時に看守は惨酷極まりなきものだと思はれてゐるらしい事である。事實斯様に惨酷を恣にした時代もあつたのかも知れない。又看守の惨さも事實であつたに相違ない。そうして見ればこの諷刺的な言葉も故なしとは云はれない。しかし現代の行刑は左様な時代ではない。従つて時代の進化と共に牢番であつてはならないと同時に其の待遇の改善も閉却してはならぬと思ふ。一般人が斯様な考へを持つてゐるのでは行刑の効果を擧げる上によき影響を及ぼすものではない。だから私はこれらの誤つた考へを消散せしむる爲にも待遇改善問題が眞面目

に考慮されてほしいと思ふ。

一、立番勤務の廢止のこと

看守の勤務は一面受刑者戒護と云ふ精神的疲勞と立番による肉体的疲勞との重疊になやまされてゐる。人の精神力並に體力にも自ら限度がある。殊に精神力の消耗は体力にも影響を及ぼす事勿論である。だのに現時は精神力と体力とを併耗してゐる。而も日勤に於ては十五時間以上、晝夜勤に於ては二十五時間以上もの長時間に亘る激務は何人もその疲勞に堪へ兼ねないものがある筈である。従つてそこに疲勞と倦怠が生じ爲に精神の緊張を缺く虞れがあるのである。立番勤務の目的が奈邊にあるかは存せぬが、しかし立番勤務による疲勞のために他面斯様な危険を醸す虞れありとすればこれが改善に一考なき能はざるものがあると思はるのである。故に私は工場居房其他設備内の個所に於ては椅子が許さるべきである事を高調して止まない。それに依つて肉体的疲勞を緩和し精神の機能を充分發揮せしむるならばむしろ好成績を擧げ得べ

き事を信じて疑はない。

一、勤務時間の短縮のことを

看守の勤務と云へば月影を踏んで星を眺めるこの一言に盡きる。故に待遇改善の第一歩はこの勤務時間の短縮から始めねばならぬ。即ち看守に休養時間を與ふる事が先決問題である。近時行刑は教育だと觀念され、看守は教師としての任務を帯びるものと云はれる以上、看守は行刑の目的精神に副ふ事に努める事が職責上當然である。だが、その職責を全ふするには、専ら修養し、圓滿なる人格者としての素質を養ふ事が先決問題である。しかし、現在の勤務時間ではおそらく修養等は思ひもよらぬ事である。斯様な状態では行刑は進化するに反し、看守はその反対の方向を辿る、換言せば看守に修養時間がないために退歩する一方であつて決せられる。即ち行刑の妙用を發揮するには、優秀なる看守の協力に待たねばならぬからである。だのに看守が行刑の針路と反対な方向を辿つて、果して行

刑教化の成績を擧げる事が出来るであらうか。されば現在の問題としては看守に修養時間を與ふる事が最も緊要な事である。それに依つて行刑の針路と併行せしめなければならぬ。故に勤務時間を短縮して休養を與ふると共に修養に専念せしむる事が極めて妥當な事であると思ふ所以である。

◎獨居拘禁受刑者に對する
免業日就業許可に就て

豊多摩 平 林 生

不況な世相はいやが上にも我々に働かざれば食ふべからずの觀念を植付ねば置かぬやうになつて來た。其の世相が行刑思潮となつて現はれて來るのは行刑が社會教育である以上當然な事と謂はねばならない。我々實務者は其の世相を學徒の手を待つのみでなく彼等にその意識を當然の結果として植付ねばならない。人は總べて本能的に働らくべき意志と

体驅とを持つてゐる。單に生活及び境遇によつて、それが殊に彼等に於て冬眠の形となつて來たのである。その冬眠を刺戟して目覺しめ温き陽氣、慈雨を注ぎ、本能的に意識させてやるのが我々刑務官の職務なのである。冬眠より覺めたる彼等を形式に依つて押へつくべき何物もあつてはならない。

獨居拘禁に付せられたる彼等は讀書に限りがある。免業日に教誨に行く資格も持たない、こゝに彼等の向上せんとする本能は就業に向つて進むのみ。働らくものに與へられた慰安日も彼等に取つては無聊其のものと思へる。こゝで私は本能的に彼等を救ふ途として獨居拘禁者に免業日就業請願を許可したい。

現に私の處で四割以上の受刑者は免業日自由就業を願出るのである。彼等が休むべき處も休まずに働らいて科程を超過し得た優越感に浸らしむることは無聊の所謂『小人閑居して不喜をなす』の愚より見れば大きな收穫と謂はねばならない。幸ひ私は諒解ある上司の承認を得て

其の効果を揚げつゝあるが悦しい限りである。規定によれば免業日は免業日である。就業は規律を破壊するものである。しかし、それでは彼等は無聊の余り讀書には倦き正座には疲れ、戒護者に余計な手数をかけるのみにして却つて規律を保たしめんが爲めにより以上の反則者を出さねばならなくなる。私は想ふ、獨居拘禁受刑者の免業日請願就業は人の本能的勞働價値を意識せしむるのみに止らず、無聊から來る反則的行爲の撲滅になり得る事を。而して『獨居拘禁受刑者免業日ニ就業ヲ請フ時ハ情狀ニヨリ之ヲ許ス事ヲ得』の規定が識者に討議されん事を希ふものである。

◎囚人と社會との
和解に就て

高知 筒井春重

囚人は換言すれば社會に對する賣物である、又監獄の爲め一大家族でそうして

囚人は其の子弟である、監獄は其の子弟を立身出世せしめねばならぬ、立身出世と謂へば社會に縁付ける事である、故に囚人は社會から歡迎して呉れる完全な人格者として養成せねばならぬは言を俟たぬのである、即ち監獄は衛生を徹底して健康を保持せしめ教誨教育を施して知識及び徳性の涵養に努め戒護を充實して規律生活に馴致せしめ作業を賦課し職業訓練を施し勞働に習慣性たらしめて生活の資料を授ける等諸種の教育を施して居るがかなしいかな囚人は素より社會の落伍者なるが故に社會は安んじて之を迎へて呉れぬ。監獄は原則として密行主義に依つて居るが爲上述の如き監獄の誠意を社會は監獄法の許す參觀に依つて只一部のみを知るに過ぎず又監獄官更と雖監獄の内容を社會に發表する事すら禁じられるに依り社會の疑惑の因は免れのである一例を擧ぐれば茲に賞表者あり、假出獄者あり、之等は改悛の情顯著なるが爲めの優遇に違ひがない。だが、勿驚此の者が更に罪惡を累ねるものがある之等に對し

社會の觀察は如何であるか刑務所の處置が正當に行はれて居るとは觀られぬ、のみならず監獄の信頼を失はしめるものである此の原因は監獄の囚人を審査するに獨斷的に因る缺陷である、實に危険な處遇方法ではあるまいか之等の弊害を掃するには直接社會と共力して行刑事務を司らねばならぬ結果を生ずるのである。其方法としては行刑委員會の制度の設定が必要だらうと思ふ。現にこの制度は歐米各國には普及して居る、行刑委員會は刑務官以外の者で判事檢事辯護士醫師教誨師市區町村長等より組織する會員で監獄の處置請願假釋放に關する審査等を爲し行刑を公正に遂行せしむべく努めて居るが私の希望する委員會は之等の職務事務の範圍の一層廣いものであり先づ左の如き事務に當つて欲しいのである其一つは監獄の責務たる行刑内容を公表する爲め社會に於て其必要な講演を爲し又新聞雜誌に掲載して社會の疑惑の因に對償せしめ古くより好く放言として傳へられる監獄は此の世の地獄なり等謂ふ社會の

頭腦を冷靜ならしめたとへ囚人なりと雖も吾が八千萬同胞であると謂ふ觀念を喚起せしめ殊に犯人の出身地たる市區町村に於て其の犯人の釋放の曉は其の保護すべき倫理的道德法を説きて釋放者を救済せしむる方法を講ぜしめねばならぬ事と其二つは行刑の密行主義の原則を捨てしめる事(但し死刑を除く)現行密行主義が左程効果がある様に思はれん已みならず密行は反つて之が社會の疑惑に因を興へる點少なしとせぬ監獄の内容を知るに非らざれば或る宗教家は斯ふ謂ふ事に云ふ一世に在りて悪事を爲せば監獄責苦に逢ひ死しては地獄の責苦に逢ふ」等謂ひて世人を戒めて居るが之は一般警戒の爲めには悪い事ではあるまいが監獄をして罪人を苦しめる所である等又は監獄は罪人を集團せしめて犯罪人を養生しては居らぬかの如く觀察せらるゝに於ては全く監獄と社會とは正反對の懸隔を來すものであり又現行々刑は應報刑に非ず教育刑なるが故に教育に支障を來さず又囚

人が社會に危害を加へざる範圍に於ては左程自由を拘束する必要が無いと思ふ其一好例を擧ぐれば行刑の一種であるとは雖も彼の刑の執行猶豫はどうか假釋放はどうか其成績偉大なるを示すのであらうそうして行刑の核心は囚人對社會の和解作用に重きを置かねばならぬ此の和解が出来んに付ては釋放者は如何に改心したりと雖も社會は之を毛虫の如く忌み嫌ひて寄る可き所なく愈々無縁孤獨となり遂に世の冷淡さに人を恨み世を呪ひ再び罪を累ぬる結果となるものである、以上述べたる如く社會對監獄は密接關係を有し決して監獄が別社會でない故に理論上は社會と同一の處遇を爲すを妥當な者と考へねばならぬが實行論としてはそうは行かないけれ共囚人を釋放者を吾が同胞として伍して行かうと謂ふ考へを社會に持たせたい之等の調停を司らしめるには行刑委員の手に依るを可とするものと思料し行刑委員會の設定を待つ次第である。

◎八月號卷頭言を讀みて

鹿兒島 保健技師

正木書記官は刑事制度に精神病學的研究の必要なることを力説されました。實際私共もそう云ふことを平生痛感致し居る際でありますから、敢へて左記の様に申し上げたいと思ひます。

私共の貧しき經驗から見ますと、受刑者中精神異常者精神病者の幾分は拘禁前の發病に屬するものでありまして、其の犯狀も多くは夫れに左右せられたるものであります。而も刑の量定は往々にして寧ろ重きに過ぐるものもある様に思ひます。其の何故に然るか、詳にすることは出来ませんが、或は審理の不徹底に因るものもあるのではないかと思ひます。不幸にして私共は其の生々しき實例に遭遇すること一再ならずありまして、常に裁判審理の上に精神病學的研究が十分介意されて居ないことを遺憾に思ふのであります。

同時に私共は受刑精神異常者精神病患者の爲めに特種治療施設が完成せられんことを要望する次第であります。

◎信仰の芽ばへ

吳 瀧川生

人生僅か五十年無限の宇宙の一瞬間である。此の一瞬の間を眞に人生の無情を悟つて終へる者が何人あるであらうか。會へば別れ、生れば死ぬ。健康の裏面には病苦あり、樂しみの裏面には悲哀がひそむ。此の世に生を享けて誰か老病死別を逃れる事が出来やうか。生を享けた者に必らず巡り來る人生必定の定義である。然しそれを知りつゝも別離の悲哀、病魔の苦痛をさげやうとするのである。

生氣漲る青春時代の肉体美、希望に躍るハートの悅樂を一日も長く續けやうと願ふのではないか。皺だらけの顔、輝きを失つた兩眼、霜の如き頭髮、曲つた腰……總ては人生晩秋の嵐に果敢なくも

此の世を去らねばならぬ。嗚呼浮世の無情人生の果敢なさよ、此の果敢無い人生の最後は時々刻々に迫りつゝあるのだ。いくらあせつてもいくら歎いても天の定めた定義には叛かれないのだ。否たとへ叛いたとて戦つたとて必らず到達する老だ、死だ。萬能の科學の力を以てしても動かし得ざる絶対の眞理だ。之等に考へ及ぼした時、我々の心は言ひしれない淋しさと悶えに苦しむのである。此處に於いて多くの人が永久に不滅の世界に進み度いと願ふのである。かう考へた時始めて信仰と言ふのみ生まれる。宗教の必要なる理由も感ずる。

要するに多くの人が信仰は未來の安住淨土參りを望むより外ない。併し信仰は死後の極樂往生の爲のみの必要ではない。眞に自分達の日常生活を最も有意義に而も潤ひある生活となすには宗教の力に待つより外は無い、極樂はどこ、淨土はどこ、十萬億土の西にあると思ふのは迷ひの凡夫のことである。悟つて見れば此の身此のまゝ佛である。此の儘極樂淨土である。すべての人々がかう悟つたな

らば、何の口論も衝突もなく、現世は安樂に靜な日送りが出来るのである。一を知れば二に行詰る愚鈍な自分が宗教とは何か、信仰とは何か、それすら解らない身でありながら宗教云々等と口にすることはあまりにも大膽な言葉なれど、或る宗教の書によつておぼろげながら一筋の光明が輝き初めたのである。併し書を讀めば讀む程自分の心は不可解の境界により深く迷ひ込み、全く五里夢の中に淺間敷心を拂はんと焦るのみである。此の愚鈍な自分が眞に信仰に生きる人となるまでは數年幾多の難關に試練せられることであらう。併し苦しみ逢へば逢ふ程強く固くなつて來るのが信仰ではなからうか。かすかなりとも芽ばえた信仰をどだいとしてあらゆる生物を暖き愛の心に包み得る事をモットーとして一歩一歩と之に近附いて行かう。そして信仰に生き得るもののみ持つ安らかさと、如何なる場面に臨むともきつとして動かざる信念のいつかは此の小さき自分にも惠まれる日を信じて、出来る丈自分の現在の生活を少しでも生かして生きたいものだ。

訓令通牒

□作業上ノ危険災害防止ニ關スル件通牒

(司法省 行刑局 甲第八號)
昭和七年一月十七日

電動力機其ノ他機械的作業ニ就業ノ者ニ對スル作業上ノ危険災害防止ニ關シテハ豫テ屢々注意方通牒ニ置及候條相當御注意相成居ルコトトハ思料候モ最近某刑務所ニ於テハ印刷ニ就業ノ受刑者カ平素ノ無難ニ慣レ不用意ニモ別紙ノ通電動力印刷機械ノ運轉中ニ右手ヲ差込ミタル瞬間ニ機械ニ捲込レ右腕ノ殆ント全部ノ機能ヲ障害スルニ至ル負傷ヲ爲シタル事例モ有之候ニ付貴所ニ於ケル斯種就業者ニ對シテ此際右實例ヲ舉示シ以テ機械取扱上ノ注意ヲ喚起セシメ此種災害事故ヲ未然ニ防止相成様務メラレ度候

某刑務所收容者 某

右者某所印刷工電動力機械石版印刷作業ニ就業中ノ者ナルトコ口昭和六年十一月十四日午前九時三十分頃平素ノ如ク他ノ受刑者某ト共同ニテ電動力石版印刷機械運轉作業中ノ處某ハ輪轉機ノ中央部右横側ノ臺ニ立チ紙葉ヲ機械ノ紙差シ板ノ定位ニ差入レ機械附屬ノ爪ニテ紙葉ヲ完全ニ咬マシメ一方動力運轉ノ任ニ

當リタリ而シテ本受刑者(負傷者)ハ輪轉機ノ中央部左横側ニ

アリテ石版面ニインキ著色ノ具合及機械ニ故障生セルヤ否ヤ等監視ノ任ニ當リタリ然ルニ偶々當日前記ノ時間頃廻轉中ノ印刷洋紙壹枚カ少シク濕リ氣ノ爲第一押壓シリンドルニ密著シテ離レサルヲ認メ之レヲ引キ離サントシテ機械運轉中ナルニモ不拘咄嗟ノ間ニ不用意ニテ右手ヲ第一押壓シリンドルト第二押壓シリンドルノ下部ヨリ差シ延シ右紙葉ヲ廻轉ノ瞬間ニ引キ剥キ取ラントシテ過テ右手ヲ第一及第二シリンドルノ間ニ觸レタル利那避クルニ違ナク右機械ノ間ニ捲キ込マレ爲メニ本受刑者ハ一聲高ク「ア一痛イ」ト悲鳴ヲ舉ケタルヲ以テ本人ノ向フ側ニ作業中ノ某ハ何事ナラント本受刑者ヲ見ルニ一見容易ナラサル容體ナルニ驚キ某ハ即時動力ノ運轉ヲ停止シ更ニ之レヲ逆轉シテ速カニ機械ヨリ本人ノ右手ヲ脱出セシメタリ此ノ間約十五秒ナリ當時本人ノ後方三尺位隔リタル位置ニ於テ石版原稿作製中ノ作業技手モ大ニ驚キ即時本受刑者ノ背後ヨリ抱キ介抱セリ右負傷ノ主タル原因ハ本受刑者カ仕事ニ熟練ノ結果時々斯ノ如キ態度アリシヲ以テ平素同作業技手及擔當者守ヨリ斯ル故障ノ場合ニハ必ス運轉ヲ停止シテ安全ニ措置スヘク注意ヲ與ヘ置クニモ不拘深重ノ注意ヲ缺キシ結果斯ル負傷ヲ爲スニ至リタルモノト認メラル

負傷後治療ノ結果及豫後ノ狀況

肘關節ヨリ手指尖端迄壓搾サレテ總屈筋、腕腕屈筋、長掌筋、

(様式略)

□ラジオ受信機及附屬設備ニ關スル件

(司法省 行刑局 甲第四八號)
昭和七年一月十八日

標記ノ件ニ關シ鹿兒島刑務所長ヨリ別紙ノ通報告アリタルニ付爲參考申進候

(別紙)

刑發第八四號
昭和七年一月十二日

鹿兒島刑務所長安東福男
司法省 行刑局長鹽野季彦殿

ラジオ受信機及附屬設備ニ關スル件

曩ノ通牒ニ基キラヂオ受信機ヲ教誨堂ニ設備シ祝祭日又ハ免業日ノ總集教誨ノ際ラヂオノ聴取ヲ爲スコトトセルモ日時等ノ關係ヨリ教化資料トシテ適當ノ放送ヲ得ルニ困難ノ場合有之折角多額ノ費用ヲ以テ設備シタルニ之ヲ利用スルコト尠キヲ遺憾トシ種々研究調査ノ結果本設備ヲ更ニ擴張シ左記ノ通り施行シタルニ其成績頗ル良好ニシテ受刑者教化上ニ裨益スル處顯著ナルモノト認メ候間御參考ノ爲メ報告致候

□齒科診療簿取扱規定及様式

(司法省 行刑局 甲第三三號)
昭和七年一月十五日

齒科診療取扱規程及様式別紙ノ通相定ム右訓令ス

司法大臣 鈴木喜三郎

(別紙)

齒科診療簿取扱規程

- 一、齒科醫師收容者ヲ診療シタルトキハ齒科診療簿ヲ作成スヘシ
- 尙收容中同一人ニ對シテハ常ニ本簿ヲ繼續使用スヘシ
- 二、本簿ハ常時醫務掛ニ於テ保管シ本人釋放後ハ之ヲ身分帳簿ニ編綴スヘシ

記

一、蓄音器ノ利用

從來ノ蓄音器ハ其ノ音響低ク且レコードノ磨滅ニヨリ聴取上頗ル不便不尠處ラヂオ受信機ニ「ビツクアツプ」ヲ設備シ蓄音器ヲ使用セルニ其ノ成績電氣蓄音器ト同一ノ效果アリ聴取ハ勿論磨滅レコードノ再用ニヨリ經費ノ節約トナル

一、マイククロホン及スピーカノ増設

工場六ヶ所ニ「スピーカ」ヲ設備シ教誨堂設備ノラヂオ受信機ニ接続シ利用極メテ甚大トナレリ
前記設備ノ外教誨堂ヘマイククロホンヲ設備シ所謂刑務所放送局ヲ設ケ從來教誨師ノ工場教誨ハ毎晝食後各工場毎ニ休憩時間ヲ利用シ巡回教誨ヲ施行シタルヲマイククロホンヨリ各工場ノ設備ノスピーカニ接続シ同時ニ全工場ノ教誨ヲ爲シ得ル爲メ教誨師ノ能率増進シタルノミナラス總集教誨ノ機會ヲ以テナシタル小職ノ訓示等モ必要ノ都度之ヲ行ヒ尙將來各主任ノ注意諭告等モ行ヒ得ヘク其成績絶大ナリ

□中毒者ヲ診療シタル場合

報告方ノ件依命通牒

司法省 行刑局 行甲第八四號
昭和七年一月二十二日

收容者ニシテ其ノ入所時又ハ收容中ニ於テ食物若ハ藥物等ニ依

ル中毒者ヲ診療シタルトキハ左記各號ニ依リ直ニ之ヲ報告相成度候

左記

- 一、入所時又ハ收容中ニ於テ中毒者ヲ診療シタルトキハ別紙第一號様式ニ依リ直ニ之ヲ報告スルコト
- 一時ニ多數ノ中毒者ヲ出シタル際ハ先ツ其ノ症狀及人員ヲ電信又ハ電話ヲ以テ報告スルコト
- 前項ノ場合ニ後刻書面ヲ以テ報告スル際ハ其氏名(身分關係)ヲ連記シ別紙様式ノ各事項ヲ具シ爲スモ妨ナシ「注意」中毒者ニシテ診療報告書取扱規程第一號第七並同第二號ノ規程ニ該當スルトキハ同規程ニ依リ遲滯ナク之ヲ報告スルコト
- 二、中毒者病死シタルトキハ診療報告書取扱規程第一號第四ニ依リ直ニ之ヲ報告スルコト
- 三、中毒者治癒又ハ未治出所(刑期滿了等)ノ場合ハ別紙第二號様式ニ依リ直ニ之ヲ報告スルコト
- 「注意」中毒者ニシテ刑ノ執行停止、保釋、責付又ハ勾留ノ執行停止等ニ依リ出所シタルトキハ診療報告書取扱規程第一號第二及第三ニ依リ夫々報告スルコト
- 四、本規程中毒者トハ急性中毒ノモノ及慢性中毒者ニシテ其症狀著シキモノヲ謂フ

(様式略)

□判事及檢事ノ少年刑務所巡視繼續ニ關スル件

司法省 行刑局 行甲第九六號
昭和七年一月二十三日 少年刑務所長宛

拜啓曩ニ通牒シタル假釋放適否審査ニ付判事及檢事ノ少年刑務所巡視ニ關スル件ニ關シテハ今後モ猶之ヲ繼續スルコトト相成控訴院長及檢事長ニ對シテハ司法次官ヨリ別紙ノ通り通牒相成候條御了承相成度候

追テ過去ノ經驗ニ關シテ控訴院長及檢事長ヨリ左記ノ通希望有之候間夫等ノ點ニ關シテハ特ニ充分ノ注意ヲ拂ハルル様致度候

左記

- 一、審査上參考ト爲ル可キ資料ヲ充分ニ供給セラレ且之ヲ速ニ送付セラレ度コト
- 二、審査ニ際シテハ作業成績ニ偏重セス犯罪ノ動機、原因、犯情、言渡刑ノ適否等ヲ參酌セラレ度コト
- 三、少年ノ過去ニ於ケル傾向ヲモ調査セラレ度コト
- 四、刑事確定記録其ノ他ノ材料ニ依リ入所前ノ性行其ノ他參考事項ニ付充分調査ヲ遂クル様セラレ度コト
- 五、審査員ニテ所要受刑者ニ面接シ談話スルノ機會ヲ得セシメラレ度コト
- 六、不合格ノ者ヲモ再審査ニ附スル様セラレ度コト

- 七、協議案ハ可成早ク委員ニ送付シ身分帳ヲモ添付セラレ度コト
- 八、保護者ヨリ定期ニ釋放後ノ情況ヲ報告セシムルノ方法ヲ講セラレ度コト
- 九、保護者並保護機關ノ調査ヲ一層確實ニセラレ度コト
- 一〇、保護團體ノ現時ノ内容ヲモ常ニ審査シ置キ協議會ニ於テ判事及檢事ニ報告セラレ度コト
- 一一、假釋放可決後ノ上申ハ迅速ニ取運ハレ度コト

司法省 行刑局 行甲第九六號
昭和七年一月二十三日
司法次官 皆川治廣

大審院長
檢事總長
控訴院長
檢事長
御中

假釋放審査協議會ニ關スル件

拜啓昭和六年六月十一日附司法省行刑局行甲第一、一九九號司法次官通牒「假釋放適否審査ニ付判事及檢事ノ少年刑務所巡視

ニ關スル件」ノ實施ニ關シテハ貴官ノ熱心ナル御援助ト協議員ノ熱誠トニ依リ極メテ良好ナル成績ヲ舉ケ今後ト雖之ヲ持續セシムヘキ意見多數有之候條更ニ左ノ條件ニ依リ之ヲ繼續致スコトト相定メ候間御諒承相成度候

左記

- 一、當分ノ間少年刑務所ニ限ルコト
- 二、協議員ノ關係期間ハ三月以上一年以下ノ範圍ニ於テ控訴院長及檢事長之ヲ適宜定ムルコト
- 三、協議回数ハ一ヶ月一回トスルコト

道府縣廳ヨリ傳染病週報等ノ送付ヲ受クヘキ件通牒

司法省 行刑局 行甲第一一七號 昭和七年一月二十八日

刑務所ニ於ケル傳染病豫防ニ關シ昨年十月二十三日行甲第一、九二六號依命通牒ヲ以テ注意致置候處同通牒中常ニ刑務所々在址又ハ附近ノ傳染病發生ノ狀況ヲ知悉シ置クコトハ傳染病豫防上重要ナル事項ノ一ニ有之候條之カ勵行ヲ遺憾ナカラシメンカ爲貴所々在地ノ道府縣廳(東京府ニ在リテハ警視廳)ニ交渉セラレ其ノ管下ニ於ケル傳染病週報等ノ送付ヲ受ケラルル様御配意相成度候

麻藥類取扱規程制定ニ關スル件

司法省 行刑局 行甲第一四九號 昭和七年二月三日

麻藥類取扱規程別紙ノ通相定ム 右訓令ス

司法大臣 鈴木喜三郎

- 麻藥類取扱規程
- 第一條 麻藥類ノ取扱ニ付テハ衛生材料取扱規則ニ依ルノ外本規程ニ依ルヘシ
 - 第二條 麻藥類トハ昭和五年五月內務省令第十七號麻藥取締規則ニ於テ指定シタルモノ及阿片並其ノ製劑ヲ謂フ
 - 第三條 麻藥類ノ受拂ハ別紙第一號様式ノ帳簿ニ依リ之ヲ爲スヘシ
 - 第四條 刑務所長ハ第二號様式ニ依リ一年間ニ於ケル麻藥類ノ購入、使用數量等ヲ報告スヘシ
- (様式略)

同通牒

本日標記ノ件訓令相成候處右ハ從來衛生材料ノ受拂ニ付テハ衛生材料取扱規則第四條ニ依リ所ニ簿冊ヲ設ケ處理スルコトニ相成居候然ルニ藥物中麻藥ノ取締ニ付テハ特ニ昭和五年五月內務省令第十七號ヲ以テ麻藥取締規則ノ制定ヲ見ルニ至リ又阿片ニ就テハ阿片法及阿片法施行規則(大正八年八月內務省令第四

號)ノ規程モ有之刑務所ニ於テモ右麻藥類ノ取扱方ニ付特段ノ注意ヲ拂ヒ以テ該法令制定ノ趣旨ニ副ハシメンカ爲訓令相成候次第ニ付將來一層ノ御配意相成度候

追テ昭和六年中ニ於ケル麻藥類ノ購入、使用數量等ヲハ此際至急報告相成度候

刑務所特殊製品委託販賣ニ關スル件

司法省 行刑局 行甲第一五七號ノ一 昭和七年二月四日

官司作業ノ施行ニ付テハ現下財界不況ノ折柄ニ付各所共可成賣品ノ製作ハ避ケ居ラルルコトトハ思料候得共一般ノ不況ニ據リ各種製品モ其ノ需要激減シ從ツテ製品モ幾分停滯ト相成ルヘク思考候ニ付テハ之カ對策トシテ貴所ノ如キ特殊製品ハ單ニ貴地方ノミニ販路ヲ求ムルヨリハ寧ロ之ヲ全國的ニ販路擴張ノ要有之ヘク思料候條販賣シ得ル見込ノ都市所在地各刑務所長ニ對シ製品委託販賣方依頼シ製品ノ一部ヲ先方刑務所へ保管轉換相成等所謂製品委託販賣ノ方策ヲ講スルモ一方策ト思考候條一應當該刑務所長ニ對シ本文移牒ノ上御協議相成之カ實行ニ努メラレ候様致度候

追テ本件實施ノ上ハ更ニ其ノ實況ノ詳細報告相成度候

刑務所特殊製品委託販賣ニ關スル件

司法省 行刑局 行甲第一五七ノ二 昭和七年二月四日

標記ノ件ニ關シ別紙ノ通牒致置候條當該刑務所長ヨリ貴所ニ對シ之カ委託販賣方照會ノ際ハ刑務作業共助ノ目的ヲ以テ可及的委託販賣ニ應セラレ候様御取計相成度候

衛生材料取扱規則及別表中改正ニ關スル件

司法省 行刑局 行甲第一五〇號 昭和七年二月六日

衛生材料取扱規則及別表中左ノ通改ム 右訓令ス

司法大臣 鈴木喜三郎

衛生材料取扱規則

第一條中「藥物」ノ下ニ「療養品」ヲ加フ

別表

衛生材料

一、器械

(二) 検査器械ニ

「ヘモタイプ」「胃液採取器」「十二指腸ゾンデ」

「集卵器」「動物固定器」「動物容器」ヲ加フ

(三) 診療器械中
診療用具ニ

「診察器械箱」○「廻轉消毒器」「爪切鉗子」「往診靴」ヲ加ヘ
「打診槌」ヲ「打診器」ニ
「指頭消毒器」ヲ「手指消毒器」ニ改ム
内科用具ニ

「腰椎穿刺器」×○「萬能配電機」「電氣導子」「導子用把柄」「接續導線」「導子固定用バンド」ヲ加ヘ
「吸入器」「蒸氣吸入器」ニ改ム
外科用具ニ
「外科用刀架」ヲ加フ
耳鼻咽喉科用具ニ

「鼻洗滌器」「送氣球」「外聽道瘻截刀」ヲ加フ

(四) 調劑器械ニ

「成丸器」「坐劑器」ヲ加ヘ
「液量計」ヲ「液量器」ニ改ム

二、藥物

(一) 保健衛生藥品ニ

「後藤デシン」ヲ加ヘ
「アイゼル油」ヲ除ク

(二) 検査藥品ニ

「メチールアルコール」「アミールアルコール」「カルミン」「酸フクシン」「ヂメチールアミド」「アゾベンツオール」「バラヂメチールアミノペンツアルデヒド」「マイ、グリユンワルド氏液」「モルヨドール」ヲ加フ

(三) 診療藥品ニ

「イスラピン」「インゼリン」○「イマミコール」「オボスタチン」「ラウミン」「プロハリン」「ヂギタミン」「ミグレニン」「薄荷腦」「大黃」「クロールカリウム」ヲ加ヘ
「白陶土」「パンギタール」「トリバフラピン」「ルミナール」「オキスバラ」「アコイン」「青酸々化汞」「木テール」ヲ除ク

「五療養品」ヲ「三、療養品」ニ「三、其ノ他ノ物品」ヲ「四、其ノ他ノ物品」ニ改ム

(四) 其ノ他ノ物品ニ
「綿帯巻」ヲ加フ

標式

衛生材料受拂簿様式備考ヲ左ノ通改ム

備考

- 一、本簿ハ器械、藥物、療養品其ノ他ノ物品ニ区分シ目又ハ數稱ノ異ル毎ニ口座ヲ別ニスヘシ
- 二、藥物ノ受拂ニ就テハ其ノ容器(瓶又ハ包等)ヲ單位トシテ爲シ之カ單位ハ必ス數稱欄ニ記入スヘシ
- 三、摘要欄ニハ受拂ノ事由(例ヘハ調劑用或ハ何々製劑用又ハ外科消毒用等)其ノ他必要事項ヲ記入スヘシ
- 四、本簿ハ會計年度毎ニ調製スヘシ但シ器械ニ就テハ之ヲ繼續使用スルコトヲ得

同通牒

標記ノ件本日訓令相成候處右ハ現今醫學ノ進歩ト診斷治療ノ實際トニ鑑ミ且ツ又國產醫藥品ノ使用獎勵ノ趣旨ニ基キ改廢又ハ新ニ指定セラレタル次第ニ有之候條本改正ノ主旨ヲ体セラレ行刑衛生ノ實績ヲ舉ケラルル様致度候

追テ今回改正セラレタル器械藥物等ニ對スル制式定數並ニ從來ノ指定品ニシテ制式定數等ノ改正セラレタルモノハ別紙ノ通ニ有之尙廢止セラレタル藥品ニシテ現存セルモノハ使用シ得ル限リ悉ク使用スヘキモノト御承知相成度候

(衛生材料ノ制式、定數表略)

刑務作業動員ニ關スル件

司法省行甲第一七五號
昭和七年二月六日

刑務作業ノ經營ニ就テハ既ニ御承知ノ如ク日常受刑者ノ職業訓練ヲ爲スヲ旨トシ傍ラ其ノ收入ニヨリ行刑費ノ消却ヲ爲スヘキコトニ一意邁進致スヘキハ勿論ニ有之候得共昨今ノ如ク滿蒙及南支那方面ニ於ケル戰雲愈々度ヲ加ヘ安然タルヘキニアラサル時ニ際シテハ刑務作業ノ經營ニ關シテモ特ニ萬一ノ場合ヲ考慮シ就業者ノ配置能率ノ向上、時間ノ延長等ニ付キ豫メ計劃ヲ立テラレ事ニ際シテハ他ノ作業ニ先ンシテ軍需品ノ製作ニ當ラシメ得ル様萬遺憾ナキヲ期セラレ度候

追而巢鴨刑務所ニ於テハ既ニ横須賀海軍當局ヨリ多量ノ軍需品製作ヲ委託セラレ日夜精勵事ニ當リ居リ候ニ鑑ミ師團及鎮守府所在地若ハ之ニ近接スル地ニアル刑務所ニ於テ軍部ヨリノ注文可有之ト存セラレ候間斯ル場合ニ於テ若シ夜業ヲ必要トスルカ如キコトアルニ於テハ時間延長ノ追認ヲ受ケラレテ差支ヘ無之又既ニ斯ル注文ヲ受ケ製作ニ從事中ノモノハ其ノ時々御報苦相成様致度候

刑務作業動員ニ關スル件

司法省行甲第一九九號
昭和七年二月十五日

標記ノ件ニ關シテハ彙ニ通牒ニ置及候條既ニ萬全ノ策ヲ講セザレ候コトトハ思料候モ尙之カ實施ニ付テハ左記事項ニ御留意ノ上萬遺憾ナキヲ期セラレ度候

記

- 一、作業ノ計畫上本年度内ニ豫算増額ノ要アルモノハ此際至急豫算増額ノ申請ヲ爲シ若シ要急ノ場合ハ電報上申ノ取計ヲ爲スコト
- 二、師團及鎮守府所在地若クハ之ニ近接セル地ニ在ル刑務所ニ於テハ此際軍部當局へ註文品ノ有無並自所ニ於ケル作業動員計畫ヲ照會シ置キ萬一ノ場合ニ於ケル對策ヲ打合セ置クコト
- 三、大量ノ註文若クハ短期間ノ註文品ニシテ自所作業ノミニテハ引受難キ場合ト雖直ニ之ヲ謝絶スルコトナク一應本省當局ニ報告スルト共ニ附近刑務所ニ對シ作業ノ分賦又ハ技能受刑者移送ノ交渉ヲ爲ス等所謂刑務作業一体ノ實ヲ舉ケ以テ極力之カ註文ニ應スルコト
- 四、軍需品ノ分賦又ハ技能受刑者移送ノ交渉ヲ受ケタル刑務所ニ於テハ特殊事情ノ存セサル限り交渉ニ應スルコト
若シ技能受刑者ノ移送ニ因リ將來ノ作業施行上支障アルニ於テハ軍需品完成後舊刑務所ニ復歸ノ條件附ニテ一時的移送ニ應スルコト
- 五、軍需品引受ニ就テハ特ニ納期ヲ嚴守シ製品検査ノ勵行ヲ期スルコト

シ刑務作業ノ信用ヲ失墜セサルコト
追テ爲參考別紙各所ノ主要作業就業狀態調査表及送付候
(主要作業就業狀態調査表略)

□軍需品製作調提出方ノ件

司法省 行刑局行甲第二一六號
昭和七年二月十七日

刑務所作業動員計畫上必要有之候條當分ノ間毎月一日十五日ノ現在ニ付別紙様式ニ依ル調書提出相成度候
追テ調書作成前新ニ大量ノ註文アリタル場合ハ其都度別途ニ調書提出相成爾後ハ所定ノ期日ニ取纏調書提出相成候様御取計相成度候
(様式略)

□軍需品製作ニ關スル件

司法省 行刑局行甲第二六〇號
昭和七年二月廿三日

標記ノ件ニ付司法次官ヨリ海陸軍次官宛ニ別紙ノ通り通牒相成候條師團及鎮守府所在地若クハ之ニ近接セル刑務所ハ勿論其ノ他ノ刑務所ニアリテモ一應軍部當局へ御交渉相成若シ軍需品製作ヲ委嘱セラレタル場合並現ニ製作中ノモノニ對シテモ右通牒

ノ趣旨ヲ体シ萬遺憾ナキ様御配意相成度候

□軍需品製作ニ關スル件

司法省 行刑局行甲第二六〇號
昭和七年二月二十三日

司法次官 皆川治廣

陸、海軍次官宛

刑務所製品ノ利用ニ付テハ豫テ御配慮ニ預リ居リ候處現下上海事件ノ擴大ニ伴ヒ軍需品ノ製作ニ付テモ急ヲ要セラルル向モ可有之既ニ軍當該部局ヨリ委嘱セラレ別紙ノ通相當軍需品製作ニ從事シ居ル刑務所モ有之實況ニ鑑ミ當局ニ於テモ萬一ノ場合ヲ考慮シ各刑務所ニ對シ作業動員計畫ヲ命シ就業者ノ配置能率ノ向上作業時間ノ延長刑務所相互間ノ連絡等諸般ノ準備ヲ整ヘシメタル處受刑者一同率先シテ君國ノ爲ニ渾身ノ努力ヲ捧ケ度ニ付是非軍需品製作ニ從事セシメラレ度旨申出ツルモノアル等全員緊張致シ居リ候次第ニ付尙此上軍需品ノ製作ヲ必要トシ要急且經濟的ニ作ラシメラルルモノ有之候ハ、刑務當局ニ於テハ右動員計畫ノ下ニ他ノ業種ニ優先シテ軍需品製作ニ當ルヘキ用意ヲ致シ置キ候間其旨貴管下ノ當該部局ニ御下命ノ上刑務所ヲ利用相成様御取計相成度候

□時局ニ關シ教化上注意方ノ件通牒

司法省 行刑局行甲第二七四號
昭和七年二月二十五日

滿洲及上海兩事變ハ復雜ナル外交關係ト相交錯シ戰局ノ擴大ト共ニ時局ハ彌重大ヲ加ヘ今ヤ國難來ノ聲高ク國民ヲシテ深憂禁セサラシムルノ實狀ニ有之此際收容者ニ對シテ現下時局ニ關スル正確ナル認識ヲ得セシメ以テ一般國民ト憂ヲ共ニセシムルコトハ極メテ當然ノ儀ナルノミナラズ此機會ニ於テ強ク祖國愛ノ觀念ヲ喚起シ國民精神ヲ作興シ以テ行刑成果ノ増大ヲ畫スルコトハ最も喫緊事ト思料候、從來時局問題ニ關シテハ雜誌「人」其他ニ於テ時々之ヲ報導セシムルコロアリ各刑務所ニ於テモ又相當方法ヲ講セラレ居候コト、ハ思料セラレ候ヘ共一般收容者ヲシテ時局ニ對スル正確ナル認識ヲ得セシメ之ニヨリテ其愛國心ヲ喚起シ而シテ精神ヲ作興セシムルコトハ專ラ精練サレタル教誨ニヨル教化ト當時收容者ニ接スル職員ノ熱誠指導ノ効果ニ候タサルヘカカラサルカ當然ノ事理ニ有之、之ヲ以テ現下時局ニ際シ之ガ任ニ當ルモノ、責務ハ洵ニ重且大ナル儀ニ有之候條此際當務者各自ヲシテ能ク其立場ヲ理解シ誠心叙上ノ目的ノ達成ニ邁進セシメ平時ニ倍スル行刑ノ効果ヲ舉クルコトニ御留意相成候様致度

□作業時間延長並食糧増給ニ關スル件
依命通牒

(司法省行甲第二八八號)
昭和七年二月二十六日

軍需品製作ノ爲作業時間ノ延長ヲ必要トスル場合ニ限リ臨時作業時間ヲ三時間以内延長相成差支無之尙作業時間二時間以上延長ノ場合ハ各就業者ニ對シ食糧ヲ二勺増給相成差支無之候條御了知相成度候
追テ右食糧二勺ハ甘藷麵類又ハ之ニ類スル物等ヲ以テ之ニ代フルモ差支無之候

□看守ニシテ今回ノ事變ニ關シ軍隊ニ召集セラレタル場合ノ取扱方ノ件

(司法省行甲第二九六號)
昭和七年二月二十七日

看守(其ノ他ノ判任待遇職員ヲ含ム)ニシテ今回ノ事變ニ關シ軍隊ニ召集セラレタル場合ニ於テハ本年二月八日人庶第一四四號人事課長通牒ニ準シ御取扱相成度候
追テ右場合ニ於ケル給與ニ付テハ明治三十七年勅令第二百六號ニ準據スル義ニ有之尙被召集者ノ職氏名、兵種等級及召集

部隊名等ハ其ノ都度(現職復歸ノトキモ)申報相成度候

司法省人庶第一四四號

昭和七年二月八日

司法大臣官房人事課長 坂野千里

- 大審院長
- 檢事總長
- 控訴院長
- 檢事長
- 地方裁判所長
- 檢事正
- 少年審判所長
- 少年院長
- 刑務所長
- 少年刑務所長

御中

通牒

文官ニシテ今回ノ事變ニ關シ軍隊ニ召集セラレタル場合ノ取扱ニ付次官會議ニ於テ別紙ノ通申合有之候旨内閣官房總務課長ヨリ申越候ニ付爲御心得此段及通牒候也

内閣閣甲第八號

昭和七年二月五日

内閣官房總務課長 橫溝光暉

司法省人事課長殿

本日ノ次官會議ニ於テ左記ノ通申合有之候間御含迄ニ申進候

記

文官ニシテ今回ノ事變ニ關シ軍隊ニ召集セラレタル場合ノ取扱方
文官ニシテ今回ノ事變ニ關シ軍隊ニ召集セラレタル場合ニ於テハ事務上差支アリテ補缺ノ必要アラハ己ムヲ得サルモ可成現職ノ儘應召セシムルコト
雇傭人ニ付テハ各省經費ノ都合モアルコトナレハ一様ニ定メ難キモ適宜出來得ル限リ優遇スルコト

□收容者恤兵金献納ニ關スル件通牒

(司法省行甲第三一九號)
昭和七年二月二十九日

曩ニ收容者一般ニ對シテ時局ニ關スル正確ナル認識ヲ得セシメ祖國愛ノ觀念ヲ喚起シ教化上ノ効果ヲ擧ケシムル様及通牒置候處其後ニ於ケル時局ノ進展ハ愈重大ヲ加ヘ自然昨今國民一般恤兵金品ノ献納ヲ申出ル者激増致候コトハ既ニ周知ノ事實ニ有之

收容者ニ於テモ鐵兜其他ノ軍需品ニ關スル資金献納ノ希望ヲ懷クモノ不尠哉ニ及開候之等ノ者ニ對シ其希望ヲ容認スルコトハ教化上至大ノ効果アリト思考致候ニ就テハ收容者中恤兵金献納ノ希望ヲ有スルモノニ付此際左記ニ據リ御取扱ノ上其狀況及各人別金額ヲ報告相成度候

記

- 一、献納ハ一般收容者ニ其ノ旨趣ヲ了解セシメタル上之ヲ希望スルモノノミニ許シ特別ナル勸誘手段ヲ講セサルコト
- 二、金額ハ壹錢以上隨意ナルコト但釋放時ノ歸住旅費等ニ支障ナカラシムルコト
- 三、献納金ハ當該刑務所ニ於テ取經メ刑務所長之ヲ代表シテ陸軍省ニ送付スルコト

□日支事變ニ要スル軍需品製作簿設置ニ關スル件

(司法省行甲第三一二號)
昭和七年三月一日

日支事變ニ要スル軍需品ノ製作ニ就テハ現下ノ時局重大ナルニ鑑ミ刑務職員ハ勿論受刑者一同君國ニ盡ス熱誠ヲ以テ事ニ當ルヘキモノニシテ萬一、其ノ製作ヲ誤リ軍部當局ノ期待ニ反スルガ如キコトアラシカ單ニ刑務作業ノ信用ヲ失墜スルニ止マラス行刑全般ノ威信ニ關スル次第ニ有之候條爾今軍需品製作ニ付テ

ハ左記様式ニ依ル製作簿ヲ設ケ以テ作業實施上ノ監督ニ備フルト共ニ一面事變終了後ニ於ケル職員ノ考績調査資料ニ供セラレ候様致度候

記

(様式)

自	昭和七年	月
至		
日支事變ニ要スル軍需品製作簿		
何々刑務所		

(用紙美濃紙罫紙)

記載事項

- 一、作業動員ニ關スル事項
- 一、引受先軍部當局名軍需品ノ種類數量引受價格
- 三、作業時間延長、技能者ノ移動其ノ他作業實施情況
- 四、完成品ノ引渡顛末
- 五、關係職員ノ勤務狀態
- 六、其ノ他製作上ノ參考事項

(注意)

- 一、本簿ハ本支所別ニ設クルコト
- 二、軍部當局ヨリ軍需品引受ノ都度其ノ年月日順ニ自一項ノ當該事項ヲ連記スルコト
- 三、本簿ハ作業主任ニ於テ記載シ各關係主任官ニ回付シ刑務所長ニ提出スルモノトス

週間制度實施ニ關スル件

(司法省 行刑局 行甲第三六七號 昭和七年三月七日)

時局ニ鑑ミ一般收容者ノ精神ヲ緊張セシメ勤勉力行ノ美風ヲ養成シ以テ收容者ニ對スル教化ノ效果ヲ一層増大セシメンカ爲左記ニ據リ週間制度實施相成度候

記

- 一、本週間ノ施行期日ハ三月十四日ヨリ始メテ同月二十日ニ終ル
- 二、今回實施スヘキ週間ハ安全、力行、修養及衛生ノ各週間ヲ包含スレトモ右週間中安全及衛生ノ各週間ハ既ニ實施シタルモノナレハ今回ノ週間ハ力行及修養ニ重點ヲ置クコト
- 三、時局ニ鑑ミ收容者ノ作業能率ヲ十二分ニ發揮セシムルト共ニ時局ニ關スル完全ナル認識ヲ得セシムルコト

- 四、其他施行項目並ニ施行方法ノ詳細ニ付テハ昭和五年十二月三日行甲第一七〇一號通牒並ニ彙ニ爲シタル安全及衛生各週間ニ準シ各所ニ於テ適宜妥當ニ施行スルコト
- 五、本週間施行ノ結果ニ關スル報告ハ其要旨ヲ週間終了後一月内ニ提出ノコト
- 六、沖繩刑務所ニ限リ三月二十一日ヨリ同月二十七日ノ間ニ施行ノコト

追テ軍需品製作ニ從事セル各刑務所ニ於テハ其ノ作業狀態ヲ本週間制度ニ利用スルコトニ因リ一層效果ノ發揮スルコトニ留意相成度候

軍需品製作ニ關スル件

(司法省 行刑局 行甲第三五八號 昭和七年三月七日)

今回刑務作業動員ニ於ケル各刑務所ノ軍需品製作ニ對スル陸軍軍部當局ノ講評ハ從來刑務所作業ナルモノハ其能率ニ於テ遙ニ民間業者ニ劣リ居ルヲ以テ今回ノ如キ戰時危急ヲ要スル軍需品ハ刑務所ニ委囑スルモ到底納期ニ間ニ合ハサルモノニハアラサルカト危懼ノ念ヲ抱キ居タルトコロ意外ニモ此度刑務作業ノ動員爲リ其製作品タルヤ納期確實ニシテ出來榮亦良好却ツテ民間業者ノ不確實ニ比シ將來刑務作業ナルモノハ軍當局ニ於テ必要缺クヘカラサルモノナルコトノ確信ヲ得タル旨ノ賞讃ヲ得タル

次第ニ有之候條軍需品ノ製作ニ付テハ今後共特ニ納期ヲ確實ニ實行セラレ其製品ノ出來榮ニ付テモ層一層ノ努力ヲ拂ハレ益々刑務作業ノ聲價ヲ博セラレ候様致度候

作業時間短縮試行延期ノ件依命通牒

(司法省 行刑局 行甲第五〇二號 昭和七年三月二十四日)

昭和六年十一月行甲第二、〇五〇號ヲ以テ作業時間短縮試行方依命通牒ニ置及候處今回日支事變ノ爲メ軍當局ヨリ大量ノ軍需品注文アリ之カ爲メ一部ニ於テハ却テ作業時間ヲ延長スルノ必要ヲ生シ爲メ全般的ニ時間短縮ノ結果ノ良否ヲ判斷スルニ困難ヲ相生シ候ニ付テハ來ル九月末日迄更ニ時間短縮ノ試練期間ヲ延長相成度候

追テ右延長期間ノ試行方法及調査事項ハ従前ノ通御取計相成度爲念申添候

毒物劇物取扱規程ニ關スル件

(司法省 行刑局 行甲第五四三號 昭和七年三月三十一日)

毒物劇物取扱規程別紙ノ通相定メ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右訓令ス

司法大臣 川村竹治

劇物毒物取扱規程

第一條 本規程ニ於テ毒物劇物ト稱スルハ醫藥以外ノ用ニ供スル毒性又ハ劇性ノ物品ニシテ明治四十五年五月内務省令第五號毒物劇物營業取締規則第一條ニ據リ指定シタルモノヲ謂フ

第二條 物品會計官吏ノ保管ニ係ル毒物劇物ニ付テハ左記各號ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一、毒物劇物ハ之ヲ他ノ物品ト區別シ倉庫内ニ於テモ完全ナル鎖鑰アル場所ニ藏置シ鍵ハ物品會計官吏自ラ之ヲ保管スヘシ
- 二、毒物劇物ヲ藏置セル場所ニハ醫藥用外毒物又ハ劇物ノ六字ヲ明記スヘシ
- 三、毒物劇物ニシテ自然ニ發火爆發スルモノ、衝撃ニ依リ爆發スルモノ、他物ト混シ爆發スルモノ、引火性アルモノ及燃燒シ易キモノハ之ヲ共口磁製甕又ハ硝子瓶詰ト爲シ其ノ栓口部ヲ「ギブス」ニテ覆ヒ且ツ同種類ノモノノミヲ集メ砂中ニ貯フヘシ
- 前項ノ危險物品ヲ格納スル倉庫又ハ藏置セル場所ノ附近ニハ消火用細砂及之ヲ運フニ必要ナル容器ヲ備フヘシ

四、毒物劇物ニシテ風化シ易キモノ、濕氣ヲ吸收シ易キモノ、光線ニヨリ分解シ又ハ變質シ易キモノハ之ヲ硝子瓶ニ容レ密閉シ冬時所ニ貯フヘシ

第三條 物品會計官吏毒物劇物ヲ交付スル際ハ必ス所要數量ヲ斟酌スヘシ

第四條 作業擔當者ハ交付ヲ受ケタル毒物劇物ニ付所定帳簿ニ依リ其ノ受拂ヲ爲スヘシ

第五條 毒物劇物ヲ使用スル收容者（以下單ニ使用者ト稱ス）ノ選擇ニ注意シ且ツ其ノ氏名、稱呼番號、作業種目、毒物劇物ノ種類及就業期間等ヲ戒護主任ニ於テ記帳シ置クヘシ

第六條 作業擔當者ニ交付シタル毒物劇物ノ保管並取扱ニ付テハ左記各號ノ事項ヲ遵守セシムヘシ

- 一、交付ヲ受ケタル毒物劇物ヲ保管スル爲工場内ニ第二條第一號、第三號及第四號ニ準シ之ヲ藏置スル場所ヲ設ケ鍵ハ作業擔當者自ラ之ヲ保管クヘシ
 - 二、毒物劇物ヲ藏置セル場所ノ内部ニハ保管ニ係ル毒物劇物ノ品目ヲ記セル小札ヲ掲ヤヘシ
 - 三、使用者ニ對シテハ其ノ使用スル毒物劇物ニ付取扱上ノ注意ヲ爲スヘシ
 - 四、毒物劇物ヲ使用スル場所ハ成ルヘク他ノ作業場ト離隔スヘシ
- 當時毒物又ハ劇物ヲ使用スル作業ニアリテハ區劃ヲ設

ケ使用者以外ノ者ノ出入ヲ禁スヘシ

五、毒物劇物ヲ取扱フニハ專用ノ器具及容器ヲ備ヘ他ノ物品ト混同セサル様スヘシ

六、毒物劇物ヲ使用スル際ハ作業擔當者若ハ作業技術者自ラ之ヲ監視スルコトニ努ムヘシ

七、使用者ニ交付シタル毒物劇物ニシテ使用殘量アルトキハ速ニ之ヲ作業擔當者ニ返納セシムヘシ若シ毒物劇物ノ容器ニシテ工場内ニ固定セシメタル場合ニハ之ニ施錠スヘシ

第七條 物品會計官吏ハ交付シタル毒物劇物ノ種類並ニ其ノ使用目的ヲ各工場毎ニ區分シ之ヲ醫務主任、戒護主任其ノ他關係職員ニ通知スヘシ

交付スル毒物劇物ニシ工場ニ付其ノ種類ヲ變更シタルトキ亦同シ

第八條 保健技師又ハ保健技手ハ通知ヲ受ケタル毒物劇物ノ使用ヲ實地ニ就キ監視シ衛生上有害ナル虞アリト認メタルトキハ其ノ豫防方法ニ付意見ヲ刑務所長ニ提出スヘシ

保健技師又ハ保健技手ハ三月毎ニ一回使用者ノ健康診斷ヲ行ヒ其ノ結果ヲ健康診斷簿ニ記入スヘシ

第九條 刑務所長ハ毒物劇物ノ使用ニ付衛生上有害ナル虞アリト認メ特別ノ豫防方法ヲ講シタルトキハ其ノ作業種目、就業人員、毒物劇物ノ種類及豫防施設ノ要旨等ヲ報告スヘシ

第十條 保健技師 保健技手及藥劑師ハ時々毒物劇物ノ保管並取扱方法等ヲ視察シ意見アルトキ之ヲ刑務所長ニ提出スヘシ

第十條 刑務所長ハ別紙様式ニ依リ一年間（會計年度）ニ於テ使用シタル毒物劇物ノ種類、數量、就業人員及使用目的等ヲ報告スヘシ

第十條 本規程ハ刑務所ニ之ヲ準用ス
（様式略）
同通牒

本日標記ノ件ニ關シ訓令相成候處右ハ醫藥以外ノ用ニ供スル毒物劇物ノ刑務所内ニ於ケル保管並取扱方ニ付テハ從來別段ノ規定無之各刑務所ニ於テ適宜其ノ保管並取扱ニ御留意相成居候ヘ共近年我刑務作業ノ進展ニ伴ヒ作業施行方法モ漸ク複雑且ツ化學工業ヲ加フルニ至リ從テ之ニ使用セラルル毒物劇物ノ種類並數量ヲ増加スルニ至レリ然ルニ毒物劇物ヲ使用スル收容者及關係職員ニ於テ藥物ニ對スル知識ノ不充分ナルト其ノ保管取扱方法ノ適當ナラサルノ結果ハ毒物劇物ニ因ル中毒患者ノ發生又ハ想ハサルノ事故ヲ招來スヘキコトヲ憂慮シ主トシテ收容者ノ保健上ヨリ本規程ノ制定ヲ見ルニ至リ候次第ニ付本規程ノ趣旨ヲ體シ刑務所ニ於ケル毒物劇物ノ候管並取扱上ニ遺憾ナキヲ期セラレ度候

追テ現在使用ノ毒物劇物ニ付左記様式ニ依リ調査ノ上至急御

報告相成度候

記

毒物劇物ニ關スル調					
品目	作業種目	用途	報告當日 = 於ケル 就業人員	一月間 = 於ケル 使用 數	備考

行刑統計

昭和七年七月中入出監並月末在監人員

Prison Population during the Month of Octo, 1932

△ハ減

受刑者 刑疑告人 勞役場留置者 乳兒	越員	入監	出監	現員	前月末日 現在	前年同月 末日現在	増減	
							前月比較	前年比較
43,354	4,834	4,283	43,905	43,354	42,228	551	1,677	
210	1,487	1,511	186	210	168	24	18	
5,123	3,332	3,354	5,101	5,123	4,752	22	349	
860	1,322	1,370	812	860	622	48	190	
7	0	2	5	7	8	2	3	
48,752	10,717	10,243	49,226	48,752	47,004	474	2,222	
802	258	277	783	802	774	19	9	
49,554	10,975	10,520	50,009	49,554	47,778	455	2,231	
備考	内朝鮮人受刑者男1,808人 女5人		被疑者男4人 刑事被告人男196人 女6人		ナ			

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレバ下ノ如シ

國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	計	國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	計
中華民國	134	—	6	140	ポルトガル	—	—	—	—
北米合衆國	—	—	—	—	伊太利	—	—	—	—
英吉利亞	—	—	—	—	墨西哥	1	—	—	1
露西亞	1	—	—	1	總計	136	—	6	142

昭和七年七月末日在監者人員表

The Number of the Inmates during the Month of June, 1932

備考 ×印ハ被疑者

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Acc used			勞務場留置者 Prisoners in "Rokokijo" (Place of labor in lieu of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	910	—	910	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	910
市谷 Ichigaya	93	9	102	×41 1,260	—	44	×41 1,304	95	—	95	—	—	—	—	1,489
豐多摩 Toyotama	1,365	—	1,365	304	—	2	306	19	—	19	—	—	—	—	1,688
巢鴨 Sugamo	2,170	—	2,170	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	2,171
横濱 Yokohama	714	—	714	151	—	1	152	14	—	14	—	—	—	—	879
千葉 Chiba	927	—	927	60	—	4	64	8	—	8	—	—	—	—	995
水戸 Mito	517	—	517	66	—	2	68	18	1	19	—	—	—	—	601
宇都宮 Utsunomiya	545	178	723	—	—	1	39	9	—	9	—	—	—	—	592
															179
															771

前橋 Machashi	1,062	—	1,062	1	42	1	43	17	1	18	—	—	—	—	1,122	2	1,124
静岡 Shizuoka	948	—	948	×1 100	—	1	101	20	—	20	—	—	—	—	1,069	1	1,070
甲府 Kofu	503	—	503	×2 32	—	1	33	7	—	7	—	—	—	—	544	1	545
長野 Nagano	758	—	758	×11 59	—	2	61	6	—	6	—	—	—	—	834	2	836
新潟 Niigata	616	1	617	52	—	1	53	20	—	20	—	—	—	—	688	2	690
京都 Kyoto	867	125	992	1 152	—	4	156	19	1	20	—	—	—	—	1,039	131	1,170
大阪 Osaka	3,882	2	3,884	×29 534	—	1	30	70	8	78	—	—	—	—	4,515	31	4,546
神戸 Kobe	1,470	1	1,471	×7 20	—	7	208	32	—	32	—	—	—	—	1,710	8	1,718
奈良 Nara	695	—	695	15	—	2	17	6	—	6	—	—	—	—	716	2	718
滋賀 Shiga	514	—	514	×2 30	—	—	30	5	—	5	—	—	—	—	551	—	551
徳島 Tokushima	660	14	674	18	—	3	21	7	—	7	—	—	—	—	685	17	702
高松 Takamatsu	1,045	—	1,045	8 48	—	2	50	9	—	9	—	—	—	—	1,102	2	1,104
高知 Kōchi	691	7	698	×56 8	—	—	56	11	—	11	—	—	—	—	766	7	773
名古屋 Nagoya	1,776	5	1,781	×11 208	—	8	216	23	—	23	—	—	—	—	2,018	13	2,031
三重 Mie	746	—	746	×1 57	—	3	60	4	—	4	—	—	—	—	808	3	811
岐阜 Gifu	772	—	772	×1 37	—	3	40	12	—	12	—	—	—	—	822	4	826
金澤 Kanazawa	841	—	841	×1 71	—	1	72	3	—	3	—	—	—	—	916	1	917

廣島	Hiroshima	鳥	1,525	66	1,591	× 170	9	176	18	1	19	—	—	—	—	1,722	73	1,795
山口	Yamaguchi	口	770	—	770	× 39	5	39	12	—	12	—	—	—	—	826	—	826
岡山	Okayama	山	1,016	4	1,020	× 98	5	101	54	2	56	—	—	—	1,173	9	1,182	
松江	Matsue	江	917	1	918	× 46	1	47	16	1	17	—	—	—	980	3	983	
松山	Matsuyama	山	730	1	731	× 59	8	63	.26	—	26	—	—	—	823	5	828	
長門	Nagasaki	崎	1,215	84	1,299	× 88	2	91	11	—	11	—	—	—	1,316	88	1,404	
福岡	Fukuoka	岡	1,971	1	1,972	× 150	7	153	34	—	34	—	—	—	2,162	5	2,167	
熊本	Kumamoto	本	855	—	855	× 29	1	31	6	—	6	—	—	—	891	2	893	
鹿兒島	Kagoshima	島	612	1	613	× 37	2	38	6	—	6	—	—	—	657	2	659	
宮崎	Miyazaki	崎	819	—	819	× 80	1	85	23	—	23	—	—	—	923	7	930	
沖繩	Okinawa	繩	260	10	270	× 51	1	54	20	—	20	—	—	—	332	13	345	
宮城	Miyagi	城	1,322	44	1,366	× 70	1	74	18	—	18	—	—	—	1,411	49	1,460	
秋田	Akita	田	749	—	749	× 56	2	57	21	7	28	—	—	—	828	8	836	
青森	Aomori	森	293	—	293	× 32	—	34	20	1	21	—	—	—	345	3	348	
札幌	Sapporo	幌	1,203	35	1,238	× 159	10	165	28	—	28	—	—	—	1,400	41	1,441	
函館	Hakodate	館	444	—	444	× 31	2	32	5	1	6	—	—	—	482	2	484	
網走	Aburatsubo	走	568	—	568	× 2	—	2	2	—	2	—	—	—	572	—	572	

釧路	Kushiro	路	242	—	242	× 16	1	17	7	—	7	—	—	—	265	1	266
小田原(少年)	Odawara		344	—	344	× 5	—	5	2	—	2	—	—	—	351	—	351
(for juvenils)																	
川越(同)	Kawagoe	(ditto)	268	—	268	× 26	—	27	4	—	4	—	—	—	670	1	671
姫路(同)	Himeji	(ditto)	640	—	640	× 3	44	3	6	—	6	—	—	—	257	—	257
岡崎(同)	Okazaki	(ditto)	204	—	204	× 2	—	2	—	—	—	—	—	—	350	—	350
岩國(同)	Iwakuni	(ditto)	348	—	348	× 1	26	1	3	—	3	—	—	—	438	—	438
久留米(同)	Kurume	(ditto)	408	—	408	× 26	—	26	6	—	6	—	—	—	248	2	250
盛岡(同)	Morioka	(ditto)	216	—	216	× 26	—	26	—	—	—	—	—	—	179	—	179
北海(同)	Hokkai	(ditto)	179	—	179	× 5	8	3	—	—	—	—	—	—	127	—	127
八王子(同)	Hachioji	(ditto)	111	—	111	× 8	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	Sum Total		43,316	589	43,905	× 183	160	5,101	786	26	812	—	—	—	49,226	783	50,009

昭和十一年三月三十一日現在
 逓信省 逓信局 逓信部 逓信課
 逓信局 逓信部 逓信課

逓信局 逓信部 逓信課

逓信局 逓信部 逓信課

司法書記官 正木 亮先生序
 前市ヶ谷刑務所長 根本仙三郎先生校閲
 市ヶ谷刑務所 文書主任 松山憲太郎先生著

未決拘禁法規

◆ポケット型六百餘頁 定價一圓二十錢 特價二圓◆
 ◇行刑實勢の好指針として唯一の文献完成す

第一 本書は昭和七年三月十日現在、未決拘禁處遇に關する現行の關係法令一切及通牒並質疑回答、判決例の重要なものを収録せり。
 第二 未決拘禁關係法令として、刑法、刑事訴訟法、監獄法、裁判所構成法、違警罪即決例、少年法、治安警察法、治安維持法、政執行法等二十有六を収録して實務參考に供したり。

發行所 東京・神田 振替東京二二一九四 松華堂書店
 錦町一ノ三 電話神田二二三一〇

法學志林

第三十四卷 第九號
 昭和七年 九月一日發行

法律的消極主義……………牧野英一
 □教育刑の實證的論理的基礎……………栗生武夫
 法律解釋學の神學性は………岡村玄治
 いかにして始つたか……………エー・ハスキン
 借地法に依る買取請求……………宮下喜三郎
 と同時履行の抗辯等……………
 ドイツ法學に於ける最近の問題……………
 法史瑣談……………
 新刊批評及思潮概観……………
 □「法の目的・法の變革」(牧野英一) □刑事責任と人格
 (木村龜二) □新刊短評 □雜誌一瞥
 判例 民事二十件 刑事二十件 行政七件
 (歐文) □共犯ノ獨立性とわが刑法草案(牧野英一)(佛文)

東京 法政大學發行

法律論叢

第十一卷 第九號
 昭和七年九月一日發行

論說
 商、商行爲及び商事の概 松岡熊三郎
 念と商法の本質(五)
 民事訴訟法に於ける口頭辯論準備制度(六) 野間繁
 資料
 Sachsenspiegel (Landrecht) 森吉義旭
 に關する研究(三)
 出來高拂仕事と經營協議 中村武
 會の職能 齊藤巖
 不動産登記法改正私議(一) 水口吉藏
 判例研究
 商法判例研究……………
 民事判例十六件 刑事判例九件

明治大學内
 明大學會發行

法學論叢

第二十八卷 第四號
 昭和七年 十月號

日本に於ける革命の類型……………牧健二
 信託業者の投資に關する……………大阪谷公雄
 注意義務……………
 佛民法二二七九條一項の成立(一)……………田島順
 滿洲に於ける我國駐兵權……………田中直吉
 問題の考察(一)……………
 比較法制上……………
 より觀たる暴利契約(一・完)……………谷口知平
 批評と紹介
 『企業自體』の法律思想(大磯健一郎)——既判力の本質(中田淳一)——ビック著『労働法』の邦譯(後藤清)——『デモクラシー』の今日(大石義雄)——E・フレンゲル『労働法の政治的意義』(加古祐二郎)——伊國國際私法草案(齊藤武生)——尾高朝雄『社會團體論の基礎づけ』(黒田覺)
 民事判例批評
 質貸人の承諾なき田地の轉貸借と轉借人の植付けたる稲苗——假差押と不法行爲——民法第八百八十八條第一項の行爲(末川博)——受訴裁判所の保管に屬する別件記録の授用——家屋收去土地明渡の裁判上の和解成立前の家屋の賃借人(山田正三)

京都帝國大學法學會發行
 東京 有斐閣 發賣

法學協會雜誌

第五十卷 第十號
十月一日發行

論 說

- 精神的衝動に基く損害賠償……………東京帝國大學 末延三次
- 刑法改正案と共犯の獨立性……………東京帝國大學 牧野英一
- ボイコット論序說……………東京帝國大學 高柳賢三
- 保險の社會性と團體性……………東京帝國大學 田中耕太郎

資料及紹介

- 獨逸株式會社法の改正……………東京帝國大學 鈴木竹雄
- 上訴の制限……………東京帝國大學 菊井維大
- ケルロイター著「民族的國家論」……………東京帝國大學 宮澤俊義

判例研究

- 民事訴訟法判例批評(一二六)……………法學博士 加藤正治
- 民事法判例研究錄(昭和六年度・三)

東京帝國大學
法學協會發行

犯罪學雜誌

第六卷 第三號
昭和七年九月發行

論 說

- 自殺の原因と自殺者の心理……………安東禾村
- 血液型と中性嗜好性白血球に於ける核型との關係……………醫學士 橋慶一郎
- 歩兵第三十聯隊兵員の血液型とその統計的觀察(上越後地方に於ける血液型分布狀況)……………醫學士 谷岡壽次
- 人精液「リポイド」の抗原性に於て……………醫學士 平野 專

犯 罪 研 究

- 英米犯罪數の考察……………岩野 稔
- 神出鬼没のどんなにして行はれた?……………元刑事部長 永山長三郎
- 籠拔詐欺の「ダイヤモンド」(完)……………アシュトン・ウォルフ
- モンテ・クリスト伯にかゝる實話……………醫學博士 山崎 佐
- 檢視史資料類纂……………醫學博士 山崎 佐

- ▽耳鼻咽喉科北陸地方例會
- ▽小學教員夏季講習會
- ▽自然科學研究獎勵金交付者決定
- ▽人事消息
- ▽新入會員
- ▽編輯後記
- ▽文 獻 集

金澤醫科大學法醫學教室內
申込所 犯罪學雜誌發行所

編輯餘錄

□ 本日我が國は滿洲國を極東の獨立國として承認した。建國勿々の際滿洲國は國內の秩序を定めるに爾今相當の艱難に直面するであらうとは想像に難くない。

□ 滿洲國が今後獨立國として世界に價値を認めらるべきはひとり土匪征伐に成功するのみでは足りない。外交政策に智能を傾けることでも足りないのである。要は、國內の文化事業の完備を取り急ぐことに之を求めることが切である。

□ 文化事業の中で編輯子は特に刑の完成のいそがしきを要望してやまない。何となれば、行刑は文化の衣裳であるからである。顧みて舊軍閥政治から今日に至りたる経過を見るにそこに罪刑法定主義の保障なく、民を安んぜしむべき行刑制度の見るべきものなかりしためでもあつたのである。又今日の支那を見よ。何故に彼等が今日に至るも猶治外法權の撤廢を求め得ぬか。それこそ信

ずべき行刑制度がないからではないか。

□ 土匪の徹底的撲滅はひとり武力のみで成功するものではない。内に信ずべき治罪の途の講ぜられてこそ土匪を良民に化する一方法とこそ知らねばならぬ。武の強きのみを以て外國の信を買はふとしてはならぬ。外國の信は内の文化の發達が大きな力となることを知らねばならぬ。さやうな意味から編輯子は特に行刑の完成の一日も速かならんことを希ふのである。

□ 十月三日からアメリカの行刑會議が始まる。ニューヨーク刑務協會長のカス氏がめまぐるしく準備にいそしんで居るさうだ、日本でも刑務協會主催で刑務官を始めすべてのクリミナリストが自腹で眞剣な行刑會議を開いて見たいものだ。お上の費用での出張でなしに。

□ もろもろの虫がすだいで、夜の讀書がいやにしんみりして來た。役所勤めのつかれを一盞に消さうより讀書三昧に入つて吹き飛ばす秋の夜はたのしいかな。

昭和七年九月十五日滿洲國
承認の夜 — あき羅 —

定 價	冊 (稅 共)	
	冊	金
一	冊	金 二 十 五 錢
六	冊 (稅 共)	金 一 圓 五 十 錢
十二	冊 (稅 共)	金 三 圓

廣 告 料	冊 (稅 共)		
	冊	金	圓
一	冊	金 五	十 圓
二	冊	金 四	十 圓
普 通	冊	金 一	圓

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和七年九月廿八日印刷納本
昭和七年十月一日發行

編輯兼 伊藤 忠次郎
印刷所 東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三合番地 竹田 益平
印刷所 東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三合番地 益平
發行所 東京市麹町區西日比谷町一番地 刑務協會

電話銀座 二三四四、三二五番
振替口座 東京二五〇五九番

45° Année n° 10

Octobre 1932

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Aoki, S. — L'intelligence et l'effet de la peine.

Ogonuki, S. — Du travail pénitentiaire.

Nakao, B. — De l'évasion.

Mouvement des idées à l'étranger :

A. Paterson, English prisons.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio